

第二百二十三條 失踪ノ宣告アリタルトキハ其宣告ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

- 一、失踪者ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
- 二、失踪ノ宣告アリタル年月日
- 三、失踪者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、族稱及ヒ戸主ト失踪者トノ續柄

第二百二十三條 失踪の裁判が確定したときには其失踪の宣告を裁判所に願ひ出た者は判決のあつた日から十日以内に次に掲げてある事柄を書いて夫れに裁判の謄本を添へ之を戸籍吏に届出なければならぬ。

- 一、失踪者の姓名・出生の年月日・職業及び本籍地 失踪者が何人であるかを明にする爲めに姓名や生れた年月日や職業を書かせるのである、又本籍地の戸籍簿にも失踪の登記をしなければならぬから本籍地をも届出でさせる。
- 二、失踪の宣告があつた年月日 失踪宣告の裁判が確定した時には失踪者は死亡したる者と看做され總ての財産は家督相続人又は遺産相続人のものとなるのであるから債権があるとか其外利害關係ある人の爲めに其失踪の宣告があつた年月日を明に届出でさせるのである。
- 三、失踪者が家族であるときは戸主の姓名・族稱及び戸主と失踪者との續柄 失踪者が戸主であるときには戸主のもつて居つた權利義務は家督相続人に移るのであるが若し家族であるときには遺産だけが遺産相続人に移る等の違があるから失踪者が家族である場合には其者が戸主の子又は弟であるといふ様に其續柄

をも明に届出でさせる。

第二百二十四條 失踪ノ宣告ノ取消アリタルトキハ其取消ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一个月内ニ裁判ノ謄本ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

第二百二十四條 失踪の宣告は失踪者が生きて居つた時か又は實際は失踪の宣告を受けた時から前か又は後に死んだといふことが分つたときには失踪者本人又は失踪者に利害の關係がある者は裁判所に願ひ出で失踪の宣告を取消して貰ふことが出来るのであるが此場合には取消を請求した者は其取消の裁判が確定した日から一ヶ月内に裁判の謄本を添へて戸籍吏に登記の取消を願出でなければならぬ。

第十二節 死 亡

第十一節 失踪によつて死亡と看做す場合を規定したのであるが本節では自然に死亡した場合の届出の手續を規定したのである。人の死亡は其者の權利や義務に移轉又は變更を來すのである、例へば戸主が死んだ場合には家督相続が生じ其死亡した戸主の持つて居つた權利が相続人に移ると共に其負擔してあつた債務も亦相続人に轉ずる、又死亡者が家族である場合には遺産相続の問題が起る。又其死亡者の一身にだけ屬してあつた親權、扶養の義務、妻に對しての夫權、又は他人を以て代へることの出来ない義務等は死亡と共に消滅する。此の

様に人の死亡は權利義務に消長があるばかりでなく人の死亡は親族法、相續法中の規定に非常な影響を及ぼすのであるから、其届出も各場合に互りて精密な規定を設けたのである。

第二百二十五條 死亡した者があつた場合には届出をする義務のある者は其死亡した者アリタルトキハ届出義務者カ其死亡ヲ知リタル日ヨリ五日内ニ左ノ諸件ヲ具シ醫師ノ診断書若クハ檢察書又ハ警察官ノ検視調査ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

一、死亡者ノ氏名
出生ノ年月日、
男女ノ別及ヒ本籍地
二、死亡ノ年月日時及ヒ場所
三、死亡者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、族稱及ヒ戸主ト死亡者

トノ積柄
前項ノ届出期間ハ衛生ノ爲メ特別ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ得

第二百二十五條 死亡した者があつた場合には届出をする義務のある者は其死亡したことを知つた日から五日のうちに普通の病氣で死んだ者であるときには醫者の診断書を添へ典獄、検事若しくは判事の命令によつて醫者の検案した死體であるとき又は判檢事等の命令によらなくとも死前前醫者の診察しなかつた死體について死んだ原因を検査した場合には檢案書を添へ若し又溢死、溺死等の變死者である爲めに警察官が臨檢して調査を作つたときには檢視調査の謄本を添へ次に擧げてある事柄を書いて届出さなければならぬ。

一、死亡者の姓名、出生の年月日、男女の別及び本籍地死亡した者が何處に籍のある者であるか如何なる人であるかを明にする爲めに死亡した者の姓名が出生の年月日や男又は女であることや及び其本籍地を届させるのであるが若し姓名や本籍地や出生の年月日が知れない様な場合には第三百二十二條によつて知れて居る事柄だけを書いて届出ればよい。

二、死亡した年月日時及び場所 死亡した年月日時が種々の權利義務の關係に影響あるは勿論、場所も犯罪に因つたときは勿論相續は被相續人の住所地で行はれ其他諸件を此地でするのであるから之を確めて置く必要がある。

三、死亡者が家族であるときは戸主の姓名、族稱及び戸主と死亡者との積柄 死んだ者が戸主であれば家督相續が起るし家族であれば遺産相續が起るし又死んだ家族が戸主の子である場合には戸主は其死んだ者の借財なども支拂はなければならぬ場合もあるから其家族と戸主との積柄も届出でさせるのである。

又届出の期間は普通は五日以内にするればよいのであるけれども赤痢や虎列拉やペストの様な傳染病が流行する場合には死人を遠く片付けて其傳染を豫防する爲めに命令を以て期間を短くして三日以内か二日以内に届出をさせることも出来る。

第二百二十六條 左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ死亡ノ

第二百二十六條 人が死んだ場合には次に掲げてある者は其順序に従つて届出をしなければならぬ。

届出ヲ爲ス義務ヲ負フ

第一 戸主

第二 同居者

第三 家主、地主
又ハ土地若クハ家屋ノ管理人
同順位ノ届出義務者數人アルトキハ其中ノ一人ヨリ届出ヲ爲スヲ以テ足ル

第一戸主 我國では戸主は一家を支配して家族についての事柄を處理するのであるから其家の家族の死んだ場合にも戸主が其届出をするのは當然であるとして戸主を第一に届出義務者としたのである。

第二同居者 若し戸主が死んだ場合や又は戸主が旅行して家に居らない様な場合には第一の義務者である處の戸主が死亡の届出をすることが出来ないから此ときには死んだ者の同居者即ち同じ家に住んで居る父母、兄弟、姉妹、下男、下女等で親族であると他人であることを問はぬのである。

第三家主、地主又は土地若くは家屋の管理人 家主とは死亡者の住んで居つた家か又は倒れて居つた家の所有主を云ふのであつて地主とは死亡者の倒れて居つた田畑宅地等を所有して居る者のことである又土地若くは家屋の管理人といふのは俗にいふ差配人を始めとして會社に屬して居る土地家屋内に死體があれば其會社を管理して居る理事も届出の義務があるし若し又市町村の持つて居る土地家屋か又は市町村内の道路に倒れて居る者があるときには市町村長は其届をしなければならぬ。

以上述べた様に廣く届出義務者を規定したのは死んだ者がある場合に届出をしないで其儘に打捨て、置く様なことがあつてはならぬからである、それゆへ同じ順位にある者例へば兄弟姉妹と云ふ様な同居者が數人ある場合には其うちの姉又は第一人が届を出せば他の同居者は最早届出をしなくともよいことになる。

第二百二十七條 人は其本籍地で死すこともあるし其住所地で死ぬこともあるし或は旅行先きで死ぬこともある。それだから必ず本籍地又は住所地の戸籍吏に届出でなければならぬとするとときには、非常に不便な場合があるから、人の死んだ時には死んだ土地か本籍地か若くは住所地のうちで、届出人の便利な處に届ければよいのである。

第二百二十八條 進行中の汽車又は航海日誌を備へてない船舶中で死んだ者がある場合には第七十條の出生の届出と同じ方法で死亡届を出し又病院其他の公設所で死んだ者があるときに一般の届出義務者が届をすることの出来ない場合には第七十四條の出生の場合に倣うて届出をしなければならぬ。

一、汽車又は航海日誌を備へてない船舶中に死んだ者がある場合。

第二百二十七條 死亡ノ届出ハ死亡地又ハ死亡者ノ本籍地若クハ寄留地ノ戸籍吏之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百二十八條 第七十條及ヒ第七十四條ノ規定ハ死亡ノ届出ニ之ヲ準用ス

汽車の乗客若くは乗組員のうちで其汽車の進行中に死んだ者があるときには全く息の絶えたのは何地であるか不明なこともあるし又假令死んだ所が知れて居つたにしても其土地の戸籍吏に届出でさせるのは不便利であるから此の様な場合には汽車の著いた土地を死亡地と看做して届出人は其汽車の著いた土地の戸籍吏に届出てもよいし死んだ者の本籍地或は寄留地に届出てもよい、又航海中日誌を備へてない沿岸航海又は内海航行の船舶中に死亡者があつた場合にも進行中の汽車で死んだと同じであるから其船舶の著いた港を死亡地と看做するのである。

二、病院、監獄其他の公設所で死んだ者がある場合病院、監獄、養育院、官公立學校の寄宿舎等で死んだ者があつて其者の父母又は戸主から届出をすることの出来ない場合には第二百二十六條の規定によることが出来ないから病院の院長又は典獄若くは公設所の其管理者から死亡の届出をしなければならぬ。

第二百二十九條 犯罪人の死刑の執行は監獄内の絞首場とするのであつて立會の判檢事と其係りの官吏より外の者は其場所に入るとを許されぬから第二百二十六條

第二百二十九條 死刑ノ執行アリタルトキハ監獄ノ長ハ

遲滞ナク第二百二十五條ニ掲ケタル諸件ヲ具シ監獄所在地ノ戸籍吏ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ規定ハ在監中死亡シタル者アリテ死體ノ引取人ナキ場合ニ於テ用ス此場合ニ於テハ報告書ニ醫師ノ診斷書又ハ檢察官ヲ添フルコトヲ要ス

第三百十條 航海中ニ死亡シタル者ハ船長ハ二十四時間内ニ乗船者中ヨリ選ミタル証人ノ前ニ於テ第二百二十五條ニ掲ケタル諸件ヲ航海日誌ニ記載シシテ捺印シ且証人ノ署名捺印シ且証人ノ職名及本籍地ヲ記載スルコトヲ要ス

に定めてある一般の死亡届出義務者は其死んだことを知ることが出来ない、それであるから死刑の執行があつて犯人が死亡した場合には其監獄長は第二百二十五條に定めてある事柄を書き直に其監獄署のある土地の戸籍吏に報告しなければならぬ。監獄にある囚人が病氣等で死亡した場合には其死體の引取人があれば其者から届出るのであるが若し引取人のない場合には監獄長から第二百二十五條に掲げてある事柄を書いて監獄署のある處の戸籍吏に報告しなければならぬので此の場合には其報告書に醫者の診断書を添へて出さなければならぬ、又頓死や縊死や其他の變死の場合には醫者の検査した證明書を添へて報告しなければならぬのである。

第三百十條 軍艦又は商船の航海中に死亡した者があつたときは艦長又は船長は二十四時間内に其死亡したことを證明する爲めに乗船者のうちから證人を選んで其證人の前で第二百二十五條に掲げてある事柄と證人の出生の年月日や職業や本籍地を航海日誌に書き載せ其證人と共に之に署名捺印しなければならぬ、艦長又は船長に之の手續をさせるのは航海中は他と交通することが出来ない爲め第二百二十六條に擧げてある人々から届出をするわけに出来ないから届出の代りに航海日誌に記載させ

前項ノ手續船ヲカテシ
タル後ニシテハ日本
ノ港ニ著シタル船
キハ二十時以内ニ
ハニノ開スル航海
亡ノ開スル航海日
戸籍吏ニ送付スル
戸籍吏ニ送付スル
艦船カ外國ノ港ニ
著シタル船ハ運
長又ハ船長ハ運
航海日誌ノ開スル
其國ニ駐在スル日
本ノ公使又ハ領事
領事ハ三ヶ月以内
之ヲ外務大臣ニ發
送シ外務大臣ハ十
日以内ニ之ヲ死亡
ノ發送スルコトヲ
要ス

るのである、それだから若し船がある港湾に碇泊して居る中に死亡した者がある様な場合には普通の手續によつて其土地の戸籍吏に届出でなければならぬ。前に定めた手續をした後に其船が日本の港に著いたときには其到着したときから二十四時以内、其航海日誌の謄本を其港の戸籍吏に送つて死亡のことを報告しなければならぬ。

船の始めて著いた港が若し外國であるときは艦船長は其死亡についての航海日誌の謄本を其國に駐在して居る日本の公使又は領事に送付しなければならぬ、之れは艦船が日本の港に著いてから戸籍吏に送るものとすれば或は多くの日數がかゝることがあるから公使又は領事に送らざることとしたのである、又航海日誌の謄本の送附を受けた公使又は領事は三ヶ月のうちに之を我國の外務大臣に宛てて發送し之を受けた外務大臣は又十日以内に之を死亡者の本籍地の戸籍吏に宛てて發送しなければならぬのである。

第三百三十一條 艦船ノ難破ニ因リテ乗組員及ヒ乗客ノ全部又ハ一部カ死亡シタルハ其難破ノ取調ヲ要ス

第三百三十一條 軍艦又は其外の船舶が颶風に遭つたり岩石に衝突したりして沈没又は破壊して乗組員又は乗客の全部又は一部が死んだ場合には其難破の取調をした

亡シタルトキハ其難破ノ取調ヲ要ス
タル官廳又ハ公署
ハ死亡者ノ本籍地
ノ戸籍吏ニ死亡ノ
報告ヲ爲スコトヲ
要ス

第三百三十二條 死亡者ノ本籍不明ナル且其何人タルコトヲ認識スルコト能ハサルトキハ警察官ハ檢視調査ヲ作リ遲滞ナク之ヲ其地ノ戸籍吏ニ報告スルコトヲ要ス

死亡者ノ本籍不明ナルニ至リ又ハ其何人タルコトヲ認識スルコトヲ得ルニ至リタルトキハ警察官ハ遲滞ナク前ニ報告ヲ受ケタル戸籍吏ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第百二十六條第一項第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル死亡

處の官廳又は公署は其死亡者の本籍地の戸籍吏に其死んだ事情を書いて發送しなければならぬ。

第三百三十二條 死亡した者の本籍が明でなく又其誰れであるかも分らないときには警察官は臨檢して其死亡者の檢視調査を作りて之を直に其地の戸籍吏に報告しなければならぬ。

抑々死亡者があつて其死亡のあつた土地又は死亡者の寄留地の戸籍吏が其死亡の届を受附けたときは非本籍人身分登記籍に死亡の登記をした後に本籍地の戸籍吏に届書の正本を送るのであるけれども死亡した者の本籍地又は寄留地も分らないときには其手續をすることは出来ないのは勿論であるが若し死亡した者の本籍地が分つて来たか又は何の何某であるといふことが初めには分らなかつたのが後に分つた場合には警察官は直ちに其旨を前の戸籍吏に報告しなければならぬ。

前の場合に於て第百二十六條第一項の第一號及び第二號に掲げてある者即ち戸主又は同居人が其家族又は同居人の死亡した事實を知つたときには十日以内に死亡の届出をしなければならぬ、普通死亡の届出は五日以内であるけれども此様な場合に

戸籍法 身分に関する届出

二二二

届出義務者カ前項ノ事實ヲ知リタルトキハ十日内ニ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ醫師ノ診断書又ハ検案書ニ代ヘ警察官ノ検視調査ノ謄本ヲ添フルコトヲ得

は其死亡者が果して家族又は同居人であるかを調べなければならぬから届出の期間を延ばしたのである、又此場合には警察官の検視の調査があつて死亡したことを證明するのであるから此検視調査の謄本を添へれば醫者の診断書又は検案書を添へなくともよいのである。

第十三節 家督相續

我國の相續には遺産相續と家督相續との二種類あつて一家の家族である者が死亡した場合に其者の財産を子又は孫若くは配偶者が相續することを遺産相續といひ家名と財産を受け繼いで戸主となることを家督相續といふのである。

家督相續は民法第九百六十四條に定められてある場合即ち戸主の死亡、隠居、國籍喪失若くは戸主が婚姻又は養子縁組の取消によつて其家を去つたとき又は女戸主が入夫婚姻をしたとき又は其入夫を離婚したとき及び失踪の宣告を受けた場合等に開始する者であつて法定の推定家督相續人である子又は孫があるときは其者が相續し又子も孫もないので被相續人が相續人を指定したときは其者が戸主となる、又是等のものがない場合には被相續人の直系尊屬である處の父母又は祖父母のうちで親等の近い者が相續する若し又直系尊屬もないときには他人から選定するのであるが何人が相續するにしても相續は被相續人の権利と義務が相續人に移り一族一家ばかりでなく他人に對しても利害の關係があるのだから其事柄を公示する爲め相續人は家督相續があつて自分が戸主となつたのを知つた時から一ヶ月内に被相續人の本籍地の戸籍吏に相續のことを届出でさせるのである。

第三百三十三條 家督相續は相續が開始した時から效力が生ずるのである、言ひ換へれば戸主の死亡又は隠居等があると同時に相續人は相續したとされるのであるけれども相續人はまだ實際には之を知らないで居ることもあるし又知つたにしても其者の住んで居る處と被相續人と本籍地と遠く離れて居る様な場合もあるから家督相續によつて戸主となつた者は其戸主となつたことを知つたときから一ヶ月以内に次に挙げてある事柄を書いて被相續人の本籍地の戸籍吏に届出でねばならぬ。

第三百三十三條 家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ左ノ諸件ヲ具シ之ヲ被相續人ノ本籍地ノ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス 一、家督相續ノ原因及ヒ戸主ト爲リタル年月日 二、前戸主ノ名及ヒ前戸主ト家督相續人トノ続柄

一、家督相續の原因及び戸主となつた年月日 家督相續の原因とは家督相續の開

家督相續人カ外國ニ在ル場合ニ於テハ前項ノ届出ハ三個月内ニ届書ヲ發送スルヲ以テ足ル

は入夫の離婚によつて相續するといふ類のことである又戸主となつた年月日といふは家督相續の開始した年月日を指すので假令相續が開始してから一ヶ月又は二ヶ月過ぎて相續しても相續開始の時に遡つて相續の効力が生ずるのであるから其時から戸主の資格を得ることになる。

二、前の戸主の名と前の戸主と家督相續人との續柄 戸主となつた者は自分の姓と名を書き若しくは口で述べて届出るのであつて而も被相續人の姓は相續人の姓と同じであるから届書には前の戸主の姓を省くのである、又前の戸主と家督相續をした者との續柄によつては先順位の相續人が現はれないとも限らないから家督を相續したものは被相續人の長男であるか次男であるか又は孫であるか若しくは養子であるかを書いて届けなければならない。

家督相續人が若し外國に居る様な場合には通信するにも數ヶ月かゝる處もあるし又急に歸國することも出来ない場合もあるのだから此の場合には家督相續の届出は家督相續を知つた時から三ヶ月以内にすればよい。

第百三十四條 相續すべき順位にない者が相續をして正當の家督相續人が自分の

第百三十四條 家

督相續ノ裁判カ確定シタルトキハ相續權ヲ回復シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一ヶ月内ニ前條ニ掲ケタル諸件ヲ具シ裁判ノ原本ヲ添ヘテ之ヲ届出テ且前ニ爲シタル家督相續ノ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

相續權を害されたときは此の相續權を取戻すことの出來るのは勿論である、けれども其二人間に争が生じた場合には裁判を受けなければならない、而して其裁判確定の結果家督相續權を取戻すことになつたときには相續權を取戻した者又は其者の法定代理人は裁判が定まつた日から一ヶ月のうちに前條に擧げてある事柄と其裁判の原本を添へて家督相續の届出をすると同時に前の相續人のした家督相續の登記の取消を申請しなければならない。

第百三十五條 家督相續をするについては胎兒も生れたる者と看做されて相續權があるのだから此場合には其胎兒の母は相續が開始したことを知つた日から一ヶ月以内に次に擧げてある事柄と妊娠を證明する爲めに醫者の診断書を添へて被相續人の本籍地の戸籍吏に届出でなければならぬ。

一、相續開始の年月日 第百三十三條の戸主となつた年月日と同じ意味であつて被相續人が死亡した日、又は入夫が離婚されて其家を出た年月日をいふのである。

二、家督相續人が胎兒であること 家督相續人が胎兒であることは醫者の診断書

三、前戸主ノ名及胎兒ナルコト

戸籍法

身分に関する届出

前戸主ト家督相續人トノ續柄 第三百三十三條第二項ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス

によつて證明されるのであるから其ことも届出なければならぬ。
三、前戸主の名及び前戸主と家督相續人との續柄 前の戸主の名と前戸主と家督相續人である胎兒の續柄 即ち父子であること等を届させるは第三百三十三條の第三號に説明したと同じ理由によつてである。

家督相續は被相續人の住所地であるから被相續人が其妻と共に外國にある場合に妻が妊娠中に被相續人である夫が死亡した爲めに胎内にある兒が家督相續をする様な場合には母は家督相續を開始したことを知つても本國と交通の便宜がなかつたり又は歸國することが出来ぬこともあるから此の様な場合には母が相續の開始したことを知つてから三ヶ月以内に相續の届書を被相續人の本籍地の戸籍吏に發送すればよい。

第三百三十六條 胎兒ヲ家督相續人トシテ届出タル場合ニ於テ其胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ母ハ出產ノ日ヨリ一ヶ月内ニ

第三百三十六條 前條の場合に於ては胎兒が生れて其後間もなく死んだときでも一旦は戸主となつたのであるから此場合には戸主の死亡による家督相續が開始するのである、けれども胎兒が死體で生れた時には戸主となることは出来ないから胎兒に次いで相續權を持つてゐる者が相續して戸主となるのである故に此場合には其胎兒

醫師又ハ出產ニ立會ヒタル産婆ノ檢案書ヲ提出シテ家督相續ノ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス 母カ登記取消ノ申請ヲ爲ササルトキハ家督相續人ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

の母は出產の日から一ヶ月のうちに胎兒が死體で生れたことを證明する爲めに出生に立會つた醫師又は産婆の檢案書を添へて前にした胎兒の家督相續の登記を取消しなければならぬ、若し此場合に胎兒の母が出産した後一ヶ月の期日内に相續登記の取消をしないときには第二百十條の規定によつて十圓以下の科料に處せられるのであるが申請がないからといつて無効相續の登記を其儘にして置くことは出来ないから次の家督相續人は胎兒の母が取消の申請を爲ないと云ふ事實を知つた日から一ヶ月内に登記取消を願出でねばならぬ。

第十四節 推定家督相續人の廢除

推定家督相續人とは被相續人の直系卑屬で相續の開始した場合に法律上當然の被相續人に代るべき者をいふ、而して其順序は民法第九百七十條の規定によつて定まるので例へば被相續人に長男二男三男の嫡出子がある場合には長男が即ち推定の家督相續人である。

推定の家督相續人が民法第九百七十五條に規定してある様なことをしたときには被相續人は裁判所に訴へて其者の推定家督相續人であることを廢除すること

が出来る、而して推定の家督相續人が廢除の判決を受けたときは其者は其推定の家督相續人の身分を失つて次の順位にある者が家督相續人となる。推家家督相續人の廢除は法律で支へてある人の地位身分を奪ふのであるから如何なる事情があつても被相續人が勝手にすることは出来ない。必ず裁判所に訴へて其判決を受けなければならぬ。又被相續人は推定家督相續人を廢除することを遺言することでも出来るけれども此場合にも遺言執行者は裁判所の許可を受けなければならぬのである。

推定家督相續人の廢除は相續權を失ふことになるのであるけれども若し其廢除した原因が消滅した場合にいつまでも廢除して置く必要がないのであるから法律は一旦廢除した者でも場合によつては其廢除を取消することを許すのである。此取消も亦廢除と同じに重大な事柄であるから裁判所に願ひ出で其許可を得なければならぬ。尙廢除の取消は相續の開始しない間に限るので一旦相續が開始して他の者が家督を相續した上は最早廢除を取消することが出来ぬ。以上述べた様に推定家督相續人の廢除又は廢除の取消があつた場合には其結果

は相續人本人及一族一家に影響するばかりでなく他人に對しても種々と利害の關係が生ずるのだから一般に之を知せる爲め必ず戸籍吏に願ひ身分變更の登記をしなければならぬのである。

第三百三十七條 被相續人が法定の推定家督相續人を廢除する爲めに裁判所に訴へ出で之を許す裁判が確定したときには被相續人は其廢除があつたことを證明する爲めに裁判の謄本を添へ次に挙げてある一號から三號までの事柄を書いて裁判が確定した日から十日以内に届出でなければならぬ。

一、廢除せられた者の名、出生の年月日及び職業、廢除された法定の推定家督相續人は其家の直系卑屬である子又は孫であつて被相續人と姓が同じであるから名だけを届けばよい、又其出生の年月日と職業とを届けさせるのは外の法定家督相續人の資格がある者と區別させる爲めである。

二、廢除の原因、廢除の原因といふのは民法第九百七十五條の第一項の一號から四號までに擧げてある事柄や同條第二項の規定によつて正當の理由ある場合に親族會の同意を得て被相續人から裁判所に請求して許を受けた事柄をいふので

第三百三十七條 推定家督相續人廢除ノ裁判カ確定シタルトキハ被相續人ハ裁判確定ノ日より十日内ニ左ノ諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

- 一、廢除セラレタル者ノ名、出生ノ年月日及ヒ職業
- 二、廢除ノ原因
- 三、廢除ノ裁判カ確定シタル年月日

例へば推定の家督相續人が被相續人に對して残酷な取扱をしたり又は重大な侮辱を加へた爲めに廢除したとか或は家名を汚す様な罪を犯して刑に處せられた爲めに廢除したとか若くは浪費者即ち放蕩者である爲めに準禁治産の宣告を受けながら改心の見込がない爲めに廢除したのであるかといふ廢除の原因を届出るのである、又之の廢除された原因を届けさせるのは原因の種類によつて届出人である被相續人が何時でも廢除を取消することが出来るものと出来ないものがあるからで例へば家名を汚す罪を犯して刑に處せられた爲めに廢除された様な場合には後になつて取消することが出来ないといふ類のことがある。

三、裁判が確定した年月日 第一審で廢除の判決があつても推定家督相續人が上訴した様な場合には、まだ裁判が確定しないので、其上告が棄却されたときか又は上告する期間満了した年月日が即ち裁判確定の日である。

第三百三十八條 遺言執行者は相續人の代理人となつて遺言のすべてを處理しなければならぬのであるから推定家督相續人を廢することを遺言した場合にも遺言執行者は其遺言が效力を生じた後即ち遺言者が死亡したときは裁判所に廢除の訴をし

第三百三十八條 被相續人カ遺言ヲ以テ推定家督相續人ヲ廢除スル意思ヲ表示シタル場合ニ

於テ廢除ノ裁判カ確定シタルトキハ前條ノ届出ハ遺言執行者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ屆出ニ被相續人ノ死亡ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百三十九條 推定家督相續人廢除ノ取消ノ裁判カ確定シタルトキハ其取消ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一个月内ニ裁判ノ原本ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

なければならぬ、それ故裁判所で推定家督相續人を廢する言渡をされ其裁判が確定した場合に遺言執行者から推定家督相續人の廢除の届を出さなければならぬこととなるのである。

遺言による推定家督相續人廢除は被相續人の死亡した時に遡つて効力が生ずるのであるから被相續人の死亡した年月日も届出なければならぬ。

第三百三十九條 民法第九百七十七條の規定によつて被相續人が推定家督相續人の廢除を取消することを裁判所に願ひ出ることが出来るのは勿論遺言を以て廢除の取消をする事も出来るし又廢除の原因となつた事實がなくなつたときは廢除された推定家督相續人からも廢除の取消を裁判所に願ひ出ることが出来るのであるが此場合に其裁判が確定して廢除を取消することになつたときには廢除の取消を裁判所に願ひ出た被相續人又は遺言執行者若くは一旦廢除された推定家督相續人は裁判確定の日から數へて一ヶ月以内に裁判の原本を添へて廢除の登記の取消を戸籍吏に届出でなければならぬ。

第十五節 家督相續人の指定

指定家督相續人といふは被相續人に子又は孫の如き直系卑屬のない場合に被相續人が自分の親類又は他人のうちから定めた相續人をいふのであつて其指定は被相續人が生存中にして又遺言でしても差支へが無い要するに相續が開始した時にさへ法定の推定家督相續人があればよいのである。

抑々被相續人に相續人を指定することを許したのは被相續人の意思を重じたのであるから被相續人が一旦指定した相續人でも不適當であると考へた場合には固より何時でも其指定を取消すことが出来る、けれども法律が被相續人に家督相續人を指定することや之を取消すことを許したのは自家の繁榮を計り家名の斷絶を防ぐ爲めに適當な相續人を得させる目的であるから死亡又は隠居による家督相續の場合でなければ之を許さない、なせなれば國籍喪失、入夫の離婚又は戸主の婚姻又は養子縁組を取消された爲めに相續が開始した場合等には被相續人は其家を去るので最早其家と共同の利害關係がなくなるのであるから此者に家督相續人を指定させる必要がないばかりでなく場合によつては却て其家の利益を害することがあるからである。

以上述べた様に家督相續人の指定及び其取消は被指定者に相續人の權利を與へ又は一旦與へた權利を奪ふのであつて人の身分上重大な變更があるから之を正確にして置かなければならない。それであるから家督相續人の指定及び取消は戸籍法に定めである一定の方式に従つて戸籍吏に届出でなければ效力が生じないのである。

第四百十條 被相續人が生前に家督相續人を指定したときには次の第一號第二號に擧げてある事柄を被相續人の本籍地の戸籍吏に届出でなければならぬ。

- 一、指定家督相續人タルヘキ者ノ氏名、族稱、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
- 二、法定ノ推定家督相續人ナキコト

一、指定家督相續人となる者の姓名、族稱、出生の年月日、職業及び本籍地 法定の家督相續人は被相續人の子又は孫であるから姓を届出でさせる必要がないけれども指定家督相續人は被相續人が直系卑屬である子又は孫のない場合に他人を相續人とするのであるから其指定された者が何人であるかを確める爲めに其者の姓名、族稱、生れた年月日及び職業並に本籍のある土地等を届けさせる。

二、法定の推定家督相續人のないこと 家督相續人を指定することは法定の推定家督相續人がない場合に效力があるのだから指定する前に被相續人の實子又は養子があつた場合や一旦相續人を指定しても相續の開始する前に被相續人の實

子が生れるか又は母が子を宿した様な場合には其指定は効力がないものになるから法定の推定家督相續人がないといふことの届出をさせる。

第四百一十一條 民法第九百八十一條ノ規定ニ依リテ家督相續人指定ノ届出ヲ爲ストキハ届書ニ前條ニ掲ケタル諸件及ヒ被相續人ノ死亡ノ年月日ヲ記載シ且之ニ其指定ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添フルコトヲ要ス

第四百一十一條 被相續人が民法第九百八十一條の規定によつて遺言で相續人を指定した場合には其遺言執行者は遺言者の死亡した後直に之を届出するのであるが其効力は遺言者の死亡の時に遡るのだから前條に掲げてある事柄と共に被相續人の死亡の年月日を届出なければならぬ、又遺言で家督相續人を指定した場合には被相續人の死亡した後に指定の効力が生ずるのであるから或は遺言を偽つて届出をする様なことが無いとも限らない、それ故之を證明する爲め此場合には遺言の謄本を添へて出さなければならぬ。

第四百十二條 家督相續人指定ノ取消ノ届書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十二條 被相續人は何時でも家督相續人の指定を取消することが出来るが之をするには次に擧げてある事柄を書いて戸籍吏に届出なければ其効力を生じない。

一、指定家督相續人ノ氏名、族稱、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地

一、指定家督相續人の姓名、族稱、出生の年月日、職業及び本籍地 第四百十條にも説明した様に指定家督相續人は被相續人と姓が同じでないから其姓名を届ける必要があるばかりでなく前にした指定の登記を取消するのであるから兩者の

二、指定ノ年月日

同一であることを確める爲めに族稱、生れた年月日、職業及び本籍地を届出でさせる。

第四百十三條 家督相續人指定ノ取消ノ届出ヲ爲ス者ハ同時ニ家督相續人指定ノ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

二、指定の年月日 法定の推定相續人があるときには家督相續を指定することを許さないけれども法定の推定家督相續人がない場合には甲を指定して之を取消した後に更に乙又は丙を順に指定することも出来るから何年何月何日にした相續人の指定を取消するのであるといふことを明にして置かなければならぬ、故に之を届出でさせるのである。

第四百十四條 民法第九百八十一條ノ規定ニ依リテ指定ノ取消ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依

第四百十三條 家督相續人の指定を取消すことの出来る者は被相續人の生きて居る場合には被相續人であつて遺言で取消す場合には遺言執行者であるが之等の者が家督相續の取消を届出する場合には之と一緒に家督相續人指定の登記を取消することも申請しなければならぬ。

第四百十四條 民法第九百八十一條ノ規定によつて遺言執行者が家督相續人の指定を取消す場合には其取消は被相續人の相續開始の時に遡つて効が生ずるのであるから一般の指定取消の届に記載する事柄の外に相續開始の時即ち被相續人の死亡の

第四百十四條 民法第九百八十一條の規定によつて遺言執行者が家督相續人の指定を取消す場合には其取消は被相續人の相續開始の時に遡つて効が生ずるのであるから一般の指定取消の届に記載する事柄の外に相續開始の時即ち被相續人の死亡の

ル外届書ニ被相続人ノ死亡ノ年月日ヲ記載シ且之ニ指定ノ取消ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添フルコトヲ要ス
第四百四十五條 家督相續人ノ指定カ其效力ヲ失ヒタルトキハ指定ヲ爲シタル者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ其效力ヲ失ヒタル事由ノ證明書ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

年月日を届出でなければならぬ。又指定を取消すことは一旦家督相續人となつた者の権利を奪ふのであるから其取消が正確であることを證明する爲めに指定取消の遺言書の謄本を添へて届出でなければならぬ。

第四百四十五條 法定の推定家督相續人がない場合にした家督相續人の指定は有効であるけれども若し其後に被相續人の子が生れたとき又は指定相續人が相續人の資格がなかつたとき等には其指定は效力を失ふのであるが一旦相續人となつた者を取消すことは重大なことであるから此場合には指定をした被相續人は其效力を失つたことを知つた日から一箇月以内に指定の效力を失つた事由を證明して登記の取消を申請しなければならぬ。

第十六節 入籍、離籍及び復籍拒絶

入籍といふのは或家の戸主又は家族であつた者が他の家の家族となつて其籍に入る場合を云ふので此場合には民法第七百三十五條、第七百三十七條、第七百三十八條等の規定によつて入籍する家の戸主又は養親或は親權を行ふ父母若くは後見人の承諾を得なければならぬ。

離籍といふのは戸主が其家族を自分の家の籍から除くことである。即ち民法第七百四十九條及び第七百五十條の規定によつて成年の家族が戸主の指定した所に居らない場合に相當の期間を定め何月何日迄に何郡何町に轉居せよと命じても之に應じないときか又は家族が戸主の同意を得ないで婚姻又は養子縁組をしたとき即ち配偶者を貰ふとか養子を迎へた場合などには戸主は其者を自分の家族から除くことが出来る。戸主に此の權利を與へたのは戸主は家族を養ふ義務があるのだから戸主の心に従はないで自分勝手に居所を定めたり又は婚姻や養子縁組をする者に對しては之を其籍から除いて顧みないでよい即ち離籍の權利を認めたとのである。

又戸主が承諾しないのに家族が婚姻や養子縁組に因つて他家に入籍した家族が實家又は養婚家の戸主の承諾しないのに更に婚姻又は養子縁組する爲めに其婚家又は養家を出たときには其承諾をしなかつた戸主は婚姻又は養子縁組のあつた日から一年以内に豫め復籍を拒むことが出来る。婚姻又は養子縁組によつて他家に入籍した者が離婚又は離縁になつた場合に復籍を断はられてゐる者又は

復籍する家が廢家若くは絶家した爲めに復籍することの出来ない者は更に一家を立てることが出来る。

以上述べた入籍、離籍、復籍拒絶及び新に一家を立てることは甲家の家族が乙家の家族となつたり又は或る家の家族である身分を失つたり或は一家の戸主となつたりして人の身分に大なる變更が生ずるのであるから是等の人と親族關係のある人や又は是等の人と取引をする人は皆利害の關係がある故に各場合に之を届出で公示しなければならぬと規定したのである。

第四百四十六條 民法第七百三十五條第一項若くは第七百三十七條ノ規定ニ依リ他家ノ家族ト爲ラント欲スル者又ハ民法第七百三十八條ノ規定ニ依リ自己ノ親族ヲ婚家、養家又ハ自家ノ家族ト爲サント欲スル者ハ左ノ條件ヲ具シテ入籍

第四百四十六條 民法第七百三十五條第一項及び第七百三十七條の規定によれば家族の庶子即ち正式の婚姻をしない男女の間に生れて父の認知した子及父が認知しない私生子は戸主の許しを受ければ其戸主の家に入ることが出来る、又戸主の親族であつて他家の家族でない者は入籍する戸主の同意を受ければ其家の家族となること出来る、けれども若し其者が他家の家族であるときは其家の戸主の許を得なければならぬ、又其者が未成年者である場合には親権を行ふ父母か後見人かの許しがあれば甲の家から乙の家に轉籍することが出来る。

ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
一、入籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
二、入籍スヘキ家ノ戸主又ハ家族ト入籍スヘキ者トノ親族關係
三、入籍スヘキ者カ廢家シテ他家ニ入ルトキハ其旨
四、入籍スヘキ者カ家族ナルトキハ其去ルヘキ家ノ戸主ノ氏名、出生ノ年月日、職業、本籍地及ヒ其戸主ト入籍スヘキ者トノ續柄

又民法第七百三十八條の規定によつて婚姻又は養子縁組等の爲めに他家に入籍した者が其養親の親族でもなく又配偶者の親族でもない自分の親族を婚家又は養家の家族としやうとする時には其家の戸主の承諾を受けるばかりでなく自分の配偶者や養親の承諾も受けなければならぬ。又婚家が養家を出た者が、其婚家又は養家に自分の子を遺してある場合には舊戸主と自分の入籍した家の戸主及び配偶者の同意を得れば其家の家族として入籍させることも出来る。

以上述べた場合には甲の家の家族が乙の家の家族になるのであつて其身分が變更するのであるから之を公示しなければならぬ故に他家の家族としやうとした者や自分の親族を婚家養家又は自分が戸主である家の家族としやうとする者は次に舉げてある第一號から第四號までの事柄を書いて届出でなければ効力が生じない。

一、入籍する家の戸主の姓名、出生の年月日、職業及び本籍地 入籍する家は入籍する者の將來の家となるものであるから、其家の戸主の姓名や生れた年月日等を明にすることが必要であるのである。

二、入籍する家の戸主又は家族と入籍する者との親族關係 入籍する家の戸主又

は家族と入籍する者との間柄によつては無効になることもあるので其間の關係は大切なものであるから其の親族關係を届出させる。

三、入籍する者が廢家して他家に入るときには其旨 民法第七百六十二條の規定に依れば新に家を立けた者や本家の相續又は再興の爲めや若くは其外正當の理由があつて裁判所の許を受けたときには自分の家を廢して他家に入籍することが出来るが其外の場合には戸主が廢家して他家に入ることにはならぬのであるから廢家のときには其ことを届出でなければならぬ。

四、入籍する者が家族であるときには其去るべき家の戸主の姓名、出生の年月日職業、本籍地及び其戸主と入籍する者との續柄 入籍する者が若し家族であるときには其出る家の戸主の同意を得なければならぬから其出る家の戸主が何人であるかを明にする爲め其戸主の姓名や生れた年月日、職業、本籍地及び其戸主と入籍すべき者との續柄を記載せねばならぬ。

第四百七十七條 前條に述べた民法第七百三十五條第一項第七百三十七條及び第七百三十八條の規定によつて戸主、配偶者、養親、親權を行ふ者又は後見人の同意を

第四百七十七條 民法第七百三十五條及第七百三十七條

十八條ノ規定ニ依リ戸主ノ配偶者又ハ後見人ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ同意ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

第四百十八條 戸主カ其家族ヲ離籍セント欲スルトキハ左ノ諸件ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

一、離籍セラルヘキ者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ職業

二、離籍ノ原因及ヒ其原因發生ノ年月日

三、離籍セラルヘキ者ト共ニ家ヲ去ルヘキ者アルトキハ其名、出生ノ年月日、職

受けなければならぬ場合には同意したことを證明して届出でさせることが必要であるから此場合には届出をする者は届書に同意した證書を添へるか又は同意した者に同意の旨を届書に書かせて之に名を署し印を捺させて出さなければならぬ。

第四百十八條 戸主が其家族を離籍する場合には之を公示して一般に知らせなければならぬから、之を戸籍吏に届出でなければならぬ、それだから戸主が其家族を離籍する場合には次にあげてある第一號から第三號までの事柄を書いて届出でなければならぬ。

一、離籍される者の姓名、出生の年月日及び職業 離籍される者が何人であるかを明にする爲めに姓名や生れた年月日や職業を記載させるのである、又離籍される者の本籍地を省いたのは、届出人である戸主と同じであつて必要がないからである。

業及ヒ其者ト離籍セラルヘキ者トノ続柄

に離籍の届出を爲ることがないが後日に之を爲ることが多いから其原因の出来た年月日を届出でさせ之を明にする必要があるのである。

三、離籍される者と共に家を出る者があるときは其名と出生の年月日、職業及び其者と離される者との続柄 妻は夫に従つて夫の家に入り子は父の家に入るべきものであることは民法第七百四十五條第七百三十三條に規定してあるが離籍される者に妻のあるとき又は子があるときは其妻及び子も亦當然其家を去らなければならぬ、此の如き場合には其妻若くは子の名、生年月、職業及び離籍される者との続柄を明記させて離籍者に従つて其家を出るべき者がいない者を去るべき者とする様なことがない様にするのである。

第四百十九條 離籍された者は一家を立てることは民法第七百四十二條に規定してあるので即ち従来は或家の家族であつた者が一家創立によつて戸主となるのであるから之を届け出でなければならぬ、けれども離籍は離籍をする戸主の権内で届出るのであるから、離籍された者は之を知らずして數月又は數年過ぐることがないとも限らぬ、故に其離籍された者が之を知つた日から十日以内に左記第一號乃至

第四百十九條 離籍ニ因リテ一家ヲ創立シタル者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シテ其旨ヲ届出シルコトヲ要ス
一、離籍ヲ爲シタル戸主ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
二、離籍ヲ爲シタル戸主ト届出人トノ続柄
三、離籍ノ原因及ヒ年月日
四、届出人ノ家ニ入ルヘキ者アルトキハ其名、出生ノ年月日、職業及ヒ其者ト届出人トノ続柄

第四百十九條の事柄を書いて一家創立の旨を届出でなければならぬ。

一、離籍をした戸主の姓名、出生の年月日、職業及本籍地 離籍をした戸主の姓名等を届出でさせるのは前の戸主の何人であるかを確める爲めであつて其本籍地を届出でさせるのは離籍された者が新家を立てる場所は前の本籍地と違ふ場所になることがあるから今迄の本籍地を明らかにして置く爲めである。

二、離籍をした戸主と届出人との続柄 離籍をした戸主と届出人 即ち離籍される者との親族關係又は法律上如何なる続柄であるかを明にする爲めに本號の届出も必要である。

三、離籍の原因及び年月日 離籍された原因といふのは前にも述べた様に戸主の指定した場所に居らなかつた爲めとか又は戸主に反いて婚姻又は養子縁組をした爲めとか云ふ離籍された理由をいふのである、又離籍された年月日は新家の成立した日であるから其届出を要するは勿論である。

四、届出人の家に入るべき者あるときは其名、出生の年月日、職業及び其者と届出人との続柄 離籍された者に妻子又は養子等があれば其者は届出人即ち離籍

された者の家に入るのである。又姓の届出を省いたのは其姓は届出人と同じであるからである。生れた年月日、職業を届出でさせるのは新たに立てられた家の家族となるのであるから之を戸籍に載せる必要があるからで又其者と届出人との続柄を届出でさせるのは戸籍吏が登記する場合に其続柄によつて順序が定まるからである。

第五百十條

復籍を拒絶すると云ふのは其出た家に歸るのを豫め断るのである、これも重要な事柄だから其事實を公示することは復籍を拒絶された者に對しても亦他の一般の關係者に對しても必要なことであるから之を届出でなければ効力がないそれだから戸主が其家族であつた者の復籍を断る場合には次に擧げてある事柄を自分の本籍地の戸籍吏に届出でなければならぬ。

- 一、復籍を断はらうとする者の姓名、出生の年月日並に職業及び本籍地 復籍を断はられる者は何人であるかが届出の目的であるから其姓名、出生の年月日及び職業、本籍地を詳しく届けさせて之を明かにする必要がある。
- 二、復籍を拒まれる者が家族であるときには戸主の姓名、出生の年月日、職業及び本籍地

第五百十條 戸主
カ其家族タリシ者
ノ復籍ヲ拒マント
欲スルトキハ左ノ
諸件ヲ具シテ之ヲ
届出ツルコトヲ要
ス
一、復籍ヲ拒マル
ヘキ者ノ氏名、
出生ノ年月日、
職業及ヒ本籍地
二、復籍ヲ拒マル
ヘキ者カ家族ナ
ルトキハ戸主ノ
氏名、出生ノ年
月日、職業及ヒ
本籍地

三、復籍拒絶ノ原因及其原因發生ノ年月日

本籍地 復籍を断はられる者が家族であるときには復籍を断はられる者の本籍地は其家の戸主の本籍地に屬してゐるのだから其戸主が何人であるかを明にしなければならぬ。

三、復籍拒絶の原因及び其原因發生の年月日 復籍を断る原因といふのは例へば戸主の同意を得ないで他家へ婚姻又は養子縁組した様な場合で又其原因發生の年月日といふは戸主の心に反して婚姻又は養子縁組をした日をいふので其原因の出来た時から一年を越れば戸主は復籍を拒むことが出来なくなるから其年月日を届出でさせるのである。

第五百十一條

復籍を断はられ又は復籍する家が廢家、絶家となつた爲めに復籍をすることが出来ない者が一家を立てる場合には自分が一家を立て、戸主となることを知つた日から十日以内に次に擧げてある事柄を其家を立てる土地の戸籍吏に届出でなければならぬ。

- 一、復籍を断つた戸主又は廢絶した家の最終の戸主の姓名、出生の年月日、職業及び本籍地 復籍するのを断つた戸主又は廢家、絶家した實家の一番終りの戸

第五百十一條 復籍拒絶又ハ復籍スヘキ家ノ廢絶ニ因リテ復籍ヲ爲スコト能ハサル者カ一家ヲ創立シタルトキハ其由ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

- 一、復籍ヲ拒ミタル戸主又ハ廢絶ノ戸主ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
- 二、復籍拒絶又ハ復籍スヘキ家ノ廢絶ノ原因及ヒ年月日
- 三、届出人ノ家ニ入ルヘキ者アルトキハ其名、出生ノ年月日、職業及ヒ其者ト届出人トノ續柄

主は一家を立てる者即ち届出人の原籍であるから其出た所を明にする爲めに其届出は必要である。

二、復籍拒絶又は復籍すべき家の廢絶の原因及び年月日 復籍拒絶の原因は前條の三號に説明したと同じである、復籍する家の絶家の原因といふは其家の戸主が死亡、失踪、國籍喪失等をした場合若くは婚姻又は縁組によつて他家に入つたときに家督相續がなかつた様な場合をいふのであつて廢家の原因とは戸主が已むを得ない事情があつて裁判所の許を受けて家を廢したか又は新に一家を立てた者が更に他家の家族となつた様な場合をいふのである。

三、届出人の家に入るべき者があるときは其名、出生の年月日、職業及び其者と届出人との續柄 届出人が一家を立てる場合に其者に妻、實子又は養子等があるときには是等の者は當然届出人の家に入り其家族となるものであつて戸籍を編製する上に必要であるから詳しく届出でさせるのである。

第十七節 廢家及び絶家

祖先から受け継いだ家は之を廢するときは祖先の祭が出来ない様になつて我

國の家族制度の精神に反くから家督相續によつて戸主となつた者は廢家することが出来ないのである、けれども廢家又は絶家した本家を再興又は相續する様な事由のある場合にも尙ほ其家を廢することが出来ないとするのはこれ又分家と比べて本家を重んずる我國の習慣に背くことになるから民法第七百六十二條第二項に家督相續によつて戸主となつた者でも本家の相續又は其再興其外正當の理由がある場合には裁判所の許可を得て其家を廢することが出来ることとされてある。けれども新に一家を立てた者は其家を廢しても祖先の祭を斷つのではないから是等の者は別に裁判所の許を受けなくとも其家を廢して婚姻又は縁組其他他家に入籍することも出来るのである、又戸主が死亡したり失踪の宣告を受けたり或は國籍を失つた場合に家督を相續する者がないときには其家の家族は各自に一家を立てるのである、唯子は父に従つて其家に入り妻は其夫の家に入籍しなければならぬ。

以上述べた様に廢家をしたときは其家の戸主であつた者は其戸主の身分を失ひ又絶家したときには其家族は各自に一家を立てるので人の身分に変更があるの

だから廢家をする者や絶家によつて新に一家を立てた者は必ず戸籍吏に届出でなければならぬ。

第五百二十二條 廢家をしやうとする者は其廢家が法律に反いてないといふことを證明する爲めに家督相續によつて戸主となつた者でないといふことの戸籍吏の證明書又は裁判所から廢家の許可を得たことの證明書即ち裁判の謄本を添へ次に擧げてある事柄を届出でなければならぬ。

一、廢家した者が入るべき家の戸主の姓名、出生の年月日、職業及び本籍地 廢家した者が入るべき家の戸主とは新に家を立てた者が廢家する場合には婚家養家等の廢家した者の入籍する家の戸主をいふのであつて本家の相續又は再興の爲め裁判所の許可を得て廢家する場合には本家の戸主をいふのである。而してかく廢家した者が入籍すべき家の戸主を届出でさせるのは廢家の戸主の入籍する先を明にする爲である。

二、廢家した者に從つて他家に入る者の名、出生年月日及び職業 廢家した者の妻、實子又は養子があるときには是等の者は當然廢家した者に從つて其家に入

第五百二十二條 廢家を爲サント欲スル者ハ左ノ諸件ヲ具シ家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ニ非サルコトノ證明書又ハ廢家ノ許可ニ關スル裁判ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス
一、廢家シタル者カ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
二、廢家シタル者ニ隨ヒテ他家ニ入ル者ノ名、出生ノ年月日及ヒ職業

るべきものであるから其誰であるかを明にする爲めに届出させる。

第五百十三條 絶家した家の家族であつて一家を立てた者は其ことを知つた日から十日以内に次に擧げてある事柄を書いて自分が一家を立てる土地の戸籍吏に届けなければならぬ。

一、絶家の最終の戸主の姓名、出生の年月日、職業及び本籍地 絶家の最終の戸主といふのは今まで自分の屬して居た家の戸主であつた者のことで其者の姓名出生の年月日及び職業並に本籍地を届出でさせるのは新に一家を立てた家の戸主の出た所を明にする爲めである。

二、絶家の原因及び年月日 絶家の原因といふは戸主が死亡、失踪、國籍を失つた場合又は戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家に入籍した場合に其家に相續人がないときには其家は断絶するのであるから其家が断絶したことを届けなければならぬ、又其家が断絶した年月日は即ち新たに一家を立てる日であるから之れも届出でさせるのである。

三、一家を立てる者に隨つて其家に入籍する者の名、出生の年月日及び職業 一

第五百十三條 絶家の家族ニシテ一家ヲ創立シタル者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シテ絶家及ヒ一家創立ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
一、絶家ノ最終ノ戸主ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
二、絶家ノ原因及ヒ年月日
三、一家ヲ創立シタル者ニ隨ヒテ其家ニ入ル者ノ名、出生ノ年月日及ヒ職業

を立てた者に又妻は子がある場合には其者共は其一家を立てた者に随つて其家に入籍するのであるから是等の者の名、出生の年月日や職業を届出でさせ如何なる者が入籍するかを明かにするのである。

第十八節 分家及び廢絶家再興

分家とは或家の家族が其家の戸主の承諾を得て別に一家を立てることをいふので絶家廢家の再興と云ふのは一旦廢家となつたり又は斷絶した家を再び立てることをいふのである。

或る家の家族が法定の推定家督相続人でない限りは其家の戸主の承諾を得て分家することも又は廢家絶家した本家分家同家其他親族の家を再び立てることも出来る（民法第七四三條第七四四條）又戸主や法定の推定家督相続人であつても裁判所の許可を受けたるときは廢絶した本家を再興することも出来る。（民法七六二條但書）

分家したときは本家の家族であつた者が一家の戸主と云ふ身分を得るので廢家又は絶家を再興したるときには従來の家の戸主又は法定の推定家督相続人若く

は家族である身分が變つて再興した家の戸主の身分を得るのであるが之を公示しなければ他人が之を知らないで時に圖らない損害を受けることもあるし又家といふものは無形なものであるから之を有形の行爲で以て表はす爲めに届出をさせるのである。

それであるから分家又は廢家した家を立て様とするものは必ず届出をしなければならぬので其届出をしない間は其効力が生じないから其届出の期間には定めがない、又届出地を定めてないのは分家又は廢絶家を立てる者の都合によつて本籍地を定めることの出来る様にして、豫め届出場所を定めて置かないのである。

第百五十四條 一家の家族は其家の戸主の承諾を得たるときは分家をする事が出来るけれども、次に擧げてある事柄を書いて之を届出でなければならぬ。

一、分家の戸主と爲る者の姓名、出生の年月日並に其職業及び本籍地 分家する者が成年に達した者であれば其者から分家の届出をするのであるから本號の届出は必要がない様であるけれども未成年者又は禁治産者が分家の戸主となると

第百五十四條 分家する者ハ左ノ諸件ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス
一、分家ノ戸主ト爲ルヘキ者ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本

籍地
 二、本家の戸主ノ氏名、職業、本籍地及び其戸主ト分家ノ戸主ト爲ルヘキ者トノ續柄
 三、分家ノ家族ト爲ルヘキ者アルトキハ其名、出生ノ年月日及び職業
 四、分家ノ戸主及ヒ家族ト爲ルヘキ者ノ父母ノ氏名、職業及ヒ本籍地

きには其者の親権者又は後見人から届出でをするのである、故に分家の戸主となる者が誰であるかを明にする必要があるから之を届けさせるのである。

二、本家の戸主の姓名、職業、本籍地及び其戸主と分家の戸主と爲るべき者との續柄 本家の戸主は分家の親族會に又分家の戸主は本家の親族會に出で自分の意見を述べる権利があるものであつて重大な關係がある、又分家の戸主は本家から出たものであつて之を明にして置く必要があるから本家の戸主の姓名、職業及び其戸主と分家の戸主となる者との續柄を届出でさせるのは分家の戸主の本籍地と違ふ場合があるからである。

三、分家の家族と爲る者がある場合には其者の名、出生の年月日及び職業 分家の戸主の妻子等は當然分家に入るものであるし又場合によつては分家の戸主の親族であつて本家又は他家にある者も分家に入ることがあるから其分家の家族となる者の名や生れた年月日及び職業を届出でさせて家族の籍を明にするのである、本號の届出に姓を省いたのは家族となる者は皆戸主の姓を名乗るから別に姓を届出する必要がないからである。

第百五十五條 廢絶家ヲ再興セント欲スル者ハ左ノ諸件ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一、廢絶家ノ最終ノ戸主ノ氏名、職業及ヒ本籍地
 二、廢絶ノ原因及ヒ年月日
 三、廢絶シタル家ト再興ヲ爲ス者ノ家トノ續柄
 四、再興ヲ爲ス者ノ戸主ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
 五、再興ヲ爲ス者ニ隨ヒテ其家ニ

四、分家の戸主及其の家の家族と爲る者の父母の姓名、職業及び本籍地 分家の届出があつたときは戸籍法第百八十條の規定によつて戸主及び其家族となる者の父母は之を戸籍に載せなければならないのであるから、其父母の姓名、職業、本籍地を届出でさせる。

第百五十五條 廢家又は絶家を再興する者は本條第一號から第五號までに擧げてある事柄を書いて之を届出でなければならぬ。

一、廢家絶家の最終の戸主の姓名、職業及び本籍地 廢家絶家の一番終りの戸主といふものは廢家の場合ならば廢家をした戸主及び絶家の場合ならば其家が斷絶するまで戸主であつた者をいふので其家を再興した者の先祖となるものであつて家を重なる我國では大切な事であるから其人の姓名や職業及び本籍地を届出でなければならぬこととされてある。

二、廢絶家の原因及び年月日 廢家絶家の原因といふのは新に家を立てた者が其家を廢して他家に入つた爲であるとか、又は本家を相續する爲めに裁判所の許しを受けて家を廢し本家に入つた爲めであるとか或は戸主が死亡したり又は失

入ルヘキ者ノ名
出生ノ年月日及
職業

踪の宣告を受けたり若くは國籍を失つた場合に家督相續をする者がなかつた爲め斷絶したのであるとかといふことで其年月日とは廢家又は絶家した年月日を指すのである。

三、廢絶した家と再興を爲る者の家との續柄 廢家又は絶家した家と再興をする者の屬してゐる家との關係を明にすることは大切な事柄であるから其續柄を届出でさせるのである。

四、再興を爲る者の戸主の姓名、出生の年月日、職業及び本籍地 廢家又は絶家を再興する者は其家の戸主となる者であつて戸籍を編製する上に大切なことである之を明にする爲めに届出でさせるのである。

五、再興をする者に隨つて其家に入る者の名、出生の年月日及び職業 廢家又は斷絶した家を再興する者に妻子若くは養子があるときには是等の者は當然再興者の家に入つて家族となるものであつて其者の名や生れた年月日及び職業等は前號の事柄と共に戸籍吏が戸籍を編製する上に必要であるから之を届出でさせるのである。

第五百五十六條 分家又は廢絶家再興ノ届出人ハ届書ニ戸主ノ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ戸主チシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名、捺印セシムルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ民法第七百四十三條但書ノ規定ニ依リ親權ヲ行フ者又ハ後見人ノ同意ヲ要スル場合ニ之ヲ準用ス

第五百五十六條 分家又は廢家若くは斷絶した家を再興する場合に其者が或る家の家族であるときには其届書に其家の戸主が承諾したといふことの證明書を添へるか又は戸主をして届書に同意した旨を記させ之に署名捺印せざるか何れにかしなればならない。又分家をする者若くは廢家や斷絶した家を再興する者が未成年者である場合には民法第七百四十三條但書の規定によつて親權を行ふ父母又は後見人の承諾を得なければならぬのであるから此場合には其承諾を得た證明書を添へなければならぬ。要するに分家又は廢絶家を再興する者が一家の戸主であつたときには他の者の同意を求める必要がない。又其者が成年者である場合には其家の戸主の承諾だけあればよいのである。

第十九節 國籍の得喪

國籍といふのは或人が何國に籍があるか換言すれば何國の臣民又は國民であるかを明かにするものであつて國によつて出生地、主義即ち其國に生れた者は其國の臣民と看做すのと血統主義即ち生れた國には關係なく其血筋によつて國籍を定める國とがある、我國は血統主義によつて生れた子の父が日本人である場

合には何國で生れても日本人とするのである。
 國籍の取得と云ふのは外國人が日本人である身分を得ることであつて例へば外國人が日本人の妻又は養子となつたとき又は外國人が日本に歸化した様な場合をいふのである。又國籍喪失といふのは日本人である者が其身分を失ふことであつて例へば日本の女が外國人に嫁入りしたり又は外國に歸化した様な爲めに日本人の身分がなくなることをいふのであるが之等の事柄は身分に大變更を生ずる大切なことであるから之を届出させて身分登記簿に登記をさせるのである。

第五百五十七條 外國人が日本人の妻又は養子となつたとき若しくは入夫となつたとき或は日本人の養子となつたときには妻となつた外國人は夫である日本人の家に入り婿養子となつた外國人は妻である日本人の家に入り養子となつた外國人は養親である日本人の家に入り日本の國籍を得るのであるが右の養子又は婚姻等は民法第七百七十五條第八百四十二條の規定によつて婚姻又は養子縁組をする雙方の者と成年の證人二人以上から口頭又は署名した書面を以て届出をしなければ其効力が生じないことは勿論尙此場合には通常の場合と異なり其届書に必ず國籍を取得した者の

原國籍、例へば其者が清國、佛國人若しくは英國人であれば清國、佛國又は英國と書いて届けなければならぬのである。
 又外國人が我國人と入夫婚姻をしたり又は養子となつた場合には戸主となつたり又は後に戸主となる身分を得るのであるから届書に内務大臣の許可書の謄本を添へて出さなければならぬ。

第五百五十八條 外國人が日本人の妻又は養子となつたとき若しくは入夫となつたとき或は日本人の養子となつたときには妻となつた外國人は夫である日本人の家に入り婿養子となつた外國人は妻である日本人の家に入り養子となつた外國人は養親である日本人の家に入り日本の國籍を得るのであるが右の養子又は婚姻等は民法第七百七十五條第八百四十二條の規定によつて婚姻又は養子縁組をする雙方の者と成年の證人二人以上から口頭又は署名した書面を以て届出をしなければ其効力が生じないことは勿論尙此場合には通常の場合と異なり其届書に必ず國籍を取得した者の

原國籍、例へば其者が清國、佛國人若しくは英國人であれば清國、佛國又は英國と書いて届けなければならぬのである。
 又外國人が我國人と入夫婚姻をしたり又は養子となつた場合には戸主となつたり又は後に戸主となる身分を得るのであるから届書に内務大臣の許可書の謄本を添へて出さなければならぬ。

第五百五十九條 外國人が日本人の妻又は養子となつたとき若しくは入夫となつたとき或は日本人の養子となつたときには妻となつた外國人は夫である日本人の家に入り婿養子となつた外國人は妻である日本人の家に入り養子となつた外國人は養親である日本人の家に入り日本の國籍を得るのであるが右の養子又は婚姻等は民法第七百七十五條第八百四十二條の規定によつて婚姻又は養子縁組をする雙方の者と成年の證人二人以上から口頭又は署名した書面を以て届出をしなければ其効力が生じないことは勿論尙此場合には通常の場合と異なり其届書に必ず國籍を取得した者の

原國籍、例へば其者が清國、佛國人若しくは英國人であれば清國、佛國又は英國と書いて届けなければならぬのである。
 又外國人が我國人と入夫婚姻をしたり又は養子となつた場合には戸主となつたり又は後に戸主となる身分を得るのであるから届書に内務大臣の許可書の謄本を添へて出さなければならぬ。

第五百五十九條 外國人が日本人の妻又は養子となつたとき若しくは入夫となつたとき或は日本人の養子となつたときには妻となつた外國人は夫である日本人の家に入り婿養子となつた外國人は妻である日本人の家に入り養子となつた外國人は養親である日本人の家に入り日本の國籍を得るのであるが右の養子又は婚姻等は民法第七百七十五條第八百四十二條の規定によつて婚姻又は養子縁組をする雙方の者と成年の證人二人以上から口頭又は署名した書面を以て届出をしなければ其効力が生じないことは勿論尙此場合には通常の場合と異なり其届書に必ず國籍を取得した者の

第五百五十九條

外國人が日本人に歸化した時は歸化の許を受けた日から十日以内

次にあげてある事柄を書いた上、内務大臣の許可書の謄本を添へて之を戸籍吏に届出でなければならぬ。

- 一、歸化人の氏名、出生の年月日、職業、住所及び原国籍
- 二、父母の氏名、出生の年月日、職業及び国籍
- 三、歸化人と共に日本ノ国籍ヲ取得シタル者アルトキハ其名、出生ノ年月日、職業及ヒ其者ト歸化人トノ続柄
- 四、許可ノ年月日

- 一、歸化人の氏名、出生の年月日、職業、住所及び原国籍 歸化人といふのは日本人となる者をいふのでどういふ人であるかを確めることが必要だから其氏名出生の年月日、職業、現在の住所等を届出でさせるのであつて其原の国籍を届出でさせるのは其歸化人の出所を明にする爲めである。
- 二、父母の氏名、出生の年月日、職業及び国籍 父母といふのは日本に歸化した者の父母のことであつて、之を明にして置く必要があるから其姓名、生れた年月日、職業及び国籍を届出でさせる。
- 三、歸化人と共に日本の国籍を得た者があるときには其名と出生の年月日、職業及び其者と歸化人との続柄 日本に歸化する者に妻又は子があつて歸化人の家族となる場合には戸籍を作る上に必要であるから其名や生れた年月日や職業及び歸化人との間柄を届出させる。
- 四、許可された年月日 外國人が日本に歸化するには内務大臣の許可を受けて日

其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

本人である身分を得るのであるから、其の許可された年月日を届出でさせるのである。

日本に歸化する外國人の妻又は子が其者と共に日本に籍が這入らないとき、例へば歸化の効力は其者だけに限つて妻又は子に及ばないといふことを法律で定めてある國の者が日本に歸化する場合は妻が夫の歸化に同意しない様な場合には妻又は子は日本に籍が移らないのであるから其事由即ち譯柄を同時に届書に記載しなければならぬ。

- 一、國籍喪失ノ原因
- 二、國籍喪失ノ期日ヲ知り得ヘキトキハ其年月日
- 三、法定ノ推定家督相續人アルト

第六十條 日本ノ國籍ヲ失フヘキ者ハ其國籍喪失前ニ左ノ條件ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

一、國籍喪失ノ原因

二、國籍喪失ノ期日ヲ知り得ヘキトキハ其年月日

三、法定ノ推定家督相續人アルト

日本に歸化する外國人の妻又は子が其者と共に日本に籍が這入らないとき、例へば歸化の効力は其者だけに限つて妻又は子に及ばないといふことを法律で定めてある國の者が日本に歸化する場合は妻が夫の歸化に同意しない様な場合には妻又は子は日本に籍が移らないのであるから其事由即ち譯柄を同時に届書に記載しなければならぬ。

第六十條 日本ノ國籍ヲ失フヘキ者即チ日本人である身分を失つて外國に歸化又は復籍する者は其國籍を喪失する前に第一號から第五號までに擧げてある事柄を書いて届出でなければならぬ。

一、國籍喪失の原因 國籍喪失即ち日本人である身分を失ふ場合は日本人が外國人の妻又は養子となるか又は外國人が日本人の妻又は養子となつて日本の籍に這入つた後離婚又は離縁されて外國の國籍に復つた場合か或は日本人が自分の望みに因つて外國に歸化した場合若くは外國人から認知された爲めに外國の

キハ其名、出生ノ年月日、職業及ヒ其者ト届出人トノ續柄
 四、新ニ取得スヘキ国籍
 五、届出人ノ妻又ハ子カ共ニ国籍ヲ失フヘキトキハ其妻又ハ子ノ名、出生ノ年月日及ヒ職業

籍に移る等であるが此等の場合には其国籍喪失の原因即ち日本人が外国人の妻又は養子になつた爲めとか又は外國に歸化した爲めとかいふことを届出でなければならぬ。

二、国籍喪失の期日を知ることが出来るときには其年月日 国籍喪失の期日といふのは例へば日本の女が外国人と婚姻の式を挙げる日又は外国人と養子縁組をする日等を指すのであるが此期日は婚姻又は養子縁組に因つて外國の籍に這入るときは豫め知ることが出来るけれども外の原因即ち日本人から離婚又は離縁されて国籍を失ふ様なき又は自分の望みに依つて外國に歸化する様な場合には豫め其期日を知ることが出来ないから其期日を豫め知ることの出来るときだけ届出でればよいとしたのである。

三、法定の推定家督相續人があるときは其名と出生の年月日、職業及び其者と届出人との續柄 一家の戸主が外國に歸化する場合に其者に法定の推定家督相續人があつて此相續人が外國に歸化することを拒んだ様な場合には此相續人は當然戸主の家督を相續するのである、而して此場合の法定の推定家督相續人の國

籍を失つた前戸主の身分及財産を承継し且其受けた財産で被相續人の借財を支拂ふ義務をも負ふものであるから推定家督相續人があるときには其名、出生の年月日、職業等を届出でさせるのである。又相續人と国籍を失つた者との續柄を申出でさせるのは、正當な法定の推定家督相續人である關係があるかないかを明にする爲めである。

四、新に取得する国籍 日本の国籍を失つた者が何國の国籍を取得するか即ち何國の人となるのであるかを登記して明にして置くことは身分を公證する上に必要なことであるから之も届出でさせる。

五、届出人の妻又は子が共に国籍を失ふべきときは其妻又は子の名と出生の年月日及び職業 届出人即ち国籍を失ふ者の妻又は子が共に外國の籍に移るときは我日本の国籍を失ふのであるから我國の籍を削る必要があるが之れは重大なことであるから此場合には其妻又は子の名や生れた年月日及び職業までも届出でさせる譯である。

第六十一條 日

第六十一條 国籍は前に説明した様に届出其他の方式を待たず種々な原因によ

本ノ國籍ヲ失ヒタ
キ者カ國籍喪失前
ニ前條ノ届出ヲ爲
スコト能ハサリシ
トキハ國籍喪失後
十日内ニ之ヲ爲ス
コトヲ要ス
前項ノ規定ハ國籍
喪失者カ日本ニ住
所又ハ居所ヲ有セ
サルトキハ之ヲ適
用セス

第六十二條 日
本ノ國籍ヲ失フヘ
キ者カ滿十七年以
上ノ男子ナルトキ
ハ國籍喪失ノ届出
人ハ届書ニ其者カ
既ニ陸海軍ノ現役
ニ服シタルコト又
ハ之ニ服スル義務
ナキコトノ證明書
ヲ添フルコトヲ要
ス

日本ノ國籍ヲ失フ
ヘキ者カ官職ヲ帶
フル者ナルトキハ
國籍喪失ノ届出人
ハ届書ニ所屬長官
ノ許可書ノ謄本ヲ
添フルコトヲ要ス
第六十三條 日
本ノ國籍ヲ回復シ
タル者ハ國籍回復
ノ許可ヲ得タル日
ヨリ十日内ニ左ノ
諸件ヲ具シ内務大
臣ノ許可書ノ謄本
ヲ添ヘテ之ヲ届出
スルコトヲ要ス
一、日本ノ國籍ヲ
失ヒタル原因及
ビ年月日
二、國籍回復前ニ
有セシ國籍
三、國籍回復ノ許
可ヲ得タル年月
日
四、國籍回復者ト
共ニ日本ノ國籍

つて喪失するのであるから國籍を失ふ者が前に届出をしない場合もある、此場合に
は戸籍吏は其事實を知らずに居るから國籍を失つた者の身分登記がいつまでも消
えないで甚だ不都合であるから國籍を失ふ前に前條の届出を怠つてしなかつた場合
は勿論之を届ける期日がなかつたり又は病氣や其他の正當の理由があつて届出を爲
ることの出来なかつた場合には國籍を失つた翌日から十日以内に前條に掲げてある
事柄を書いて届出でなければならぬ、けれども我國の籍から脱した者即ち外國人
となつた者が日本に住所又は居所を持つて居らないときにはこれに背いても罰する
ことが出来ないものであるから此場合には之の規定に従はせることが出来ない。

第六十二條 我帝國の男子は滿十七歳となつたときは國民軍の籍に入るもので
あるから滿十七歳以上の男子は陸海軍の現役に服した者か又は服する義務のない者
でなければ日本の國籍を失ふことを許さない、それ故滿十七歳以上の男子であつて
國籍を失ふときには其者が陸軍又は海軍の兵役を盡したか若しくは身體検査に不合格
となつた爲めに兵役に服する資格がなくなつたか等のことを證明する書面を添へて
届出人から出さなければならぬ。

又日本の官職を帯びてをる者が國籍を失ふ場合に其所屬長官が之を知らない爲め
に國籍喪失者の官職を免じないで其儘に置く様なことがあつてはならないから在官
者の場合には其届出人と喪失者の屬する長官の許可書の謄本を届書に添へて出さな
ければならぬ。

第六十三條 元と日本人であつて一旦日本の國籍を失つた者が之を回復する場
合例へば自分の望に因つて外國へ歸化した者が日本に住所を持つて居るときか又は
外國人と婚姻した爲めに日本の籍を失つた者が離婚した後に日本に住所を持つて
をる様な場合には内務大臣の許可を受けて再び日本に復籍することが出来るのであ
るが此場合には日本の國籍を回復した者即ち我國の臣民たる身分を得たものは其許
可を得た日から十日以内に内務大臣の許可證の謄本を添へて次の第一號から第四號
までの事柄を届出でなければならぬ。

一、日本の國籍を失つた原因及び年月日 日本ノ國籍を失つた原因といふのは例
へば日本人が外國人の妻となつた爲めとか又は自分の望みによつて外國に歸化
したり或は日本の國籍を失つた者の妻又は子であつた爲めに日本の國籍を失つ

ヲ取得シ又ハ之ヲ回復シタル者アルトキハ其名出生ノ年月日、職業及ヒ其者ト國籍回復者トノ續柄

た様な事實をいふので其原因によつて國籍回復の條件が違ひもするし又其原因が分らなければ國籍回復者であることが明でないから其原因や國籍を失つた年月日を届出でさせる。

二、國籍回復前に有せし國籍 國籍回復前に有して居つた國籍といふのは其者が日本の國籍を得る前に屬して居つた國籍をいふのである。

三、國籍回復の許可を得た年月日 國籍回復の許して得た年月日といふのは内務大臣の許を受けたときで其許可があつた時期は即ち我國籍を回復した時期であるから之を明にする爲めである。

四、國籍回復者と共に日本の國籍を取得したり又は之を回復した者があるときは其者の名や出生の年月日、職業及び其者と國籍回復者との續柄 國籍回復者と共に日本の國籍を取得する者といふのは國籍を回復した者が前に日本の國籍を失つた後に妻を迎へたり又は子が生れた場合には其妻又は子は日本人となるのであるから日本の國籍を取得することになる、又國籍回復者が前に我國籍をもつて居つた時分から其妻又は子は子であれば之れは又再び日本人となるのであるから國籍を回復することになるのである等々の者共は國籍回復者の家族となるのであつて戸籍を作る上に必要であるから之を届出でさせる。

第二十節 氏名及び族稱の變更

人の氏名といふのは苗字と名前とを指すのであつて氏名は一定の人を表はすものであるから猥りに之を改めることは許さない、けれども止むを得ない事情か又は正當の理由がある場合、例へば同じ市町村内又は同じに奉職して居る官廳内に同姓同名の者があつて自分と其者と間違ひられることが度々ある様な場合又は先祖傳來の戸主が名乗つて來た名を家督相續人が承継ぐ爲め若くは先祖傳來の苗字を封建時代に藩主又は代官から差止められたのを維新後之を襲ふ爲めに改正を願ひ出た様な場合等には之を許すのである。

又族稱といふのは俗に人の身分と唱へて居つた華族、士族、平民といふ稱呼を指すので士族に付いては特別の地位を與へられてないけれども華族に付ては士族、平民の上位を占めて特別の權利が認められてある。以上述べた様に苗字と名前とは其人を表示するものであるから之を變更した場

合には明にしなければ甲を指して乙としたり丙を指して丁と呼んだりする様な誤が生ずる虞があるし又族稱は我社會上の地位であるから氏名及び族稱の變更は之を身分に關する者として届出を命じ且其届出手續を規定したのである。

第六十四條

祖先が唱へて居つた苗字を復舊した者例へば先祖が松平といふ苗字であつたのを徳川時代に禁止されて別に苗字を唱へてゐたのを今日になつて更に松平の苗字を唱へることを許された者又は名を改稱した者例へば従來戸主が吉兵衛と唱へてきて人が能く知つて居るから長男吉太郎が戸主となる際に吉兵衛と稱することが取引上利益であつて又便利である所から吉太郎を吉兵衛に變更した者は何れも次の事柄を書いて管轄官廳の許可書の謄本を添へた届書を其許可のあつた日から十日以内に戸籍吏に差出さなければならぬ。

第六十五條

新に華族に列せられた者や又は華士族の稱を失つた者は辭令書又は管轄官廳の許可書の謄本を添へて十日以内に次に擧げてある事柄を届け出なければならぬ。

第六十五條 新に華族に列せられた者や又は華士族の稱を失つた者は辭令書又は管轄官廳の許可書の謄本を添へて十日以内に次に擧げてある事柄を届け出なければならぬ。

一、新舊族稱 新舊族稱と云ふのは従來士族であつた者が華族に列せられたときに付ていへば士族は舊族稱であつて華稱は新族稱である。

令又ハ許可アリ
タル年月日
前項ノ届出ハ其族
稱ニ變更アリタル
者カ家族ナルトキ
ハ戸主ヨリ之ヲ爲
スコトヲ要ス

第六十六條 前
條ノ規定ハ分家、
廢絶家再興又ハ處
刑ニ因リテ族稱ヲ
失ヒタル者ニハ之
ヲ適用セス但處刑
ニ因リテ族稱ヲ失
ヒタル場合ニ於テ
ハ裁判所ハ其者ノ
本籍地ノ戸籍吏ニ
其旨ヲ報告スルコ
トヲ要ス

頼であるとか其外身分の汚すものとして華族の稱を褫奪された者であるときは、其事由を届出でることをいふのである。

三、族稱變更の辭令又は許可のあつた年月日 族稱變更の辭令又は許可のあつた年月日といふのは新たに華族になつた者であれば其辭令を受けた日附をいふので、又族稱を返上した場合には其返上の許可があつた日附をいふのである。前項の場合に若し新たに華族に列せられた者又は華士族の稱を失つた者が家族であつたときには其家の戸主から之を届出でなければならぬ。

第六十六條 前條の規定は分家廢絶家を再興する爲めに族稱を失つた者には適用しない、なせなれば分家廢絶家再興の場合には分家廢絶家を再興した者から新に分家又は再興の届出をするものであつて族稱の變更したとも分るので殊更に之を届出させる必要がないからである。又刑に處せられた爲めに族稱を失つた者がある場合には其確定裁判をした裁判所から其者の本籍地の戸籍吏に其事を報告するのであるから此場合にも別に本人から族稱を失つた事を届出でなくともよい。

第二十一節 身分登記の變更

身分登記の變更といふのは前に爲してある身分登記で事實に符合せぬものがあるときか又は誤りがあるときに之を變更することをいふので例へば事實甲太郎なる男子と乙女とが婚姻したのを甲二郎と乙女とが婚姻した様に登記してある場合に甲太郎と乙女との婚姻登記に更正することをいふのである。それであるから事實上甲二郎と乙女と婚姻して登記した後ちに離婚の上其登記を取消して甲太郎と乙女と婚姻の登記をする様なときには新しい登記であつて登記の變更ではない。

身分登記の變更は身分を變更する結果を來すものであるから重大なものであつて又他人に對しても利害の關係を生ずるものであるから明かに正しい證據によらなければならぬのは勿論であるが又一方から云へば事實に符合せぬ登記があつた場合には速かに之を更めなければならぬのであるから本法第四十條に戸籍吏が登記について錯誤又は遺漏があることを見出したときは届出人又は登記事件の本人に通知せよと命じ尙ほ第十七條には法律の規定による外戸籍吏が勝手に更正することを許さないことを規定し本節に於て身分登記を變更する

第六十七條 身分登記を變更する者は其身分登記をしてある戸籍役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を受けてから其變更登記を戸籍吏に向つて申請しなければならない。

申請手續を定めたのである。
第六十七條 身分登記を變更することは重大な事柄であるから其變更を望む者は即ち届出義務者又は登記事件の本人は其身分登記をしてある戸籍役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を受けてから其變更登記を戸籍吏に向つて申請しなければならない。

第六十八條 身分登記を變更する者は許可の裁判が確定した日から一ヶ月内に變更を許可する旨の確定裁判の謄本を添へて前に登記をした戸籍吏に届出でなければならぬ。

第六十八條 身分登記を變更することを申請する者は許可の裁判が確定した日から一ヶ月内に變更を許可する旨の確定裁判の謄本を添へて前に登記をした戸籍吏に届出でなければならぬ。
一、原登記の件名及び年月日 前の登記の件名及び年月日を届出でさせるのは其何れの登記が申請者の變更しやうとするものであるかを見出し易くする爲めである。
二、變更すべき事項 變更すべき事柄といふのは前にしてある登記をどの様に更めるかといふ申請の目的を指すのである。

第六十九條 身分登記を變更することは身分届出人又は登記事件の本人が裁判

第六十九條 身分登記を變更することは身分届出人又は登記事件の本人が裁判

條ノ規定ハ確定判決ニ依リテ身分登記ノ變更ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

所の許可を得て之をすればかりでなく又訴訟によつて之を變更せなければならぬ場合もある、例へば某の長男が父母が婚姻中に生れたのであると言ひ張り其登記を正しいとし次男は長男が私生子であると言ひ張つて身分登記が誤つてゐると訴へ出た場合に次男が裁判に勝つたとすれば長男の嫡出子の登記は變更されなければならぬ、それであるから既に登記されてあることでも、夫れは事實でないといふ判決があつた以上は其登記は不真正なものであるから之を更正しなければならぬ、けれども之を漫りに更正することを許すのは却て害があるから此場合にも其登記を變更するについて利益のある者から正確である確定判決の謄本を添へて前條と同じ手續によつて戸籍吏に届出でなければならぬのである。

第五章 戸籍簿

戸籍簿といふのは各家につき其家の者全體を一纏めとした身分の關係を載せた帳簿で戸籍吏が作るものを云ふのである。前の章に述べた身分登記簿は各個人

く載せるのであるけれども其者が如何なる家に属して居るか其家の戸主は何人であるかを知ることが出来ない、それであるから家族制度を採つて居る我國では戸主と家族との關係を明にする爲めに身分登記簿の外に戸籍簿を作つて一家の組み立てを明白にし戸主と家族との關係を容易に知れる様にしたのである。本章は第一に戸籍を編製する本を規定し第二に戸籍簿の作り方を定め第三に戸籍簿の保存方法を定め第四に戸籍簿は公のものであることを規定し終りに戸籍簿が滅失した場合に爲すべき方法を規定してある。

第七十條 戸籍ハ戸籍吏ノ管轄地内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ之ヲ編製ス
日本ノ國籍ヲ有セサル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ス

第七十一條 戸籍ハ地番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ編製シ

第七十條 戸籍といふのは一家の戸主と其家族との關係を證明し其家の所在を確めるものであるから戸籍吏の管轄地内に本籍即ち其家の所在するについてののみ之を作るのである、けれども日本に國籍のない者例へば英國人、米國人、其他の外國人は假令數十年間日本に住んで居つたにしても日本人と云ふ身分のない者であるから日本の國內に本籍を定めることはならない。

第七十一條 戸籍は地番號の順序即ち土地に附してある番號の前後に従つて編製しなければならぬ、例へば一番地二番地三番地等があるときに一番地に本籍を

テ帳簿ト爲ス
戸籍吏ノ管轄地内ニ各別ニ地番號ヲ附シタル二個以上ノ區畫アル場合ニ於テハ其區畫ノ順序ハ戸籍吏之ヲ定ム

定めた者の戸籍を第一の地位に置き二番地に本籍を定めた者の戸籍をその次にし以下三番地四番地の戸籍は之に倣つて順序を立て、作り其各戸籍の記載を集めて綴込んで帳簿とするのである。
又戸籍役場の管轄は市區町若くは村の全體であるから其戸籍吏の管轄内に各別に地番號を附けた二個以上の區畫である場合、例へば本郷區内に本郷壹丁目乃至六丁目があつて各丁に一番地から數十番地に至る地番號があるときには其一二丁目の戸籍と二丁目乃至六丁目の戸籍との綴り合せの順序につき何れを先にし何れを後にするかは戸籍吏が便宜によつて之を定める。

第七十二條 戸籍簿ハ正副二本ヲ設ク
戸籍簿ノ正本ハ之ヲ戸籍役場ニ備ヘ其副本ハ監督區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ保存ス

第七十二條 戸籍簿は身分又は戸籍簿に關した届出がある場合に直に之を書き載せる帳簿即ち戸籍簿の正本と正本に登録した後後に其正本から謄寫する帳簿即ち副本とを作つて置かなければならぬ。
戸籍簿は後日に不正の變更又は加除等をするこゝの出来ない爲め又は水災、火災其他の事變のあつた場合に全部紛失又は滅失することのない爲めに其正本は戸籍を作つた戸籍吏の屬してをる戸籍役場に置き副本は其戸籍役場の監督區裁判所を管轄

第七十三條 家督相續、廢絶家其他ノ事由ニ因リ戸籍ノ全部ヲ抹消シタルモノハ之ヲ戸籍簿ヨリ除キ別ニ編綴シテ帳簿ト爲シ之ヲ戸籍役場ニ保存ス
前項ノ帳簿ヲ保存スヘキ期間ハ司法大臣之ヲ定ム

する處の地方裁判所に之を保存するのである。
第七十三條 家督相續に因つて戸主が變つたときは前の戸主の家族は新戸主の戸籍に入るものであつて前の戸主の戸籍は全部不用となるから之を消さなければならぬ。又廢家或は絶家をしたときには其家の戸籍は不用のものとなるし其他一戸籍吏の管轄地内に本籍のある者が他の戸籍吏の管轄地に轉籍した様な場合には舊本籍地で作つた戸籍は不用のものとなるから之を全部消さなければならぬが不用となつて效力を失つた戸籍は戸籍簿から取り除いて別に同じく不用となつた戸籍と綴り合せて帳簿として戸籍役場に保存しなければならぬ。之れは一旦不用となつて取除いたものでも家督相續が無効であつた爲めに前の戸主が其身分を回復する場合もあり、其外にも入用となることもあるから之を棄てさせないで、別に帳簿として保存させるのである。
元來戸籍簿はいつまでも保存すべきものであるけれども右の如く戸籍簿から除いて別に綴つた處の帳簿は效力のなくなつたものであるから司法大臣の定めた期間内之を保存して置けばよい。

第七十四條 第十二條乃至第十四條ノ規定ハ戸籍簿並ニ戸籍謄本及ヒ抄本ニ之ヲ準用ス

第七十四條 戸籍簿を戸籍役場外に持出すことを許さないことや、何人でも之を閲覧したり其謄本抄本の交付を請求することの出来ることや、又戸籍簿の全部又は一部が滅失したときの處分等は先きに述べた第十二條乃至第十四條の身分登記に關しての規定に従ふのである。

第六章 戸籍の記載手續

戸籍の記載手續といふのは戸籍吏が身分登記又は戸籍に關しての届出を受附けたとき又は届出を他の戸籍吏から回送された場合に戸籍簿に記載する方法をいふのであつて本章には先づ戸籍簿に記載すべき事柄並に其順序を定め終りに種の記載方法や其始末を規定したのである。

第七十五條 戸籍は家として作つたものであるから一家毎に一本の戸籍を編製する。

第七十六條 戸籍は家として其代表者ともいふべき戸主の身分を明かにし且つ之に従つてゐる家族の身分と其戸主との關係を明にすべきものであるから次の

第七十五條 戸籍ハ一戸毎ニ一本ヲ作ル

第七十六條 戸籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

事柄を書き載せねばならぬ。

- 一、戸主、前戸主、及び家族ノ氏名
- 二、戸主ノ族稱及本籍地但家族ト戸主ト族稱チ異ニスル場合ニ於テハ家族ニ付テモ其族稱ヲ記載スルコトヲ要ス
- 三、戸主及ヒ家族ノ出生ノ年月日
- 四、戸主又ハ家族ト爲リタル原因及ヒ年月日但出生ニ因リテ家族ト爲リタル者ニ付テハ此記載ヲ要セス
- 五、戸主並ニ家族ノ父母ノ氏名及ヒ其父母ト戸主又ハ家族トノ続柄
- 六、戸主ト前戸主トノ続柄及ヒ家

一、戸主、前戸主、及び家族の姓名 戸主は家の長であつて主要なものであるから先づ第一に記載する、又前の戸主は今の戸主が出てきた處であつて其身分と財産とを承継したものであるから現に今其家の家族である無いに拘らず之を書き載せて置かなければならない、又家族は戸主に屬してゐるものであつて其戸主の戸籍に書き載せるのは當然であるから之等の者の氏名を明かに戸籍に記載しなればならないこととされてゐる。

- 二、戸主の族稱及び本籍地、但家族と戸主と族稱が違ふ場合には家族についても其族稱を記載しなければならぬ、戸主が華族か士族か若しくは平民であるか及其定めた本籍地を書き載せなければならぬとしたのは戸主が何人であるかを確定め且つ家の所在を明にする爲めである、又戸主と家族が同じ族稱である場合には戸主の族稱を書き載せれば家族の族稱を知ることが出来るけれども之と違つてゐる場合には特に書き載せなければ知ることが出来ないから之を記するさせるのである、戸主と家族とが族稱を異にする場合は其の生ずるのは戸主が平民であつ

て其家にある弟又は子が文勳又は武功に因つて華族に列せられた様な場合である。

三、戸主及び家族の生れた年月日 戸主は六十歳以上に達しなければ隱居するこゝとが出来ない。又家族は二十歳以上となつてから、戸主の指定した所に住まなければ離籍されたり、其外縁組や婚姻するにつきても種々と關係があるのだから之を明にして置く必要がある。

四、戸主又は家族と爲つた原因及び年月日 但出生に因つて家族と爲つた者に付ては此れを記載しなくともよい戸主となつた原因といふのは家督相続又は分家相続又は廢家若しくは絶家を再興して戸主となつたと云ふ様なことをいふのである。又家族となつた原因といふのは、出生・婚姻・養子縁組・戸主が私生子の認知又は戸主が他家の戸主の同意を得て、他家にある自分の親族を引取つて家族とした様な原因をいふのである。是等の原因や其年月日を記載しなければならぬとしたのは之を明にして戸主の責任の起つた點を知つたり又は家族が家督若しくは遺産相続をすべき順序を知る等の爲に必要だからである。けれども出生は家族

- 族ト戸主トノ続柄但家族ノ中他家ヨリ入りテ他家ノ族ノ配偶者ト爲リタル者又ハ他家ノ族ヲ經テ戸主トノ親族ト付テハ其者ト戸主トノ続柄ノ外他家ノ族トノ続柄ヲ記載スルコトヲ要ス
- 七、他家ヨリ入りテ戸主又ハ家族ト爲リタル者ニ付テハ其原籍地原籍ノ戸主ノ氏名、族稱及ヒ其戸主ト戸主又ハ家族ト爲リタル者トノ続柄
- 八、他家ヨリ入りテ家族ト爲リタル者ニシテ他家ノ族トノ親族關係ヲ有スル者

戸籍法

戸籍の記載手續

ニ付テハ其者ト
他ノ家族トノ續
柄
九、戸主又ハ家族
ノ身分ノ變更及
ヒ其原因並ニ年
月日
十、後見人アル者
ニ付テハ後見人
ノ氏名、住所及
ヒ後見人ノ就職
並ニ任務終了ノ
年月日

となる原因中で一番普通で且つ大多数であるばかりでなく家族の生れた年月日は常に書き載せるべきことを前の號に命じてあるから出生によつて家族となつた場合には本號に書かなくともよいこととされたのである。

五、戸主並に家族の父母の姓名及び其父母と戸主又は家族との續柄 戸主の父母の姓名や家族の父母の姓名、戸主の父母と家族との續柄、家族の父母と戸主との續柄を書き載せさせて之を明にするのは扶養の義務等に付いて之を證明する様な場合に必要があるからである。

六、戸主と前戸主との續柄及び家族と戸主との續柄 但家族の中他家から入つて他の家族の配偶者と爲つた者又は他の家族を経て戸主との親族關係がある者に付ては其者と戸主との續柄の外に他の家族との續柄を記載しなければならぬ。今の戸主と前戸主との續柄といふは、戸主が前の戸主の子であれば前の戸主の長男又は次男といふが如き或は前戸主が妻であつて今の戸主が入夫であれば前の戸主は妻であるといふ様に書き載せることを云ふのである。又家族と戸主との續柄といへば家族が戸主の母・妻・長男・次女又は戸主の弟であれば、母・妻

長男・次女又は弟といふことを指す。
又家族中他家から入つて他の家族の配偶者となつた者と戸主との續柄といふのは、家族である長男の妻であつて、他家から來た者であれば嫁と書き載せることを指すのである。

又他の家族を経て戸主との親族關係のある者とは例へば戸主の弟と長女の如き其父を経て戸主と伯父・姪の關係を有し戸主の長男の長次男の如きは其父を経て戸主と祖父と孫との親族關係を有してゐることになる又家族との續柄とは右の例でいへば、弟何某の長女、又は長男何某の次男といふ風なことを指すのである。

七、他家から入つて戸主又は家族となつた者に付ては其原籍地と原籍の戸主の氏名・族稱 及其戸主と戸主又は家族となつた者との續柄 他家から入つて戸主となつた者といふのは入夫婚姻によつて戸主となつた者や養子又は婿養子となつて入つた後に戸主となつた者や、或は指定・選定・家督相續人となつて戸主となつた者も含むので之等の戸主又は他家から入つて家族となつた者については

現在の家に入る前の本籍地の名竝に其屬して居つた、家の戸主・姓名・族稱及び其戸主との續柄 例へば兄弟であるか姉妹であるか親子であるかをいふので之等のことを戸籍に書き載せさせるのは、戸主又は家族の出所を明かにする爲めである。

八、他家から入つた家族と爲つた者であつて他の家族とのみ親族關係のある者に付ては其者と他の家族との續柄 他家から入つて家族となつた者であつて他の家族とのみ親族關係のある者といふのは例へば婚姻又は養子縁組によつて他家から入つて家族となつた者が自分の親族である弟又は妹を其家に呼び迎へた場合に其呼び迎へられた者と呼んだ者との續柄即ち此場合には兄弟と云ふことを書き載せることである。

九、戸主又は家族の身分の變更及び其原因竝に年月日 戸籍は戸主及び家族の身分の證明をするものであるから戸主や家族の身分に變更があつて其届出を受けなければ、必ず其身分の變更・原因・年月日を戸籍に記入しなければならぬ。其身分についての變更及び原因といふのは家族については第四章第三節乃至第

二十節に掲げた事柄の生じたとき、又戸主については第四章第三節第十一節乃至第十五節第十七節第十九節及び第二十節に掲げてある事柄の生じた場合を指すのである。

十、後見人のある者に付ては、後見人の氏名住所及び後見人の就職竝に終了の年月日 後見人は被後見人の法律上の行爲に同意を與へたり又は之に代つて總べての事を處理する者であるから之を戸籍に登録して其姓名や住所等を明にし且其責任の始め終りを正確にしなくてはならぬ故に其職に就いた年月日や後見人の任務を了つた年月日を書き載せさせるのである。

第百七十七條 戸主及び家族の氏名を戸籍に書き載せるには先づ家を代表する戸主を本とし次に戸主の直系尊屬である處の父母又は祖父母を書き其他の家族は戸主と親等の遠近に従つて順序に書き載せるので。即ち

第一、戸主 戸主は家の長であつて家政を執り家族に對して種々と權利のある者であるから第一位に置いたのである。

第二、戸主の直系尊屬 戸主の直系尊屬といふのは血族であると養親であるに

第百七十七條 戸主及び家族の氏名ヲ戸籍ニ記載スルニハ左ノ順序ニ依ル
第一 戸主
第二 戸主ノ直系尊屬
第三 戸主ノ配偶者
第四 戸主ノ直系

卑屬及び其配偶者
 第五 戸主ノ傍系親及び其配偶者
 第六 戸主ノ親族ニ非サル者
 直系尊屬ノ間ニ在リテハ親等ノ遠キ者ヲ先ニシ直系卑屬又ハ傍系親ノ間ニ在リテハ親等ノ近キ者ヲ先ニス
 直系尊屬、直系卑屬又ハ傍系親ノ間ニ在リテ親等ノ同シキ者ハ親族間ノ順位ニ依リ親族間ノ順位ノ同シキ者ハ出生ノ前後ニ依リテ其順序ヲ定ム
 前二項ノ規定ハ戸主ノ親族ニ非サル者ノ記載ニ之ヲ準用ス

拘らず戸主と同じ家にある父母・祖父母等を指すものであつて假令戸主の實父母でも他家にある者は其家の家族ではないから此中には入らない。

第三、戸主の配偶者 戸主の配偶者といふのは普通戸主の妻であるけれども女戸主であるときには其夫を指すのである。

第四、戸主の直系卑屬及び其配偶者 戸主の直系卑屬といふのは戸主の子・孫等をいふので實子であると養子であると、庶子・私生子であると嫡出子であるとを問はない、又其配偶者と云ふのは家族であり直系卑屬の妻又は婿養子を指すものである。

第五、戸主の傍系親及び其配偶者 戸主の傍系親といふのは、戸主の伯・叔父母や戸主の兄弟・姉妹・甥姪等との其配偶者とは是等の者の妻又は婿養子を指す。

第六、戸主の親族でない者 戸主の親族であつて家族である者は前に擧げた順序によつて戸籍簿に書き載せるのであるが此外戸主の親族でない者でも前條第八に述べた様な手續に因る場合には其家の家族となることが出来るのであるから此場合には其家の戸籍に之を載せなければならぬ。

以上述べた場合のうちで直系尊族である處の父母・祖父母等があるときには、戸主から親等の遠い者、即ち祖父・父母といふ順に記載し直系卑族の間では戸主に親等の近い者例へば子を第一とし孫を第二とするが如く、又傍系親の間では兄弟・姉妹を第一とし従兄弟・従姉妹を第二位にする。

又直系尊屬・直系卑屬、若くは傍系親等の各自の間に於て親等の同じい者がある場合がある。即ち直系尊屬中であつて曾祖父と曾祖母とは共に戸主の三等親である。又直系卑屬であつても孫女と其婿養子とは共に戸主の二等親である。又傍系親中에서도伯父・叔父と伯母と叔母とは、共に戸主の三等親であるが此の様な場合には親族間の順位即ち曾祖父と曾祖母との間には曾祖父を先にし伯父と伯母との間では伯父を先にし叔父と叔母との間では叔父を先にし孫女と其婿養子の間では其婿養子を先にする、けれども若し親族間の順位が同じな者例へば戸主の養祖父と實方の祖父とあるとき兄弟姉妹が數人あるとき若くは數人の孫があるときには生れた前後即ち年齢の多少によつて其順位を定めるのである。

又戸主の親族でない者であつて其家の家族となつた者が數人ある場合には其者其の

第七十八條 戸籍定カ身分登記ヲ爲シ又ハ戸籍ニ關スル届出ヲ受理シタルトキハ次條以下ノ規定ニ從ヒテ戸籍ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

間の記載順序は前と同じに其者其の間に親族關係があれば親族上の順序に従ひ其關係のないときには生れた前後即ち年齢の多い者から戸籍簿に書き載せる。

第七十八條 戸籍は各自の身分登記とは違ふけれども戸籍を記載するにつき各身分のことも悉く届出でなければならぬとするときは身分に關しての届出をした上に又戸籍を作る爲めに二重の届をする事になつて届出人に手数をかけるばかりでなく却つて繁雜であるから戸籍吏が身分に關して届出を受けたときは身分登記をした上夫れに基いて戸籍にも其届出た事柄を書き載せることにされてある。又特に戸籍に關しての届出を受附けたときは當然戸籍に之を書き載せなければならぬが之等の事柄を載せる場合には亂雜にならない様に次條以下に其記載の仕方を一定したのである。

第七十九條 家督相續又ハ家督相續回復ノ登記ヲ爲シタルトキハ其登記及ヒ前主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ基キテ新主ノ戸籍ヲ

第七十九條 家督相續又は家督を相續する權利を回復した者があるときには戸主が變更するのであつて前の戸主又は一時戸主の名義をもつておつた者を本として作つた戸籍は效力がなくなるから新に戸籍を作らなければならぬ。けれども家督相續又は家督相續回復の身分登記は家督相續又は家督相續回復事件を主としたもの

新製スルコトヲ要ス 前項ノ場合ニ於テハ前主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ由リテ記載シテ其戸籍ヲ抹消シ且其戸籍ト新主ノ戸籍トニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス 胎兒カ家督相續人ナル場合ニ於テハ其出生ニ至ルマテ前二項ノ手續ヲ爲スコトヲ要セズ此場合ニ於テハ前主ノ戸籍中戸主ニ關スル部分ノミヲ抹消シ家督相續人ノ胎兒ナル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

であるから此登記のみに因つて一家全體の關係を知ることが出来ない、それであるから此場合には戸籍吏は其身分登記と前主の戸籍若しくは家督相續回復の訴に因つて戸主を罷められた者即ち家督相續をする資格がないのに一時相續をして居つた者の戸籍に基いて新主の戸籍を作らなければならない。家督相續又は家督相續の回復によつて新主の戸籍を作る場合には戸籍吏は新舊戸籍の關係を示す爲め家督相續に因つて戸主となつたものであるときには舊主の戸籍に其家督相續に因つて新主の戸籍を作つた旨を書いて其戸籍を抹消し又家督相續回復に因つて戸主となつたものであるときには戸主の名義を有して居つた者の戸籍に家督相續回復に因つて新しい戸籍を作つた旨を書いて其戸籍を抹消した上新主の戸籍は前の戸主若しくは戸主の名義を有して居つた者の戸籍に基いて作つたものであることを證明する爲め舊戸籍と新戸籍とに戸籍吏の職印で以て契印即ち割印をしなければならぬ。けれども母の胎内にある兒が家督を相續する場合には、戸籍に書き載せる名前もないのであるから戸籍を作る手續をすることが出来ない、それだから此場合には其胎兒が生れるまでは新しい戸籍を作らなくとも唯前主の戸籍中

の戸主の部分だけを抹消して、家督相續人は胎兒である旨を書き加へて置けばよいのである。

・**第八十條** 分家・廢家・絶家を再興したり、其他新に家を立てた事件の登記をしたり又は一の戸籍吏の管轄内に本籍地を有するものが他の戸籍吏の管轄地内に其本籍地を移す場合若くは無籍戸主の就籍即ち日本人でありながら日本の國內に籍のない者が本籍を定める等の届出を受附けたときは其登記又は届出に基いて戸籍を作り、轉籍届の場合には正本は之を取つて置いて副本は直ぐに原戸籍吏即ち轉籍者の舊管轄戸籍吏に送附しなければならない。

本條の規定に因つて戸籍を作る場合には第七十六條に掲げてある事柄の外に特殊の事柄を書き載せなければならない。特殊の事柄といふのは例へば新たに一家を立てたものに付ては父母共に知れないものであれば其者の發見された場所及び年月日時及其者の生れた年月、男女の別之を引受けた者の姓名・職業・本籍地及び所在地又は養育院の名・場所引渡の年月日等を書き加へ、離籍された爲めに一家を立てた者の戸籍には離籍をした戸主の姓名・職業・本籍地・離籍をした戸主と一家を立てた者との續柄、離籍の原因年月日等を書き加へなければならない。又轉籍の場合には原籍地を書き加へ無籍戸主が就籍する場合には本籍のなかつた原因や前に本籍をもつて居たものであるときには其元の本籍地を書き加へる様な事柄をいふのである。

第八十一條 復籍拒絶登記をしても其旨を復籍拒絶者の戸籍に書き載せて置かないときには戸籍簿を見た丈では復籍を拒絶された者であるかどうかを知ることが出来ないから被拒絶者に圖らない迷惑をかけることがあるばかりでなく戸籍吏の方でも過つて拒絶されて居る者を拒絶者の籍に入れることがないとも限らないから此場合にはかゝる過誤を防ぐ爲め復籍を拒絶した者の戸籍に其拒絶の事を書いて置かなければならない。

第八十二條 廢家絶家の登記をするときには其家に戸主も家族もないものとなるのであるから戸籍は全く用のないものとなるのであるけれども廢家であるか絶家であるかを記載せないで置くときには其一家がまだある様に誤解される虞れがあるから此場合には最終の戸主の戸籍に廢家又は絶家であることを書き載せ其戸籍を抹消しなければならない。

の戸籍に登記するときは其元の本籍地を書き加へる様な事柄をいふのである。

第八十條 分家 廢絶家再興其他新 二家ヲ立ツヘキ事 件ノ登記ヲ爲シ又 ハ轉籍若クハ無籍 戸主ノ就籍ノ届出 ヲ受理シタルトキ ハ其登記又ハ届出 ニ基キテ戸籍ヲ編 製シ轉籍届書ノ副 本ハ運滞ナク之ヲ 舊管轄ノ戸籍吏ニ 送付スルコトヲ要 ス

前項ノ規定ニ依リ テ戸籍ヲ編製スル ニハ第七十六條 二掲ケタル事項ノ 外各場合ニ付キ特 殊ナル事項ヲ記載 スルコトヲ要ス

第八十一條 復 籍拒絶ノ登記ヲ爲 シタルトキハ復籍 ヲ拒絶シタル者ノ 戸籍ニ登記ノ要旨 ナ記載スルコトヲ 要ス

第八十二條 廢 絶家ノ登記ヲ爲シ タルトキハ最終戸 主ノ戸籍ニ事由ヲ 記載シテ其戸籍ヲ 抹消スルコトヲ要 ス

第百八十三條 單身戸主即ち戸主の一人で他に家族のない場合に法定の家督相續人は勿論指定選定の家督相續人もなく而かも其者が死亡又は失踪の宣告を受けたときは其家の戸籍は不用となるのである。けれども一家を消滅させることは重大な事柄であるから戸籍吏は單身戸主の死亡又は失踪の身分登記をした場合に其家に家督を相續する者がないことが明に分つたときには其戸籍役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を得て死亡者又は失踪者の戸籍を抹消しなければならない。又どうい原因に因つて抹消したものであるかを明にする爲めに其戸籍に絶家の原因即ち單身戸主死亡又は單身戸主失踪の上に家督相續人がないといふ様なことを書き入れた上家督相續人がないことが明になつた年月日を書き載せなければならぬ。

第百八十四條 戸籍吏が自分の管轄地内に一方から他方に本籍地を移轉する届即ち本籍地變更の届出を受けたときには其譯柄を戸籍に書き載せ轉籍の場合の様に戸籍の全部を抹消しないで舊本籍地の部内丈けを抹消して更に新本籍地を書き入れ、ばよいのである。

第百八十五條

前の六條は戸籍を編製すること、戸籍を記載すること、及び戸籍

六條ノ場合ヲ除ク外身分登記ヲ爲シ又ハ戸籍ニ關スル届出ヲ受理シタルトキハ其登記又ハ届出ニ基キ第百七十六條ニ掲ケタル事項ヲ戸籍ニ記載スルコトヲ要ス前項ノ場合ニ於テ第百八十條第二項ノ規定ニ依リテ戸籍ニ記載シタル事項ノ變更アルトキハ其變更ヲ記載スルコトヲ要ス

第百八十六條 戸籍ヲ編製シタル後一人又ハ數人ヲ戸籍ニ入ルヘキトキハ第百七十七條ノ順序ニ拘ハラヌ

を抹消する場合の様な特別の手續を規定したのであるが此外に戸籍に記載せなければならぬ一般の事柄例へば嫡出子否認の如き私生子認知の如き其他戸主又は家族の婚姻の如き總べての身分登記や戸籍に關係した届を受附けたときには其登記又は届出に基いて第百七十六條に掲げてある事柄を戸籍に書き載せなければならぬ。右の場合に於て身分登記又は戸籍に關しての届出によつて第百七十六條に掲げてある事柄を記載する場合に其事項以外に係る者即ち第百八十條第二項の各場合の特殊の事柄に付て變更があることを認められた場合例へば離籍をした戸主の姓名・職業・本籍地等に變更があることを認められたとき又は無籍者が就籍の際に届出でた舊本籍地が其名稱に誤りがあることを申出でたとき或は前に父母の知れない子の引受人が甲であつたが後に乙に變更した様な場合には其變更したとを戸籍に書き載せなければならぬ。

第百八十六條 戸籍に家族の姓名を記載する順序は第百七十七條に規定してあるが若し戸籍を作つた後にでも尙ほ家族として入籍する者と戸主との關係に従つて戸籍を作らなければならぬときは場合によつては戸主以外の家族の全部又は一部の記載を抹消して新たに記載しなければならぬ。例へば其家の戸籍が戸主、其配偶

籍ノ末尾ニ之ヲ記
載スルコトヲ得

者、子及び伯父姪等があるときに後になつて戸主の實父を他家から呼び迎へ入籍させた場合若しくは三男が生れた様なきには其家族の全部又は一部を抹消して新しい紙面に書き更へなければならぬことになるが是れは實に無益の手數であるから右の様に戸籍を作つてから入籍する者があつた場合には第百七十七條の順序に拘はらないで其戸籍の末尾に書き載せてもよいのである。

第百八十七條 一
戸ノ全員又ハ一戸
内ノ一人若クハ數
人ヲ戸籍ヨリ除ク
ヘキトキハ事由ヲ
戸籍ニ記載シテ戸
籍ノ全部又ハ一部
ヲ抹消スルコトヲ
要ス

第百八十七條 戸主が外國に歸化した爲めに其家族も外國の國籍を取得して我國籍を失つた場合又は一家の戸主及び家族が從來の戸籍吏の管轄外に本籍を移した場合は戸の全員を戸籍から除く場合若しくは家族の一人又は數人の身分に變更があつて其者を戸籍から除く場合例へば女戸主の私生子であつて其家に居る者を父が認知した爲めに其子が父の家に入つて母の方の戸籍から除かれるとき又は家族の一人若しくは數人が婚姻又は養子縁組に因つて他家に入るか或は他家から婚姻又は養子縁組に因つて入つた家族の一人又は數人が離婚又は離縁された爲めに其家を去るときの様に一戸内の一人若しくは數人を戸籍から除く場合にはどういふ譯柄で抹消したかといふことを戸籍に書いて除籍しなければならぬ。

第百八十八條 身
分登記又ハ戸籍に
關する届出によつ
て他の戸籍吏の管
轄から一戸籍吏の
管轄に入籍する場
合例へば甲村に本
籍のある婦人が婚
姻によつて乙村に
本籍のある者の家
に入籍したとき又
は甲村に本籍の有
る或る家の家族が
分家をして其本籍
を乙村内に定めると
き、若しくは甲村
に本籍のある戸主
又は家族であつて
乙村にあつた廢絶
家を其舊本籍地で
再興しようとする
様な場合には身分
に關する届書と其
他の書類又は戸籍
に關する届書を送
ると共に入籍した
旨を舊管轄の戸籍
吏に通知しなければ
ならぬ。

第百八十八條 身分登記又は戸籍に關する届出によつて他の戸籍吏の管轄から一戸籍吏の管轄に入籍する場合例へば甲村に本籍のある婦人が婚姻によつて乙村に本籍のある者の家に入籍したとき又は甲村に本籍のある或る家の家族が分家をして其本籍を乙村内に定めるとき、若しくは甲村に本籍のある戸主又は家族であつて乙村にあつた廢絶家を其舊本籍地で再興しようとする様な場合には身分に關する届書とその他の書類又は戸籍に關する届書を送ると共に入籍した旨を舊管轄の戸籍吏に通知しなければならぬ。

第百八十九條 除
籍ノ手續ヲ爲スヘ
キ場合ニ於テ除籍
ヲ爲スヘキ者ノ本
籍カ戸籍吏ノ管轄
ヨリ他ノ戸籍吏ノ
管轄ニ轉屬スルモ
ノナルトキハ新管
轄ノ戸籍吏ヨリ入
籍ヲ爲シタル旨ノ
通知ヲ受ケタル後
其通知ノ發送及ヒ
受附ノ年月日ヲ戸

第百八十九條 除籍の手續を爲る場合に除籍をする者の本籍が一の戸籍吏の管轄から他の戸籍吏の管轄に轉するものであるとき例へば甲村に本籍のある家族が乙村に本籍のある者の家に養子となつて入籍するとき又は乙村から甲村に嫁又は養子となつて入り來つた者が離婚又は離縁された爲めに實家に復籍するとき或は甲村に本籍のある者が家督相續人に指定されて乙村に本籍のある被相續人の家に入るとき或は若しくは甲村に本籍のある戸主が乙村に其本籍を移した様な場合には去つて他の戸籍吏の管轄内の戸籍に入る者の戸籍は不用となるのであるから之を抹消しな

籍ニ記載シテ除籍ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス
轉籍ニ因リテ除籍ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外轉籍地及ヒ轉籍ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第百九十條 身分登記又ハ戸籍ニ關スル届出ニ基キテ戸籍ノ記載ヲ爲ス場合ニ於テハ前項ノ規定ニ準ジテ事項ノ外身分ニ關スル届書其他ノ書類又ハ戸籍ニ關スル届書ノ受附年月日ヲ記載スルコトヲ要ス
第百九十一條 第十八條、第二十九條及ヒ第三十一條ノ規定ハ戸籍ノ記載ニ之ヲ準用ス

ればならない。けれども此場合には除籍をする戸籍吏は入籍の記載をする方の戸籍吏から入籍をした旨の通知を受けた後に新戸籍吏が通知を發送した年月日と夫れを受附けた年月日とを戸籍に書き載せて除籍の手續をしなければならぬ。
又一の戸籍吏の管轄以外に本籍を移す場合即ち轉籍に因つて除籍をする場合には戸籍に前項に掲げてある通知を發送した年月日と夫れを受附けた年月日の外に轉籍する土地と轉籍した年月日を書き載せなければならぬ。

第百九十條 身分登記又は戸籍を記載する場合には第百七十七條から第百八十九條までの十一ヶ條に規定した事柄の外に他日届出の前後について争の起る事のない様にする爲めに身分に關する届書其他の書類又は戸籍に關する届書を受附けた年月日を書き載せなければならぬ。

第百九十一條 戸籍に關する届出の受附手續及び戸籍を記載する方法は身分についての届出や身分登記の方法を規定した第十八條、第二十九條及び第三十一條を準用するのであつて即ち次の様にしなければならない。
一、戸籍に關する受附手續 戸籍吏が戸籍についての届出や報告や其他の戸籍の

登記に關する書面を受け取つたときには、其書面に受附の番號及び年月日を記載して直ぐに戸籍に書き載せなければならない。

二、戸籍の書き載せ方 戸籍吏が届出を受けた事柄を戸籍に書き載せるには略字や符號を用ひないで字畫を明にして書かなければならない。又年月日や時、年齢を書き載せる数字は壹貳參拾等の字を用ひる文字は決して改竄即ち誤つて書いた文字を塗抹してはならない。若し訂正挿入又は削除をしたときには、其字數を欄外に書くか又は文字の前後に括弧をつけて戸籍吏が之れに認印して其削つた文字は明に讀める様に字體を存して置き、戸籍を記載した度に其文の末に認印を捺さなければならない。

第百九十二條 戸籍用紙中の一部分を用ひ盡したとき例へば戸主又は家族は各人につき戸籍用紙に記載する事柄の欄が設けてあるときに外の事柄を書く欄に空白があつても此事柄を書く欄には記載が充滿して最早や書き載せることの出来ぬ様になつた場合には掛紙を以て用紙に代へ之に記載することが出来る。
けれども掛紙は容易に之を剝ぎ取ることが出来るものであるから之を避ける爲めに

第百九十二條 戸籍用紙中ノ一部分ヲ用ヒ盡シタルトキハ掛紙ヲ以テ用紙ニ充ツルコトヲ得
掛紙ヲ爲シタルトキハ戸籍吏ハ職印ヲ以テ掛紙ト本紙

トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第九十三條 行政區畫、即ち府縣郡市町村又は土地、例へば本郷區本郷一丁目

第九十四條 戶籍簿は正副二本を設けて其正本は之を戶籍役場に備へ其副本は

戶籍吏は職印を以て之に契印即ち割印しなければならぬ。

第九十三條 行政區畫、即ち府縣郡市町村又は土地、例へば本郷區本郷一丁目
京橋區銀座一丁目といふ様な處の名稱が變更したとき或は地番號が變つたときに戶籍に記載した各人の本籍地又は住所を改めることは容易のことではないから此の場合には改めなくとも當然之を改正したものと看做すのである。

第九十四條 戶籍簿は正副二本を設けて其正本は之を戶籍役場に備へ其副本は監督區裁判所を管轄する地方裁判所に保存するものであることは第七十二條に規定してあるが新たに第七十九條の規定に従つて新戸主の戶籍を作つた場合及び第八十條の規定によつて戶籍を作つた場合には更に其戶籍の副本を其地方裁判所に送附しなければならぬ。何せなれば之を送附しないときには此種の戶籍は地方裁判所に存せざることになるからである。

第七章 戶籍に關する届出

戶籍を記載するには身分の變更については身分に關する届出によつて登記し

たものに據るべきものであるから少しも差支へがないけれども身分に關係のない戶籍丈の事柄に付ては別に其據るべき基本を求めなければ記載することが出来ない、而かも戶籍を作つて正確に記載して置くことは我國に於ては大切な事柄であるから本章を設けて戶籍に關して届出義務のことを規定し其届出手續を定めたのである。

第九十五條 戶籍吏の管轄地外に本籍を轉じやうとするとき、即ち甲の戶籍吏の管轄から乙の戶籍吏の管轄地内に本籍を移さうとする場合には、其家の戸主は次に掲げてある事柄に其家の戶籍の謄本を添へて、轉籍地の戶籍吏に届出でなければならぬ。

- 一、轉籍者の氏名・出生の年月日及び職業、轉籍者の姓名や生れた年月日及び職業を届出でさせるのは轉籍地の戶籍吏が其者を本籍人として戶籍を作るのであるから之を明にするの必要があるからである。
- 二、原籍地及び轉籍地、原籍地といふのは轉籍の届をする際に現に屬してゐる本籍地をいふのであつて此の原籍地と轉籍地とを届出でさせるのは正當な轉籍で

第九十五條 戶籍吏ノ管轄地外ニ本籍ヲ轉セント欲スルトキハ戸主ヨリ左ノ諸件ヲ具シテ之ヲ轉籍地ノ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス

戶籍法

戶籍に關する届出

あるかどうか又何れの土地から何れの土地に本籍を移すのであるかを明にする
爲めである。

轉籍届は轉籍地の戸籍吏に差出さなければならぬのであるが又轉籍によつて除籍
する舊本籍地の戸籍吏は第百八十九條の規定によつて轉籍地の戸籍吏に入籍したこと
の通知があつてから除籍するのであるから轉籍地の戸籍吏から原籍地の戸籍吏に送
附する副本一通即ち正副本二本を作つて出さなければならぬ。

第百九十六條 同じ戸籍吏の管轄内で甲の土地から乙の土地に本籍を變更しやう
とするときは其家の戸主は何れの地から何れの土地へ本籍を變更するのであるかを
明示する爲に原籍地と新本籍とを書いて其旨を戸籍吏に届出でなければならぬ。

第百九十七條 日本人の分限を有してゐる者であつて届出漏れや其他の事由により
本籍のない者例へば或る戸主又は家族が子を産んだけれども忘れて届出でなかつた
とき又は或る家の女戸主若しくは家族が私生子を生んだけれども之を秘密にして届出
でないで置いた様なとき又届出義務者は届出でなければども戸籍吏が戸籍に書き載せ
ることを忘れたり又は船舶の航海中に子が生れたときに船長が其航海日誌の原本を

第百九十六條 戸籍吏の管轄地内ニ於テ本籍地ヲ變更セシムルハ戸主ヨリ原籍地及ヒ新本籍地ヲ具シテ其旨ヲ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス
第百九十七條 届出ノ漏れ其他ノ事由ニ因リ本籍ヲ有セス又ハ復本籍ヲ有スル者ハ就籍又ハ除籍ノ届出ヲ爲サントスル戸籍吏ノ所在地ナ管轄

戸籍吏に送らないか又は送つたけれども戸籍吏の許に到達しなかつた様なとき其他
入籍・離籍・其外の場合等で、届出人又は戸籍吏の過失や懈怠等で戸籍に記載せられ
ない爲に籍のない者が生ずることがあるが此場合には之を就籍させなければならぬ
い、又復本籍即ち二重戸籍を有する者例へば父が東京に本籍があつて大阪で私生子
を挙げ之を認知した爲めに其子は東京の父の戸籍に記載されてゐるのに大阪にある
母の戸籍に依然私生子として載つてゐた様な爲めに二ヶ所に籍がある場合も出来る
此の如き場合には一方を除籍させなければならぬのであるが抑々戸籍は人の身分關
係又は親族關係若しくは一家の關係を證明すべき大切なものであるから無籍者又は復
籍者が就籍又は除籍の届出をするには其手續を鄭重にし先づ就籍又は除籍する戸籍
役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を受けてから戸籍吏に届出をしなければな
らないこととされてある。

第百九十八條 就籍をする届出は其許可の裁判が確定した日から十日以内に次に
掲げてある事柄に裁判所が就籍を許可したといふことを證明する爲めに其許可の
本を添へて就籍する土地の戸籍吏に届出でなければならぬ。

第百九十八條 就籍ノ届出ハ許可ノ裁判力確定シタル日ヨリ十日以内ニ左ノ諸件ヲ具シ裁

判ノ謄本ヲ添ヘテ
就籍スヘキ地ノ戸
籍吏ニ之ヲ爲スコ
トヲ要ス

一、就籍スヘキ者
ノ氏名、族稱、出
生ノ年月日時、
職業及ヒ就籍ス
ヘキ地

二、就籍スヘキ者
ノ父母ノ氏名及
ヒ其者ト父母ト
ノ續柄

三、本籍ヲ有セザ
リシ原因

四、就籍スヘキ者
カ前ニ本籍ヲ有
セントキハ其舊
本籍地

五、就籍スヘキ者
カ戸主ナルトキ
ハ其旨

六、就籍スヘキ者
カ家族ナルトキ
ハ戸主ノ氏名、
族稱、職業及ヒ
其者ト戸主ト

一、就籍する者の氏名・族稱・出生の年月日時・職業及び就籍する土地 就籍する者の姓名・族稱・生れた年月日・時間・職業及び就籍する土地を届出でさせるのは、其届出に因りて其者の戸籍を作つて戸籍に書き載せるのであるからである。又其生れた時刻を届出でさせるのは其時刻の前後によつて戸籍に書き載せる順位や家督相續其外のことに関係があるからで、例へば双子が生れた場合に其一子が捨てられて後に其者が就籍する場合等には必要があるのである。

二、就籍する者の父母の氏名及び其者と父母との續柄 就籍する者の父母の姓名及び其者の父母との續柄を届出でさせるのは第百七十六條に依つて戸籍吏が戸籍を作るに必要だからである。又其者と父母との續柄といふは實父母若しくは養父母であるか又は長男次男三男といふ様なことをいふのである。

三、本籍がなかつた原因 本籍がなかつた原因といふのは父母に棄てられたとか又は父母若しくは戸籍吏の過失や懈怠の爲めであるとか届出義務者及び戸籍吏には過失や懈怠がなかつたけれども、領事・公使又は船長の手を経て戸籍吏に報告又は届出がある場合には是等の者の過失か又は途中で其書類が紛失した爲めに戸籍に書き載せられてなかつた様なことをいふのである。

七、就籍スヘキ者
カ戸主及ヒ家族
ナルトキハ戸主
家族ノ別及ヒ家
族ト戸主トノ續
柄

八、就籍スヘキ者
カ他家ヨリ入り
テ戸主又ハ家族
ト爲リタル者ナ
ルトキハ其原籍
地、原籍ノ戸主
ノ氏名、族稱及
ヒ其戸主ト就籍
スヘキ者トノ續
柄

前項第六號及ヒ第
七號ノ場合ニ於テ
就籍スヘキ家族カ
他家ヨリ入りテ他
ノ家族ノ配偶者ト
爲リタル者ナルト
キ又ハ他ノ家族チ
經テ戸主トノ親族
關係ヲ有スル者ナ
ルトキハ届出ニ其

四、就籍する者が前に本籍を有しておつたときは其舊本籍地 就籍する者が前に本籍を有しておつたときには例へば戸主又は家族が其住所に居らない爲めに失踪の宣告を受けて死亡者と看做され戸籍から除かれたに拘らず其後に歸つて來て失踪の宣告の取消を請求し裁判所の許可を受けた場合の如きをいふので此場合には前に有して居つた本籍地を明かにして、身分の關係や經歷を確める必要があるからである。

五、就籍する者が戸主であるときには其旨 就籍する者が戸主であるときは其戸主を本として一家の戸籍を作らなければならぬから其旨を届出でさせる。

六、就籍する者が家族であるときは、戸主の氏名・族稱・職業及び其者と戸主との續柄 就籍する者が家族であるときには其家の戸籍に入籍の手續をするのであつて戸主何某の家族になるのであるから明にしなければならぬから其家の戸主の姓名・族稱・職業及び就職する者と戸主との續柄とを届出でさせる。

七、就籍する者が戸主及び家族であるときは戸主、家族の別及び家族と戸主との

者ト戸主トノ續柄ノ外他ノ家族トノ續柄ヲ記載シ若シ他ノ家族トノ親族關係ヲ有スル者ナルトキハ其者ト他ノ家族トノ續柄ノミヲ記載スルコトヲ要ス

續柄 就籍する者が戸主及び家族であるときには其戸主と其家族とで以て一家の戸籍を作るので此場合には第百七十六條の規定に従つて何人が戸主であつて何人か家族であるか又戸主と家族との續柄が如何なるものであるかを戸籍に書き載せなければならぬから、就籍する者のうちで誰が戸主であつて誰が家族であるか又戸主と家族との續柄は如何であるかを届出でさせる。

八、就籍する者が他家から入つて戸主又は家族となつた者であるときには其原籍地・原籍の戸主の氏名・族稱及び其戸主と就籍する者との續柄 就籍する者が他家から入つて戸主となつた者といふのは例へば他家から養子又は婿養子となつて来て今現に戸主である者若しくは入夫であつて戸主となつた様な者をいふので其實家の戸籍からは除籍の手續をしたけれども戸籍吏の過失等の爲めに入籍の手續が行はれないであつた様な場合を指すのである。又就籍する者が他家から婚姻又は養子縁組に因つて入家した様な者をいふので身分上婚姻又は養子縁組の届出に依つて當然其家の家族となるのであるけれども戸籍吏の過失に因つて戸籍に記載されなかつた様な場合を指すのであるが是等の場合にも戸籍吏は後

になつて自分勝手に書き入れることは出来ないのだから必ず届出があつてから其戸籍を作るか又は戸籍に書き入れなければならぬ。又此の場合には第百八十五條及び第百七十六條の規定に因つて、其者等の原籍地や原籍の戸主の姓名・族稱・及び其戸主と就籍する者との續柄を戸籍に書き載せなければならぬから此等の事項は皆之を届出でねばならぬこととされたのである。

又前項第六號及び第七號の場合に就籍する者が他家から入つて其家の家族の配偶者となつた者であるとき又は其家の家族を経て戸主との間の親族關係のある者であるときには其者と戸主との續柄の外、其家族との續柄を書いて届けなければならぬし、若し又其家の或る家族とだけ親族關係がある者であれば、其者と其の家族との續柄だけを記載して就籍届をしなければならぬ。

第百九十九條 除籍の届出は除籍を許可する裁判が確定した日から十日以内に次に擧げてある事柄に裁判所の許可のあつたことを證明する爲めに除籍許可の裁判の謄本を添へて除籍する土地を管轄する戸籍吏に届出でなければならぬ。

一、除籍する者の氏名・族稱・職業・本籍地及び複本籍地 除籍する者の姓名と

第百九十九條 除籍の届出ハ許可ノ裁判力確定シタル日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ除籍スル地ノ戸籍

吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 一、除籍スヘキ者ノ氏名、族稱、職業、本籍地及ヒ複本籍地
 二、複本籍ヲ有セシル原因
 三、除籍スヘキ者カ本籍ト複本籍トニ於テ身分ヲ異ニスルトキハ本籍並ニ複本籍ニ於ケル身分及ヒ其身分ノ異ナル原因

いふは戸籍に書き載せられてある者であつて戸籍吏に抹消させる者の姓名をいふのであるから同時に数人の戸籍を除かうとするときには其数人の姓名を指すのである、族稱職業其他を届出でさせるのは其者を明確にする爲めである。又其者の本籍地といふのは除籍する者が二ヶ所以上本籍地として記載されてあるうちに自分の本籍地と信する一ヶ所を指すので複本籍地といふのは其他の籍のある土地を指すのであつて、之により始めて除籍する者が誰であるか及び其取消さうとする戸籍は何れの土地にある戸籍であるかを明にすることが出来るのである。

二、複本籍地を有する原因 複本籍地がある原因といふは例へば婚姻又は養子縁組をした際に戸籍吏の過失によつて實家の戸籍から除かれないうで婚家又は養家に籍が入つて来た場合とか若くは國籍を喪失して我生來の戸籍から取り除かれたと信じて國籍を回復した際新に本籍を定めた處が前の戸籍地の戸籍吏の懈怠の爲めに國籍が喪失の手續がしてなかつたことを見出した場合或は未成年者の父母が其子の生れた届出をしてから死亡したのを子の法定代理人が其届出を知

らないで更に新に本籍地を定め出生の届をした場合等に其本籍地が二ヶ所にある様になつた右の如き事由を指すのである。

三、除籍する者が本籍と複本籍とに於て身分を異にするときには本籍並に複本籍に於ての身分及び其身分の異つた原因 除籍する者が本籍と複本籍とによつて身分の違ふときといふのは本籍には戸主とある者が其取消をする戸籍には家族とある様なとき又本籍には男三郎とある者が複本籍には時三郎とある様なとき或は本籍には平民と記載してあつて複本籍には士族と書き載せられてある場合等をいふのである、又身分を異にする原因といふのは實家は士族であつて婚家は華族である爲めに本籍である婚家の戸籍に華族とあつて實家の戸籍には士族とある様なこと又は本籍には父の認知に因つて入つたものであるから庶子と書いてあるのに複本籍である生家即ち母方の戸籍には私生子としてあつたことを指すのであつて之を届出でさせなければ其者が果して複本籍のある者であるか又は全く別人であるか場合によつては區別することが出来ない場合があるからである。

第二百條 就籍又は除籍スヘキ者カ
家族ナルトキ又ハ
戸主及ヒ家族ナル
トキハ前二條ノ届
出ハ前二條ノ之
爲スコトヲ要ス
戸主カ前二條ノ期
間内ニ其届出ヲ爲
ササルトキハ許可
ノ裁判ヲ受ケタル
者ヨリ其届出ヲ爲
スコトヲ得(四十
年法律第十四號ヲ
以テ本項追加)
第二百一條 第百
九十八條及ヒ第百
九十九條ノ規定ハ
確定判決ニ依リテ
就籍又ハ除籍ノ届
出ヲ爲ス場合ニ之
ヲ準用ス

第二百條 就籍又は除籍すべき者が戸主であるときは勿論其家族であるとき又は
戸主と家族と同時にあるときでも前の二條の届出は一家の長であつて其家を治めて
いく處の戸主から届出でなければならぬのである。

第二百一條 第九十八條及び第九十九條の規定は次に擧げてある様に裁判所
の判決が確定して就籍又は除籍の届出をする場合に之を準用する。

一、裁判の判決によつて就籍する場合 裁判が確定して就籍の届出を爲る場合と
いふは例へば甲家の家族が乙家の家族に嫁し又は其婿養子となつた場合に甲家
の戸主は自分の同意を得ないでしたものであるとして離婚をして其身分登記を
し乙家の戸主は又甲家の戸主が同意しない婚姻又は養子縁組であるから入籍さ
せることが出来ないといふ様な場合には其者は甲家からは離婚され乙家へ
は入籍することが出来ないから無籍者となる外はない。けれども若し其婚姻又
は養子縁組をした者が甲家の戸主の同意を得たのであるといふ張つて訴へ出た
場合に其離婚は不當であつて乙の家に入籍するに差支がないといふ判決があつ
て其裁判が確定した場合又は或る男子が私生子を設け、其私生子の本籍が定ま
らないのであるので其子又は其子の法定代理人から認知請求の訴を起した場合に
認知しなければならぬといふ確定判決があつた様な場合には裁判所の判決に
よつて就籍の届出を爲る場合である。

二、裁判所に訴へ出で其判決によつて除籍の届出をする場合 裁判所に訴へ出で
其判決によつて除籍の届出をする場合といふのは例へば或る家族が他家に入り
其他家の戸籍に記載されて之を本籍として居る處が實家の戸籍にも尙ほ本籍と
して其者が記載されてあるので實家の戸主が其者を除籍することを承諾しな
つた爲めに其者が裁判所に訴へ出で實家戸主が除籍をせねばならぬものである
といふ判決があつて其裁判が確定したときの様な場合である。
以上述べた様な場合には更に其許可の裁判を求めると必要はないけれども之を届出で
なければ戸籍吏は之を知らないから戸籍を編製することが出来ぬにより之を届出で
させるのである。

第二百二條 戸籍を届出でる場合に其届出の方法・届書に記載する事柄・届出義
務者・届書の記載方法・届出期間及び届出の證明書を請求すること等に關しては次

第二百二條 第四
十三條、第四十四
條、第四十六條、第

四十九條乃至第五十二條、第五十四條、第五十五條、第五十八條及第六十二條乃至第六十六條ノ規定ハ本章ノ届出ニ之ヲ準用ス

に擧げてある様に身分に付ての届出手續の規定を準用する。

一、戸籍に關する届出の方法 戸籍に關する届出は第四十三條の規定によるのであつて、止むを得ない事由のある場合の外は、書面で以て届出でをしなければならぬ。

二、戸籍の届書に記載する事柄 戸籍の届書に書いて出す事柄は第四十四條の規定によるのであつて其届書には届出事件即ち就籍届又は除籍届と書き届出の年月日・届出人の族稱・職業並に其生れた年月日及び本籍地等を記載して届出人は之に署名捺印しなければならぬ、けれども若し届出人が戸主である場合に届出るべき事柄のうち戸主の族稱・職業・生れた年月日及び本籍地等を記載したときには、重ねて其族稱・職業・生れた年月日及び本籍地を書かなくともよい。

三、届出義務者 届出義務者については第四十六條の規定によるので届出をする者が未成年者又は禁治産者であるときには親權を行ふ父又は母或は後見人が届出の義務を負ふのである。此場合には届書に届出を爲すべきもの即ち未成年者

又は禁治産者の姓名・族稱・生れた年月日・本籍地及び之を届出でた者が親權を行ふ父又は母であるか若くは後見人であるかも届出でなければならぬ。

四、戸籍に關しての届出人又は届出事件の本人が本籍地外にあるとき 此の場合には第四十九條によるので除籍の届出人が本籍地以外の土地に住してゐるとき又は除籍される家族即ち届出事件の本人が本籍地以外に住所があつて居住する様な場合には届書に戸主である届出人又は届出事件の本人である家族の所在地を記載しなければならぬ。

五、戸籍に關する届出に記載する事柄及び戸籍吏が届出を受附けることの出來ない場合 此の場合には第五十條の規定による、即ち第九十五條乃至第九十九條の規定によつて届書に書かなければならぬ事柄のうちで其事實のないもの又は知れないものは其就籍届又は除籍届書に其旨を記載すればよい、けれども其届出事件について特に大切な事柄が事實でないとか若くは知れないとして記載しない届書は戸籍吏が之を受附けることが出來ない、例へば就籍届書に就籍する者の父母の苗字や名前及び其者と父母との續柄を書かない様な場合又は

除籍届に本籍地を事實ないもの又は知れないとして記載してない様な場合には
戸籍吏は之を受附けることが出来ないものである。

六、戸籍の届書には法律で定めてある事柄の外記載してはならない、又届書の記
載方法も法律に従はねばならぬ。

之れは第五十一條及び第五十二條によるのであつて戸籍の届出人は第九十八
條第九十九條及び本條に準用した事柄の外は届書に書いてはならない、又届
書には略字又は符號を用ゐてはならない、又年月日時及び年齢を記する數字に
は壹貳參拾等の字を用ひ文字を訂正挿入若くは削つたときには其字數を届書の
欄外に記載し其文字の前後に括弧をつけて届出人が之に認印し削つた文字は之
を讀むことの出来る様に字體を存しておかなければならない。

七、戸籍に關する口頭の届出及び口頭の届出につき戸籍吏が作る處の書面 戸籍
について届出を口頭とする場合は第五十四條の規定によるのであるから届出人
が正當の理由を述べて口頭で届出事件を陳述したときには、戸籍吏は直ちに其
口述した事柄並に届出の年月日・届出人の姓名・出生の年月日・職業及び本籍地

を筆記して之を届出人に讀み聞かせ、届出人に署名捺印させなければならぬ。
又戸籍についての口頭の届出につき戸籍吏が作る書面は第五十條によるのであ
る。

八、戸籍に關する届出人が代理人を差出すことの出来る場合 之の場合には第五
十八條によるので届出人は疾病若くは負傷をしたり又は公務の爲めに自ら戸籍
吏の面前に出頭することの出来る等正當の理由がなければ代理人を差出すこと
は出来ない。

九、以上述べた外戸籍に關する届出期間の起算點については第六十二條によるの
であるから裁判確定の日から期間を起算する場合に於て届出義務者が裁判の送
達又は交付を受けた以前に裁判が確定したときには其送達又は交付を受けた日
から算へる。又過料處分の通知や催告については第六十三條を準用し戸籍の届
出をしない者がある場合に裁判所に通知することに付ては第六十四條を準用し
戸籍に關する届出は其届出の期間外に差出したものでも受附けなければならぬ
いことに付ては第六十五條を準用し、戸籍の届出人が届出をした證明書を請求

する場合には第六十六條に依り手数料を納めれば誰でも證明書を下附して貰ふことが出来るのである。

第八章 抗 告

抗告といふのは戸籍吏が身分登記や戸籍記載手續に關して爲た取扱を不當であるとする者が裁判所に向つて不服を申立てる一種の訴をいふのである、抑も婚姻や養子縁組又は私生子の認知等は戸籍吏が届出を受附けたときに始めて効力が生ずるのであるから其届出を受附けられない場合には結局吾人の目的を達することが出来ず誠に不都合なることになる又其外の届出事件についても戸籍吏が届出を受附けると否とは其届出事件の當人及び關係人に多大の影響を及ぼすものである、又轉籍しやうとする者の入籍を戸籍吏が戸籍に記載しなければ申請者は入籍することが出来ない、又除籍する場合に戸籍吏が其手續を拒んでしなるときには一人の者に二つの本籍があることになる、其他戸籍吏の處分の仕様によつて其届出事件の當人は種々な手数料と時日とを費消したり又其爲めに過料

に處せられる様な場合が生ずる、それであるから戸籍吏のした處分を調べて其不當なものであれば之を糾す方法を設けなければならぬから本章を設けて戸籍吏の處分を不當であるとする者には裁判所に訴へ出で不當の處分は之を取消して貰ふことを得せしめ以て戸籍事務を正當に親切に取扱はせる方法を規定したのである。

第二百三條 身分登記又は戸籍ニ關スル事件ニ付キ戸籍吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ戸籍役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百三條 身分登記又は戸籍についての事件について戸籍吏が不當な處分をした場合例へば身分又は戸籍に關しての届出をする場合に其戸籍吏の管轄に屬するのを管轄でないとしたり或は完全な届書を不完全であるとして受附けなかつたり或は受附の順序を變更して前に届出たものを後にしたり或は届出義務者が確定裁判の送達又は交附を受けた日から算へて相當の期日内に届出をしたのに戸籍吏は裁判の確定の日から算へるものであるとして届出を受附けない場合又は口頭の届出を受け附けたときに届出人に読み聞かせなかつたり或は代理人で以て届出の出来る場合に戸籍吏が其届出を受け附けなかつたり或は届出の順序に従つて登記又は記載をしなかつたり或は届出人が手数料を納めるから届書を受附けた證明書を下付して貰ひ

たいと申出たのに之に應ぜないか又は届書に記載する事柄で届出人に知れないものがあるから知れないと云ふことを記載して差出したのに戸籍吏が不当にも之を大切な事柄の記載がないものとして受け附けなかつたり或は手数料を納めて身分登記簿若しくは戸籍簿の閲覧又は登記若しくは戸籍に載せてゐるもの謄本若しくは抄本の交付を求めた場合に之を許さないか又は許さないことを請求者に告げなかつた様な場合をいふのであつて是等の場合には身分又は戸籍についての届出人又は其届出事件の本人は勿論他人の身分登記又は戸籍に載つてゐる謄本を求めたとき戸籍吏が之を拒んだときにも其者共は其戸籍役場を管轄する區裁判所に對して其戸籍吏の處分を不當であるとして抗告することが出来る。

第二百四條 抗告をしやうとする者は其管轄區裁判所に對し戸籍吏の處分が不當であることを書いた書面即ち抗告狀を差出さなければならぬので口頭で訴へ出ることは許さない、口頭で訴へることを許すときは其訴の調書を作つたり戸籍吏の意見を聞く爲めに送附する書面を作つたりせねばならぬので種々と手数が増すのみならず複雑した抗告理由でもあれば手軽に調書を作ることとも出来難いからである。

第二百四條 抗告
ハ管轄區裁判所ニ
抗告狀ヲ差出シテ
之ヲ爲ス
抗告狀ニハ届書又
ハ申請書及ヒ其他
ノ關係書類ヲ添フ
ルコトヲ要ス

抗告狀には届書又は申請書及び其他の關係書類を添へなければならぬ、例へば其身分又は戸籍に關する届出について戸籍吏が不當な處分をしたものであるとするときには其届書と之に關係の同意證書又は許可書或は裁判の謄本の類を添へ身分登記の取消若しくは其變更を申請した場合又は登記若しくは記載の閲覧又は謄本抄本或は届書を受附けた證明書の下附を願ひ出た場合に戸籍吏が不當な處分をしたりと訴へ出るものであるときには其申請書と之に關係ある書類即ち手数料の受取書又は閲覧を許さない旨の告知書を添へ又第三百三十六條の規定によつて登記の取消を申請した場合には醫師又は産婆の検査書を添へて區裁判所に差出さなければならぬ。

第二百五條 管轄裁判所で抗告を受けたときには不當處分をしたとして訴へられた戸籍吏は其抗告狀と夫れに添附してある書類とを一切送附して其訴に付いての意見を述べさせなければならぬ、之れは唯一方の言ふ處だけによつて判断するときには時に事實を誤ることがある爲めである。

第二百六條 前條の規定によつて戸籍吏が管轄區裁判所から抗告に關する書類を送附された場合に取調の結果若しくは其抗告人の申立てが正當であると認めたるときに

第二百五條 抗告
チ受ケタル裁判所
ハ抗告ニ關スル書
類ヲ戸籍吏ニ送付
シテ其意見ヲ求ム
ルコトヲ要ス
第二百六條 戸籍
吏ハ抗告ヲ理由ア
リト認ムルトキハ

處分ヲ變更シテ其旨ヲ裁判所及ヒ抗
告人ニ通知スルコ
トヲ要ス
抗告ヲ理由ナシト
認ムシトキハ其意
見ヲ附シ送付ヲ受
ケタル書類ヲ五日
内ニ裁判所ニ返還
スルコトヲ要ス

は前にした處分を變更して其旨を裁判所と抗告人とに通知せねばならぬ、此の如く
一定の場合に直ちに處分を變更することを許したのはかくして速に抗告人の正當な
願意を達することを得せしめ一方には裁判所の手數をも省かしめる便利があるから
である。
けれども戸籍吏が抗告人の申立てを正當でないとして認めるときには其意見を付けて書
類を其送付を受けた日から五日内に裁判所に返付しなければならぬ、身分又は戸
籍に關した事柄は成るべく早く確定せなければならぬが又抗告が正當であるか否
かを判断する爲めに多少調査の時日を戸籍吏に與へなければならぬから其返付期
日を五日以内と限つたのである。

第二百七條 裁判
所ハ抗告ヲ理由ナ
シト認ルトキハ之
ヲ却下シ其理由ア
リトスルトキハ戸
籍吏ニ相當ノ處分
ヲ命スルコトヲ要
ス
抗告ヲ却下シ又ハ

第二百七條 戸籍吏が抗告人の申立てを正當でないとして其書類を裁判所に返し
たときには裁判所では抗告人の申立てと抗告狀に添付してある書類と戸籍吏の意見
とに依つて調べをした上抗告人の申立てが不當であるときには其申立てを却下し若
し又抗告人の申立てが正當であつて戸籍吏の處分が不當であると認めるときには其
戸籍吏に對して届出又は申請に付き相當の處分をするを命ぜなければならぬ

處分ヲ命スル裁判
ハ決定ヲ以テ之ヲ
爲シ之ヲ戸籍吏及
ヒ抗告人ニ送達ス
ルコトヲ要ス

即ち登記簿又は戸籍簿の閲覧を不當に拒んだものであれば戸籍吏に對して其閲覧を
許すことを命じ若し又就籍届を不當に受附けなかつたものであれば戸籍吏に對して
就籍の手續をすることを命じなければならぬ。

裁判所が右の如く抗告人の申立てを却下したり又は抗告人の申立てを正當であると
して戸籍吏に相當の處置を命ずる裁判は決定と云ふ形式でして其決定書は之を申請
を待たず職權によつて戸籍吏及び抗告人に送付しなければならぬ。

第二百八條 裁判
所ノ決定ニ對シテ
ハ法律ニ違背シタ
ル裁判ナルコトヲ
理由トスルトキニ
限り民事訴訟法ノ
規定ニ從ヒテ抗告
ヲ爲スコトヲ得

第二百八條 區裁判所よりの抗告の裁判に對しては其裁判が法律に背いて居ると
云ふ場合でなければ更に抗告することが出来ない、法律に背いた裁判といふのは例
へば抗告を受けた裁判所で戸籍吏の意見を求めないで裁判をしたり又は抗告を却下
しながら戸籍吏に對して或る處分を命じたり或は正當の管轄裁判所であるのに管轄
違ひの裁判をしたり又は法律で許されてある届出若しくは申請であるのを法律が許さな
い届出若しくは申請であるとして却下の裁判を爲したり又は法律で以て届書を受付て
はならない場合として規定してあるのに届書を受理しなければならぬものとして
戸籍吏に受理を命ずる裁判を爲した様な場合をいふので此の様な不法の裁判があつ

第二百九條 抗告ノ費用ニ付テハ非訟事件手続法ノ規定ヲ準用ス

たときには抗告却下の裁判を受けた者及び其裁判に依つて或る處分を命せられた戸籍吏は勿論抗告却下の判決又は抗告に從つて戸籍吏に或る處分を命じた裁判によつて利害の關係ある者は何人でも民事訴訟法の規定に從つて其區裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に更に抗告をすることが出来る、この抗告を再抗告と云ふのである。

第二百九條 抗告の場合に争ふ事柄は非訟事件の争ひに似てゐるから其費用に付ても次に擧げてある様に非訟事件手続法第二十六條乃至第三十二條の抗告裁判の費用に係る規定を準用する。

一、裁判前の手續及び裁判の告知の費用 裁判前の手續の費用や裁判の告知の費用といふのは例へば抗告狀を戸籍吏に送付する費用若しくは裁判後裁判所の送達費用の様なものをいふので、等の費用は特に其負擔する者を定め、以上は抗告申立人の負擔すべきものである、けれども若し戸籍吏が抗告裁判所の裁判を不當であるとして抗告したのである場合には若し其戸籍役場の經費が國庫から支辨を受けるものでないときは其戸籍役場から支拂はなければならぬ、又其戸籍役場が國庫から經費の支辨を受けるものである場合には國庫が其の費用

を支拂ふのである。

又抗告裁判所は抗告申立人の申立てが一部正當であつて一部不當である様な場合に費用の裁判を爲るのが至當であるとするときには之を爲ることが出来るので此の場合の裁判では申立人と戸籍吏とに其費用を半分づつ分擔させることも出来又場合によつては戸籍吏だけか若しくは抗告申立人或は抗告申立人以外の關係人にも其費用を負擔させることも出来るし又抗告人が數人ある場合には連帶若しくは共同又は其内の一人若しくは數人に負擔を命ずることも出来る。

二、費用の裁判に對して不服を申立てることの出来る場合 費用の點のみに對しては抗告することが出来ぬから其抗告事件の主體について不服を申立てるときに一所にするの外はない、又此場合でも其費用の負擔を命せられた者たちが費用の裁判に對して不服を申立てることが出来るのである。

三、費用の裁判に基いて強制執行を爲ることの出来る者 前にも述べた様に費用は申立人たちが負擔すると定まつてゐるものでないから其費用の債權者例へば數人で出すべき費用を一人で出した者は法律の規定か又は費用の裁判に基いて

強制執行をすることが出来る。けれども此場合には強制執行をする前に裁判を送達することを要しないから費用の裁判に對して抗告をやつた場合に費用の裁判の執行をするときには抗告の理由があつた場合には時に其費用を取戻すことの出来ない場合が生じてきて抗告人の利益を害することがあるし又之と反對に當然抗告によつて執行を停止するものとすれば債權者が不便を感ずることになるから此場合には民事訴訟法第五百條の規定によつて執行を停止すると又執行を取消すと否とは一に裁判所の意見に任せるのである。

抗告裁判所が職權を以てする處分の費用例へば證據調、呼出、告知、其他裁判を送達するときの費用等は國庫で立替へるのであつて是等の費用に關する執行裁判所は初めて抗告を受ける區裁判所である。

第九章 罰 則

罰則といふのは法律の命する處に從はないで之に背いた者に對して加へる制裁をいふのである。若し法律が之を犯した者に對する罰則を定めて置かないとき

には法律は其效力の薄いものとなるのであるから之に背いた者に對しては相當の體刑又は罰金刑を科する必要がある、それ故本戶籍法にも本章を設け其規定に反したものを罰するのである、本章は始めに多少の罰金刑を加へる場合を規定し終りに體刑又は罰金刑を科する場合等を示してある。

第二百十條 本法ノ規定ニ依リ期間内ニ爲スヘキ届出又ハ申請ヲ怠リタル者ハ十圓以下ノ過料ニ處セラル

第二百十一條 期間内ニ届出又ハ申請ヲ爲ササルニ因

第二百十條 身分に關する届出に付ては第四章に其期間を規定し戶籍に關する届出に付ては第七章に其期間を規定し登記の取消又は變更の申請に付ては第七十三條第七十六條第七十九條第八十四條第九十二條第百零六條第百二十二條第百二十四條第百三十四條第百三十六條第百三十九條第百四十五條第百六十八條及び第百六十九條に於て其届出期間を定めてあるが此等の期間は法律が其期限内に届出又は申請をしなければならぬことを命じた期間であつて之を怠ることを許すときには身分登記又は戶籍の眞正を保ち難いことになるから其命令日を実行する爲めに届出又は申請を怠つた者に對して其管轄裁判所は十圓以下の過料を言渡すことが出来るのである。

第二百十一條 身分登記や戶籍を記載することは唯其當人の爲めばかりではなく公益に基いたのであるから届出又は申請の期間を怠つた場合には單に其怠つた者を

リ戸籍吏カ期間ヲ定メテ届出又ハ申請ノ催告ヲ爲シタル場合ニ於テ尙ホ其届出又ハ申請ヲ怠リタル者ハ二十圓以下ノ過料ニ處セラル二回以上戸籍吏ノ催告ニ應セサル者亦同シ

第二百十二條 戸籍吏ハ左ノ場合ニ於テハ三十圓以下ノ過料ニ處セラル一、正當ノ理由ナクシテ身分又ハ戸籍ニ關スル届出若クハ申請ヲ受理セサルトキ
二、身分登記又ハ戸籍ノ記載ヲ爲スコトヲ忘リタルトキ

罰するばかりでなく更に届出又は申請義務を行はせなければならぬ。それであるから届出又は申請義務者が其期間内に届出で又は申請をしないときには一方には前條の規定によつて制裁を加へると共に他方に於ては更に相當の期間を定めて届出又は申請義務者に向つて催告をしなければならぬ、而して義務者が戸籍吏の催告を受けたにも拘らず尙ほ其届出又は申請を怠つたときは貳拾圓以下の過料に處せられることになる、二回以上の催告に應じないときも同様である。

第二百十二條 身分又は戸籍に關する届出若しくは身分登記の取消又は變更の申請のあつたときは戸籍吏は其届出又は申請を受附け登記又は戸籍に記載をしなければならぬのである、而して身分登記及び戸籍に書き載せる事柄は其事件の當人に取つては大切であるのは勿論當人以外の人に取つても利害の關係を及ぼすものであるから此重大な事項に付いて萬一責任のある戸籍吏が其登記又は記載の義務を果たさない場合には届出又は申請の義務者が其義務を果さない前條の場合よりも一層重く罰を加へなければならぬ、それであるから若し戸籍吏が次の一號二號に擧げてある様なことをしてかした場合には參拾圓以下の過料に處せられるのである。

一、正當の理由がなくて身分又は戸籍に關する届出若しくは申請を受附けなかつたとき 戸籍吏は如何なる場合でも届出又は申請を受附けなければならぬものではないので正當の理由があるとき例へば身分登記簿又は戸籍簿の全部若しくは一部が水・火災・震災に因つて滅失した様な爲めに司法大臣が其身分登記簿又は戸籍簿を再製又は補完する期間中新に登記若しくは戸籍に記載をする届出又は申請を受附けないことを告示した場合には戸籍吏は新たな身分登記や戸籍に書き載せる届出又は申請は之を受け附けないことが出来る、又例へば届書又は申請書に書き入れなければならない事件であつて殊に其事件に付重要なものを記載しないで唯其實質が無いとか又は知れないとか記載してあつた様なときには戸籍吏は其届書又は申請書を不備なものであるとして受理しなくともよい、けれども此等の理由がないのに其届出又は申請を受けることを拒んだ場合には戸籍吏は參拾圓以下の罰金に處せられることになる。

二、身分登記又は戸籍を記載することを怠つたとき 届出又は申請があつた場合には其度毎に登記又は戸籍に記載しなければならないことは戸籍法に定めてあ

る、けれども數個の届出、數個の申請が一度にあつた場合には戸籍吏員が少數である役場では一時に登記又は戸籍に書き載せることが出来ないから場合によつては今日の届出又は申請を受けた登記又は戸籍簿に書き載せる事柄を翌日にしても登記又は記載を怠つたといふとが出来ない、けれども若し登記又は記載をすることが出来る暇があるのに之を爲なかつた場合例へば簡単な身分に付いての届出を受け雑談に時を費して其登記をしなかつた様なとき又例へば當日第一に受付けた轉籍届を机の上に置き第二第三第四次に受附けた届書又は申請の登記又は記載をして第一に受附けたものを故意に後廻しにした様な場合は所謂身分登記又は戸籍の記載を爲ることを怠つたものであるから其戸籍吏は本條の罰即ち參拾圓以下の罰金に處せられることになる。

第二百十三條 戸籍吏ハ左ノ場合ニ於テハ十圓以下ノ過料ニ處セラル
一、正當ノ理由ナクシテ身分登記簿又ハ戸籍簿ノ

第二百十三條 前にも述べた様に何人でも手数料を納めれば身分登記簿又は戸籍簿の閲覧を求めることが出来る何人でも手数料及び郵送料を納めれば身分登記簿又は戸籍の謄本や抄本の交附を請求することが出来るのである、又手数料を納めれば届出人は申請受理の證明書の交附を請求することが出来るのである、それであるから

戸籍吏は正當の理由がなければ其請求を拒むことが出来ない若し戸籍吏が正當の理由もなくして次の第一號第二號に擧げてある様なことをした場合には拾圓以下の過料に處せられることになる。

二、正當ノ理由ナクシテ身分登記簿又ハ戸籍簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付セズ又ハ身分若クハ戸籍ニ關スル届出又ハ申請ノ受理ノ證明書ヲ交付セサル

一、正當の理由がないのに身分登記簿又は戸籍簿の閲覧を拒んだとき 戸籍吏は正當の理由あるときには身分登記簿又は戸籍簿の閲覧を拒むことが出来る、例へば現に登記又は記載をしてゐる其登記簿又は戸籍簿の閲覧を他の者から求められた様な場合には之を許さないことが出来る、又例へば裁判所又は豫審判事の命令によつて登記を了つた登記簿を裁判所又は豫審判事に提出した際に其登記簿の閲覧を求められたときには之を拒むことが出来るのは勿論である、けれども若し以上述べた様な正當の理由がないのに戸籍吏が身分登記簿又は戸籍簿の閲覧を許なかつたときには本條に定めてある拾圓以下の過料に處せられる。

二、正當の理由がないで身分登記簿又は戸籍の謄本若くは抄本を交附しないか又は身分若くは戸籍に關する届出又は申請の受理の證明書を交附せなかつたとき 前號に述べた豫審判事の手許に廻してある身分登記簿の謄本若くは抄本の交附

を拒んだ場合又は現に記載してある其戸籍簿の謄本若しくは抄本を請求されて直ちに交附しなかつた様な場合には正當の理由があるのだから本條の制裁を受け
るものではない、又例へば届書又は申請書に不備の點があつて受附けないもの
を強て戸籍吏の机の上に差出して届出又は申請の受理の證明書の交附を求めた
様な場合にも戸籍吏が之を拒んで其請求に應じないのは正當の理由があるとい
はなければならぬ。以上述べた様な正當の理由がない請求者が法定の手数料
を納めたのに戸籍吏が理由なしに請求された書類を交附しなかつたときには本
條の規定に依つて拾圓以下の過料に處せられることになる。

第二百十四條 本章に定めたる過料ノ裁判ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所又ハ居所ノ地ヲ管轄スル區裁判所之ヲ爲ス其裁判及ヒ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第二百十四條 本章に定めたる過料の裁判をする裁判所は過料に處せられる者の住所又は居所の地を管轄する區裁判所である。即ち身分又は戸籍に關する届出又は申請の義務者が其義務に背いたものであれば其者の住所のある土地又は居所地を管轄する區裁判所であつて戸籍吏が義務に背いたものであるときには其戸籍吏の住所を管轄する區裁判所である。又此裁判を爲る手續に付いては非訟事件手續法の規定によるのである。非訟事件手

續法には第二百七條に過料の裁判の手續を規定してあつて戸籍法の過料の裁判手續も之に由るのである。即ち過料の裁判は理由を付けた決定の形式で之を爲るのであつて又裁判を爲る前には其事件の當人の申述を聞き又檢事の意見も求めなければならぬが決定を以て裁判するものであつて書面上で審理するのを本則とするものであるから檢事の立會を要しない。又其事件の當人及び檢事は其裁判に對して七日内に抗告を爲ることが出来る之を即時抗告と云ふ若し抗告があつたときは執行停止の效力を生ずるから過料を取り立てることが出来る又抗告裁判所が當人の申立に相當する裁判をしたときには抗告手續の費用や前の裁判で當人の負擔した費用は國庫から辨償しなければならぬ。裁判の執行に付ても亦非訟事件手續法第二百八條の規定に依るのであるから過料の裁判は檢事の命令で之を執行し其命令は執行文を付した確定裁判と同じて執行力がある債務名義と同じ效力がある又過料の裁判の執行は執行をする前裁判の送達をしなくともよい丈けを除いて其他は民事訴訟法第六編の規定に従つて之をしなければならぬ。

第二百十五條 自己又は他人ノ利ヲ圖リ若クハ他人ヲ害スル目的ヲ以テ身分又ハ戸籍ニ關シ詐僞ノ届出若クハ申請ヲ爲シタル者ハ十一日以上四年以下ノ重禁錮又ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處セラ

第二百十五條 自分又は他人の利益を圖るか又は他人に害を與へる爲めに身分又は戸籍に關して詐僞の届出若しくは申請をした者は十一日以上四年以下の重禁錮又は二圓以上百圓以下の罰金に處せられるのである、之を分説すれば

第一、自分又は他人の利益の爲めか若しくは他人を害する爲めにしたことではなければならない。

それであるから過失であるときは勿論無智の爲めであるときにも罪とならない例へば戸籍役場の吏員又は代書人の指圖に従つて善悪を判別する力がなく一圖に其通りにしなければならぬものと信じて歳を偽つて申立て又は不實の續柄を述べ立てた様な場合は勿論私生子を引取つて自分の妻の嫡出子として戸籍に記載せしめる届出をした様な場合でも唯自分の耻を蔽ふ爲めにしたものであつて他人に損害を與へるものでも又自分の利益を圖る爲めにする惡意のあつたものでもないのであるから罪とならない。

第二、身分又は戸籍に關するものであること 身分又は戸籍に關係したものをいふのであるから身分に關する届出又は申請は勿論身分登記に關しての閲覧又は

其原本抄本の下附の請求或は戸籍に關しての届出若しくは届出申請の受理の證明書の請求等に關係した場合等までいふのである。

第三、詐僞の届出若しくは申請を爲したものであること 自分又は他人の利益を圖る爲めか若しくは他人を害する爲めにした身分又は戸籍に關した届出若しくは申請であつても事實上本當な事柄の届出又は申請であれば本條の罰を受けない、又其詐僞の届出をしようと思つて過つて本當の事實に符合する事柄を届出した場合例へば戸主であつた被相続人が甲なる者を指定家督相続人とする遺言した場合に其遺言執行者が自分の子の乙を相続人にしようとして遺言書を變造し自分の子を相続人として届ける積りであつたけれども其届出をする際に過つて本當の指定家督相続人である甲を指定家督相続人として届出でた様な場合には本條の犯罪人とならない。

以上述べた三つの事柄を備へてゐた場合には本條の犯罪人として處罰せられるものである。

附 則

附則といふのは本則に規定すべきものではないが之を規定しなければ本則を實施するに際して不足な處もあり又不便な處もあるからして規定された處の法則を云ふので本戸籍法を初めて施行するに際して規定する必要があるもの又は其當時完備せなかつた戸籍取扱法や身分登記又は戸籍簿の完備しなかつたものが多かつたから一時之を補ふ爲めに設けたもの等であつて本戸籍法施行の當時には必要なものであつたけれども今日では多くは實用が少くないものである。

第二百十六條 市町村長ヲ置カサル地ニ於テハ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ヲ以テ戸籍吏トシ其吏員ノ職務ヲ行フ役場ヲ以テ戸籍役場トス

市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ノ職務ヲ代理スヘキ者ナキ地ニ在リテハ監督區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ノ長司法大臣ノ認可ヲ

第二百十六條 市町村長を置かない土地では市町村長の職務を行ふ處の吏員を以て戸籍吏として其吏員の職務を行ふ役場を戸籍役場とする、即ち我國の琉球及び小笠原七島等では市町村制を施行せないのでから市區町村長といふ者がなくて區長間切長及島司といふ者があつて市町村長の事務を取扱ふのである、夫であるから市町村長のない土地には名が違つてゐて、職の同じな間切長・島司を以て身分登記及戸籍の事務を取扱ふべき者として其吏員の職務を行ふ場所を以て戸籍役場に充るのである。戸籍吏が其事務を取扱ふことが出来ない場合には市町村長又は區長の事務を代理す

得テ豫メ其事務ヲ代理スヘキ者ヲ定ム

市參事會員其他戸籍吏ノ職務ヲ行フヘキ吏員ナキ地ニ於テ是等ノ者ニ代ハリテ戸籍吏ノ職務ヲ行フヘキ者モ亦前項ノ手續ニ依リテ之ヲ定ム

第二百十七條 本法ノ規定ニ依リテ納付スル手数料ハ

る者が戸籍吏の職務を行ふものであることは第三條第一項に規定してある、けれども市町村長を置かない土地には之を代理する吏員がある道理がないから此の場合には監督區裁判所を管轄する地方裁判所長が司法大臣の認可を得て豫め其戸籍吏の事務を代理する者を定める。

戸籍吏が戸籍又は身分登記の事務を取ることが出来ない場合に其事務を代理する者がないか又は代理することの出来ないときには何人か戸籍吏の職務を取る者がなければならぬ、例へば戸籍吏又は之と同じ戸籍吏の者又は戸籍吏の職務を代理する者若しくは其者と同一戸籍の者或は身分登記に關する事件については市では市參事會員の一人、町村又は區では他の吏員の首席者が戸籍吏の職務を代つて行ふべきものであることは第三條第二項に規定してあるけれども市參事會員がないか市區町村長及び其代理をする者の外ない場合には前と同じに監督區裁判所を管理する處の地方裁判所長が司法大臣の許可を受けて豫め其事務を代理する者を定めるのである。

第二百十七條 戸籍法の施行は市區町村長に任せ其役場を以て戸籍役場に充てることにし其戸籍事務に關しての經費は市町村の負擔すべきものと定めたのである。

之ヲ市町ノ村收入トス但國庫ヨリ戸籍役場ノ經費ヲ支辨スル地ニ在リテハ之ヲ國庫ノ收入トス
手数料ノ金額ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百十八條 本法ノ規定ニ依リ届出人其他ノ者ノ署名、捺印ヲ要スル場合ニ於テ其者カ印ヲ有セザルトキハ署名スルヲ以テ足ル署名スルコト能ハザルトキハ名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル若シ署名スルコト能ハス且印ヲ有セザルトキハ名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル前項ノ規定ニ依リ

それであるから本戸籍法の規定によつて納付する手数料は其市町村の收入とする、けれども戸籍事務を取る役場であつて其經費を國庫から支辨して貰ふものである場合には其手数料は國庫の收入とする。

手数料の金額は其時勢に應じて或は變更しなければならぬことがないとも限らぬいから何時でも變更の出来る命令で之を定めることにしたのである。

第二百十八條 本戸籍法の規定によつて届出人・申請人・證人、其他の者が署名捺印をしなければならぬ場合が多くあるけれども是等の人のうちで印形を持つてない者又は無筆若くは負傷人等であつて署名することの出来ない者又は印形もなければ苗字も名前も書くことの出来ない者なども限らぬが此場合に届出若くは申請を受附けないとすることは不當で時勢に合はぬのである印形のない者は姓名を自分で書けばよい、又姓名も書くことの出来ない者は其姓名を代書させて印を捺せばよい、又無筆な者であつて其上印形もない者は名前と苗字とを代書させ之に捺印すれば署名捺印した書面と同一な效力の生ずるものとなるのであるとされて居る。前項の場合即ち署名捺印があるときに之を省くことを認められたのは萬止むを得ない場

捺印セス又ハ名ヲ代署セシメ若シハ捺印シタル場合ニ於テハ書面ニ其事由ヲ附記スルコトヲ要ス
第二百十九條 明治三十一年十二月三十一日マテハ從前登記目録トシテ備ヘタル帳簿ヲ以テ身分登記簿ニ代用スルコトヲ得

第二百二十條 登記目録ノ冊數又ハ紙數カ身分登記簿ニ代用スルニ足ラサル場合ニ於テハ明治三十一年十二月三十一日マテノ身分登記簿ニ限リ戸籍吏ハ第九條ノ

合に限るのであるから之を明にする印形が無い爲めに捺印しなかつたとか又は無筆の爲め署名しなかつたとか若くは其他の正當の理由があつて姓名を代書させたり或は捺印した事情と理由とを書面に附記しなければならぬ。

第二百十九條 明治三十一年十二月三十一日までは今まで登記目録として備へてあつた帳簿を以て身分登記簿に代用することが出来る、本戸籍法は明治三十一年六月十五日に公布して同年七月十六日から施行したものであるから其間に身分登記簿を作り監督官の契印を受けること等は到底出来ないことと認められたから立法者は實際の便宜を考へ明治三十一年十二月三十一日までは登記目録として市町村役場に備へてあつた帳簿を身分登記簿の代りとして用ゐることを許したのである。

第二百二十條 登記目録の冊數又は紙數が身分登記簿に代用するに足らない場合には明治三十一年十二月三十一日までの身分登記簿に限つて戸籍吏は第九條の規定に拘はらないで登記目録を作ると同じ手續に依つて之を作ることが出来る。前項の規定は登記目録の設けがなかつた土地の身分登記簿にも之を準用する。身分登記簿は一年毎に之を作つて其年の末に終結すべきものであることは第八條及

規定ニ拘ハラス登記目録ヲ作製スルト同一ノ手續ニ依リテ之ヲ作製スルコトヲ得
前項ノ規定ハ登記目録ノ散ナカリシ地ノ身分登記簿ニ之ヲ準用ス

第二百二十一條
本法ノ規定ニ依リ戸籍ヲ改製スヘキ時期ハ各地又ハ一般ニ付キ司法大臣之ヲ定ム
本法施行後戸籍ノ記載ヲ爲シ又ハ新ニ戸籍ヲ編製スル場合ニ於テハ其記載又ハ編製ニ付テハ本法ノ規定ニ從フコトヲ要ス但シ記載ナキ事項ヲ知ルニシテ其事實ヲ知ルコト能ハサルモノ又ハ前項ノ戸籍用紙中其事項ヲ記載スヘキ區畫ノ設置キモノハ其記載ヲ得

第二百一十一條に定められてある、けれども本戸籍法は明治三十一年六月に公布され同年の七月から施行されたものであるから明治三十一年度に限つて従前の登記目録を身分登記簿に代用することを許したので又従前登記目録の設けがなかつた土地の身分登記簿も明治三十一年十二月二十一日までは登記目録を作ると同様な手續によつて之を作ることとを許したのである。

第二百一十一條 本戸籍法の規定に依つて戸籍を改製する時期は各地毎か又は一般に付いて司法大臣が之を定める。

本戸籍法施行後に戸籍の記載をしたり又は新に戸籍を作る場合には其記載又は編製に付ては本戸籍法の規定に從はなければならぬ、けれども記載しなければならぬい事柄でも其事實を知ることの出来ないものか又は従前の戸籍用紙中に其事柄を書き載せる區劃の設けがないものは其記載を省くことが出来る、前にも述べた様に本戸籍法は明治三十一年七月から施行したものであつてそれ以前の取扱法は處によつて異なり亂雑なものであつたから之を改正する爲めに設けた規定であつて今日では本條の必要のないものである。

第二百二十二條
明治四年四月四日布告戸籍法、明治十九年内務省令第十九號及同年内務省令第二十二號ハ寄留ニ關スル規定ヲ除ク外本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止シ其他ノ法令ニシテ本法ノ規定ニ牴觸シ又ハ重複スルモノハ同日ヨリ之ヲ廢止ス
寄留ニ關スル事務ノ監督ニ付テハ第五條ノ規定ヲ準用ス

第二百二十二條 明治四年四月布告の戸籍法、明治十九年内務省令第十九號及び同年内務省令第二十二號は寄留に關しての規定を除く外本戸籍法施行の日から之を廢止し又其他の法令でも本法の規定と違つたり又は重複したりするものは之を廢止する。又寄留も身分及び戸籍に關するものであるから其事務の監督については第五條の規定によるので即ち區裁判所の一人の判事又は監督判事の監督に屬する。

一、明治十九年内務省令第十九號 第六條他府縣又は他の郡區に寄留した者であつて自分の所有地に住んでゐる者は其寄留した者から又他人の所有地若しくは自己又は他人の借地又は借家に住む者は寄留者と地主から若しくは其地所或は其家を管理する者から十日以内に其地の戸長（今日の市町村區長）に届出でなければならぬ。

第七條、自分の所有地に居る者が寄留地を去るときには其者から又其他の場合には地主又は家主若しくは其地所、其家を管理する者から十日以内に其地の戸長（市町村區長）に届出でなければならぬ。

第八條、寄留者が本籍地に歸つたときには戸主又は本人から十日以内に其旨を

届出でなければならぬ。

第九條、正當の理由がないで前の數條に背いた者は二十五錢以上一圓二十五錢以下の過料に處する。

二、明治十九年内務省令第二十二號の寄留に關しての規定 第二十條他府縣又は他の郡區から寄留した届出があつたときは入寄留簿に登記しなければならぬが其登記は總て戸籍の例に依る。

第二十一條、入寄留簿は左の二種に分ち一種毎に之を編製し其上一種中に一世帯を爲す者とそうでないものとを區別して編製しなければならぬ、けれども一世帯を爲さない者は一帳簿に列記しても差支がない。

一、他府縣人入寄留簿。
一、他郡區人入寄留簿。

第二十二條、寄留地を去つた届出があつたときには朱にて書き入れ其入寄留人名に朱線を引き其別業を爲す者は便宜之を除き帳簿に移さなければならぬ。第二十三條、他府縣又は他の郡區へ寄留した旨の届書が到達したときには出寄

第二百二十三條
本法施行ノ期日ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定
ム(三十一年勅令
第四百二十三號ヲ以
テ同年七月十六日
ヨリ施行ス)

第一條 身分登記
簿ノ用紙ハ美濃十
三行野紙トシ其登
記例ハ附録第一號
式ノ振合ニ依ル
ヘシ
第二條 戸籍簿ノ
用紙ハ附録第二號
式ニ依リ其記載
例ハ附録第三號
式ノ振合ニ依ル
ヘシ
第三條 戸籍吏ハ

簿に登記しなければならぬ。

第二十四條、出寄留者が復歸した旨の届出があつたときには朱で其事を書き入れて其人名に朱の線を引いておかなければならぬ。

第二百二十三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定める即ち本條は本戸籍法の施行期日に關して規定したものであつて、本戸籍法は明治三十一年勅令第二十二號に依り明治三十一年七月十六日から施行することを定められた前に發布したものであるから本條を設けたのである。

戸籍取扱手續

第一條 身分に付て登記する帳簿の用紙は美濃の十三行野紙を用ゐるのであつて其登記例へば附録第一號の書式の振合に依らなければならぬ。

第二條 又戸籍簿に用ゐる紙は附録第二號の様式に依るのであつて其記載例へば附録第二號書式の振合に依らなければならぬ。

第三條 戸籍吏は毎年十月三十一日まで翌年の身分登記簿と爲る處の帳簿附録

毎年十月三十一日
 戸籍簿を二冊以上に分けて綴つたときには其表紙に番號や又は
 大宇を附記して置かなければならない。
 第五條 戸籍役場では毎年受附帳を綴つて置いて身分や戸籍に關しての届出や報
 告及び其外の書類を受附けた順序に従つて之に其件名や差出人や受附た年月日や番
 號などを書き入れなければならない。
 第六條 身分の登記簿や戸籍の登記簿及び届書や其外之に關係のある書類は總べ
 て鎖錠のある書箱に藏めて其保管を嚴重にし若し倉庫が設けられてある處では其倉
 庫に入れて置かなければならない。
 第七條 身分登記簿及び戸籍簿の全部か又は一部でも滅失したときには戸籍吏は
 直ぐに其事由や年月日や帳簿の冊數、市町村の名等を詳しく書いて監督區裁判所の
 判事に申述べなければならぬ。
 又監督判事が前項の申告を受けたときには必要な相當の調べを爲た上で其區裁判所
 を管轄してゐる地方裁判所長と司法大臣とに其事を上申せなければならぬ。

第四號の書式の請求書を添へて之を監督區裁判所に送らなければならぬ。
 第四條 市町村の戸籍簿を二冊以上に分けて綴つたときには其表紙に番號や又は
 大宇を附記して置かなければならない。
 第五條 戸籍役場では毎年受附帳を綴つて置いて身分や戸籍に關しての届出や報
 告及び其外の書類を受附けた順序に従つて之に其件名や差出人や受附た年月日や番
 號などを書き入れなければならない。
 第六條 身分の登記簿や戸籍の登記簿及び届書や其外之に關係のある書類は總べ
 て鎖錠のある書箱に藏めて其保管を嚴重にし若し倉庫が設けられてある處では其倉
 庫に入れて置かなければならない。
 第七條 身分登記簿及び戸籍簿の全部か又は一部でも滅失したときには戸籍吏は
 直ぐに其事由や年月日や帳簿の冊數、市町村の名等を詳しく書いて監督區裁判所の
 判事に申述べなければならぬ。
 又監督判事が前項の申告を受けたときには必要な相當の調べを爲た上で其區裁判所
 を管轄してゐる地方裁判所長と司法大臣とに其事を上申せなければならぬ。

戸籍簿を二冊以上に分けて綴つたときには其表紙に番號や又は
 大宇を附記して置かなければならない。
 第五條 戸籍役場では毎年受附帳を綴つて置いて身分や戸籍に關しての届出や報
 告及び其外の書類を受附けた順序に従つて之に其件名や差出人や受附た年月日や番
 號などを書き入れなければならない。
 第六條 身分の登記簿や戸籍の登記簿及び届書や其外之に關係のある書類は總べ
 て鎖錠のある書箱に藏めて其保管を嚴重にし若し倉庫が設けられてある處では其倉
 庫に入れて置かなければならない。
 第七條 身分登記簿及び戸籍簿の全部か又は一部でも滅失したときには戸籍吏は
 直ぐに其事由や年月日や帳簿の冊數、市町村の名等を詳しく書いて監督區裁判所の
 判事に申述べなければならぬ。
 又監督判事が前項の申告を受けたときには必要な相當の調べを爲た上で其區裁判所
 を管轄してゐる地方裁判所長と司法大臣とに其事を上申せなければならぬ。

第八條 戸籍簿から除いた戸籍は一ケ年毎に編綴して其表紙に明治何年の除籍簿
 と書いて置かなければならない。
 第九條 身分登記簿の副本を地方裁判所に納めるときには其目録を添へて出さな
 ければならない。
 第十條 戸籍吏の職務を代理する者が登記や記載を爲るときには代理と書いて自
 分の認印を捺して置かなければならない。
 第十一條 身分登記簿や戸籍簿を閲覧することを請求する者があるときには吏員
 の面前で之を閲覧させなければならぬ。
 第十二條 身分の登記や戸籍の謄本若くは抄本には其人別又は登記した事柄の終
 りに空行を置かないで附録第五號の書式に依つて「右謄本又は抄本は身分登記（又
 は戸籍登記）の原本と相違なきことを認證す」といふ認證文に附記せなければなら
 ない。
 又謄本若くは抄本は其原本と同じな用紙を用ひなければならぬ。
 第十三條 官吏又は公吏が自分の職務上必要な爲めに身分登記簿又は戸籍簿を閱

第十二條 身分登記簿は、戸籍の謄本や抄本を求めるときは手数料も郵送料も納めなくともよいのである。

第十四條 身分又は戸籍に關しての届出若しくは申請を受附けたことを證明する書類は附録第六號の書式に依つて書かなければならない。

第十五條 戸籍吏が届出又は申請を怠つた者に對して發する處の催告狀は附録第七號の書式に據らなければならぬ。

第十六條 戸籍吏の定めた一定の催告期間内に届出又は申請をしなかつたときに更に發する催告狀は附録第八號の書式に據つてしななければならぬ。

第十七條 行政區畫の變更した爲めに甲町村が乙町村と合併したときには廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼せなければならぬ。

又甲町村の一部が乙町村に合併したときには其合併した區域の内に本籍のある者の戸籍は之を分ちて速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼がなければならぬ、けれど

ニ附録第八號書式
ハ兩項以下ノ催告狀
第三號以下ノ催告狀
第八號書式ヲ準用ス
第七條 行政區畫の變更したときは、廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼せなければならぬ。

第六條 行政區畫の變更したときは、廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼がなければならぬ。

第五條 行政區畫の變更したときは、廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼がなければならぬ。

第四條 行政區畫の變更したときは、廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼がなければならぬ。

第三條 行政區畫の變更したときは、廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼がなければならぬ。

第二條 行政區畫の變更したときは、廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼がなければならぬ。

第一條 行政區畫の變更したときは、廢止された戸籍役場に在る身分登記簿や戸籍簿其外之に關係のある書類は速に合併した乙町村の戸籍吏に引繼がなければならぬ。

も身分の登記簿は引繼がなくともよいのである。

前二項の場合に引繼を了した時には其旨を監督區裁判所に報告せなければならぬ。

第十八條 身分登記や戸籍に關して疑問の起つた場合には監督區裁判所を経て司法大臣に伺をせなければならぬのである。

第十九條 戸籍役場には次に示してある印章を備へて置かなければならぬ。

職 印	何々市 町村戸 籍吏印	方六分
役場印	何市町 村戸籍 役場印	方八分

附 戸籍法に依つて納附する手数料

第一條 身分登記簿や戸籍簿を閲覧することを請求する者は手数料として金十錢を納めなければならぬ。

第二條 身分登記や戸籍の謄本又は抄本を請求する者は手数料として一枚に付て金十錢を納めなければならぬ、尙此場合には其一枚にならないものでも一枚とし

戸籍法 戸籍法に依つて納附する手数料

シ紙前テル項手ナテ手之納ムヘシ
紙手項手ナテ手之納ムヘシ
ル項手ナテ手之納ムヘシ
前手項手ナテ手之納ムヘシ
テ手項手ナテ手之納ムヘシ
ル項手ナテ手之納ムヘシ
紙手項手ナテ手之納ムヘシ

て算へる、但し枚数は原本に依つて之を計算するのである。
第三條 身分や戸籍に關しての届出や若くは届出の書類を受理したといふことを證明する書類を戸籍吏に請求する者は一件に就て金五錢を納めなければならない。
第四條 手数料が國庫の收入と爲る場合には前三條の請求は書面で以てしなればならない。
前項の場合に於ての手数料は登記印紙を請求書に貼つて之を納めなければならない。

戸籍法終

戸籍法第六十八條參照

出生 届 (父ヨリ本籍地へ届出ノ例)
東京市京橋區山下町五番地戸主平民
父會社員 山本 鐵彌
母無業 長男 春男
出生ノ時明治四拾貳年四月五午午前九時
出生ノ場所京橋區山下町五番地
右出生届出候也
明治四拾貳年四月拾日
右届出人
父 山本 鐵彌
明治元年九月七日生

戸籍法第六十八條參照

出生 届 (父不在ノ爲メ母ヨリ届出ノ例)
東京市京橋區山下町五番地戸主平民
父會社員 山本 鐵彌
母無業 長男 春男
出生ノ時明治四拾貳年四月拾日午後八時
出生ノ場所京橋區山下町五番地
右出生届出候也
明治四拾貳年四月拾日
右届出人父旅行不在ニ付
母 山本 キミ子
明治七年參月五日生

戸籍法第六十八條參照

出生 届 (寄留地へ届出ノ例)
寄留地東京市京橋區山城町八番地
本籍地東京市京橋區花町貳丁目五番地戸主士族官吏
父無業 亡 吉田 五造
母無業 七女 三木
出生ノ時明治參拾五年九月八日午前五時
出生ノ場所東京市帝國醫科大學病院
右出生届出候也
明治四拾貳年五月拾日
右届出人
父 吉田 五造
明治拾年六月五日生

戸籍法第六十八條參照

出生 届 (父不在ノ爲メ母ヨリ届出ノ例)
東京市神田區千代田町五番地戸主平民
父會社員 梅田 吉藏
母無業 八女 吉藏
宮城縣仙臺市瓦町八番地戸主士族官吏
八田 清吉
出生ノ時明治四拾年八月拾五日午前九時
出生ノ場所東京市神田區千代田町五番地
右出生届出候也
明治四拾年拾月貳拾日
右届出人
父 梅田 吉藏
明治元年九月九日生
入籍同意者戸主 梅田 吉五郎

戶籍法第六十八條參照

庶子出生届 (父ノ家ニ入ルコトヲ得サル庶子ノ出生届ヲ出生地ニ届出ノ例)

本籍地兵庫縣神戸市錦町貳丁目四番地戶主 平民魚商龜次郎叔父無職業

父 長岡長太郎 母 吉田つる子 庶子女 花子

明治四拾貳年四月拾貳日胎兒認知

一出生ノ時明治四拾貳年五月八日午前四時

一出生ノ場所東京市神田區神田三河町貳丁目八番地

右庶子ハ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ母ノ家ニ入ル

右庶子出生及御届候也

明治四拾貳年五月拾八日

届出人母

吉田つる子 明治拾年八月七日生

庶子花子入籍ニ同意ス

母つる子戶主

吉田三次郎 安政貳年五月拾日生

東京市神田區戶籍吏宮田太郎殿

戶籍法第六十八條參照

庶子出生届 (父母ノ家ニ入ルコトヲ得サル庶子ノ出生届出ノ例(届書登通))

東京市本所區本所柳町八番地戶主平民 無職業春太郎叔父無職業

父 内田時之助

東京市深川區深川綠町貳番地戶主平民 雜貨商金太郎妹無職業

母 庶子男 森内まさゑ

明治四拾貳年五月拾五日胎兒認知

一出生ノ時明治四拾貳年五月貳日午後參時

一出生ノ場所東京市深川區深川綠町貳番地

右時造ハ父母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ東京市本所區本所

柳町八番地ハ内田氏ヲ得サルニ因リ一家ヲ創立ス

右庶子出生及御届候也

明治四拾貳年五月拾日

届出人父

内田時之助 明治四年五月四日生

東京市本所區戶籍吏森川正太郎殿

戶籍法第六十八條參照

私生子出生届 (家族タル母カ本籍地(私生)子ノ出生届出ノ例(届書登通))

東京市芝區櫻川町壹丁目貳番地戶主平民 無職業宗太郎妹無職業

母 庶子女 竹田千代

明治四拾貳年四月八日

一出生ノ時明治四拾貳年四月貳日午前貳時

一出生ノ場所東京市神田區千代田町貳番地

右私生子出生及御届候也

明治四拾貳年四月八日

届出人母

竹田千代 明治八年五月四日生

右梅子ノ入籍ニ同意ス

戶主

竹田宗太郎 明治元年壹月拾日生

東京市芝區戶籍吏松川三四郎殿

戶籍法第六十八條參照

私生子出生届 (母ノ家ニ入ルコトヲ得サル私生子ノ出生届出ノ例(届書登通))

長野縣長野市中村町壹丁目五番地戶主 平民無職業惣助姪職工

母 庶子女 遠田まり子

遠田まり子 秋太郎

一出生ノ時明治四拾貳年四月五日午前壹時

一出生ノ場所長野縣長野市中村町壹丁目五番地

右秋太郎ハ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルニ因リ長野縣長野市善光

寺町八番地ハ遠田氏ヲ得サルニ因リ一家ヲ創立ス

右私生子出生及御届候也

明治四拾貳年四月拾日

届出人母

遠田まり子 明治八年九月拾日生

長野縣長野市戶籍吏加藤正太郎殿

戶籍法第七十五條參照

棄兒發見届 (原籍住所氏名不詳)

發見ノ時明治四拾貳年五月六日午後貳時

發見ノ場所東京市京橋區木挽町貳丁目壹番地先路上ニ

遺棄シタル發見シタリ

一 附屬物品 一 双子襪袖 一 何物々々 一 雙杖

一 雙杖 一 雙杖 一 雙杖

一 雙杖 一 雙杖 一 雙杖

一 雙杖 一 雙杖 一 雙杖

東京市京橋區戶籍吏大石力三郎殿

戶籍法第七十五條參照

戶籍法第七十五條參照

棄兒引受換届 (東京市京橋區)

右是迄東京市養育院ニ於テ收容引受ノ處明治四拾貳年五月貳日

リ今川職吉引受換養育院ニ付及御届候也

明治四拾貳年五月八日

東京市養育院區比谷町八番地戶主平民

東京市養育院長 舊引受人 吉田誠一郎

明治四年八月六日生

東京市深川區東大工町貳番地

戶主平民無業 新引受人 今川 職吉

明治拾年貳月貳日生

東京市京橋區戶籍吏大石力三郎殿

戶籍法第七十六條參照

棄兒引取リタル後棄兒發見届ニ基キ爲シタル身分登記取消申

請 (東京市京橋區)

棄兒身分登記取消申請 推定明治四拾貳年壹月八日生

右棄兒自分私生子ナルコト判明シ今般東京市養育院ヨリ引取リ

明治四拾貳年五月拾四日出生届出ヲ致シ候ニ付明治四拾貳年五月六

日棄兒發見届ニ基キ爲シタル身分登記取消相成度及申請候也

明治四拾貳年五月拾七日

東京市本所區本所林町壹番地

戶主平民無業 申請人母 中村こゝと

明治拾年貳月參日生

東京市京橋區戶籍吏大石力三郎殿

戶籍法第七十五條參照

戶籍法第七十九條參照

(確定判決ニ因リ嫡出子否認届及身分登記變更申請併記ノ場合)

嫡出子否認届

東京市麹町區麹町貳丁目壹番地戶主平民
時計商常次郎長女

被否認者

金森まさ子
明治四拾貳年貳月貳日生

右まさ子嫡出子否認ノ裁判明治四拾貳年五月拾五日確定致候ニ付別紙裁判牒本相添否認及御届候且ツ明治四拾貳年參月五日嫡出子出生届出ニ基キ爲シタル前身分登記變更相成度併テ申請仕候也

明治四拾貳年五月貳拾日

届出人否認者

金森常次郎
明治五年四月六日生

東京市麹町區戶籍吏星野熊次郎殿

戶籍法第八十條參照

(月主タル父カ私生子ヲ認知スル届出ノ例)

私生子認知届

愛知縣名古屋市中區深川町四番地
戶主平民肥料商太三郎妹無業

被認知者

私生子男
長谷川 了み子
鐵次郎
明治四拾貳年四月貳日生

右認知候ニ付及御届候也

明治四拾貳年五月貳日

東京市神田區千代田町八番地戶主
平民材木商

認知者

栗田宇之助
慶應元年壹月拾五日生

東京市神田區戶籍吏若田正之介殿

戶籍法第八十條參照

(非月主タル父カ月主ノ同意ヲ得テ成年ノ私生子ヲ認知届出ノ例)

私生子認知届

愛知縣名古屋市中區深川町四番地戶主
平民肥料販賣商太三郎妹無業

被認知者

私生子男
長谷川 了み子
鐵次郎
明治拾五年八月日生

右被認知者ノ承諾及月主ノ同意ヲ得テ認知致シ候ニ付此段御届候也

明治四拾貳年五月貳日

東京市神田區千代田町八番地戶主平民
材木商半次郎貳男

認知者

入籍同意者月主

栗田宇之助
慶應元年壹月拾五日生
長谷川 鐵次郎
栗田半次郎
文政元年貳月五日生

東京市神田區戶籍吏若田正之介殿

戶籍法第八十條參照

(月主タル成年ノ私生子ヲ認知スル届出ノ例)

私生子認知届

石川縣金澤市吉川町壹丁目貳番地
戶主平民無業

被認知者

石川與一郎
明治貳拾年壹月貳日生

右認知者與一郎ハ月主ナルニ因リ認知者ノ家ニ入ルヲ得ス

被認知候ニ付及御届候也

明治四拾貳年五月壹日

東京市赤坂區榎坂町八番地戶主平民無業
認知者

田中吉之助
明治貳年五月八日生

東京市赤坂區戶籍吏小川榮一郎殿

戶籍法第八十條及第八十三條參照

(非月主カ成年私生子ノ認知ヲ遺言シタルトキノ認知届出ノ例)

私生子認知届

福井縣福井市松前町八番地戶主平民
代書業仁三郎妹無業

被認知者

私生子女
安田 ます
明治貳拾年貳月貳日生

宮城縣仙臺市東三番町五番地戶主平民
無業時三郎叔父無業

認知者

柳川助三郎
明治四拾貳年五月五日死亡

右助三郎遺言ニ依リ認知致シ候依テ別紙遺言書ノ謄本添付及御届候也

明治四拾貳年五月拾五日

宮城縣仙臺市東三番町八番地戶主平民無業
届出人遺言執行者

承諾者

入籍同意者月主

宮城縣仙臺市戶籍吏坂田富太郎殿

戶籍法第八十條參照

(非月主タル父カ認知スルモ月主ノ同意ヲ得サル爲メ父ノ家ニ入ルコト能ハサルトキ届出ノ例)

私生子認知届

神奈川縣三浦郡三崎町八拾六番地戶主
平民農吉三郎妹無業

被認知者

私生子男
新田 まつ
芳三郎
明治參拾貳年壹月貳日生

東京市麹町區戶籍吏信田彦三郎殿

戶籍法第八十條參照

(父母婚姻中同一籍内ニアル私生子認知届出ノ例)

私生子認知届

宮城縣仙臺市八日町貳番地戶主平民
洋酒販賣商又七郎妻無業

被認知者 母

奧田 初まり

初子ハ父母婚姻中ノ認知ナルニ因リ嫡出子長女タル身分取得

右私生子認知及御届候也

明治四拾貳年五月貳日

届出人 認知者

奧田又七郎 明治五年貳月貳日生

宮城縣仙臺市戶籍吏金田金次郎殿

戶籍法第八十條及第八十一條參照

(家族タル父カ胎兒認知届出ノ例)

胎兒認知届

愛知縣愛知郡片田村貳拾番地戶主平民
農五郎助貳女無業

梶田 胎兒

右母ノ承諾ヲ得テ其胎兒認知致シ候ニ付及御届候也

明治四拾貳年五月貳日

東京市豊田區飯田町五丁目貳番地戶主
平民彌之助貳男無業

認知者

田川力三郎 明治八年四月九日生

東京市豊田區戶籍吏太田原信三郎殿

戶籍法第八十四條參照

胎兒認知登記取消申請

愛知縣愛知郡片田村貳拾番地戶主平民
農五郎助貳女無業

梶田 胎兒

右胎兒認知明治四拾貳年五月貳日及御届置候處明治四拾貳年五月
拾五日死體ニテ分娩致候ニ付認知登記御取消相成度別紙死産證書
添付及申請候也

明治四拾貳年五月拾六日

東京市豊田區飯田町五丁目貳番地戶主
平民彌之助貳男無業

申請人

田川力三郎 明治八年四月九日生

東京市豊田區戶籍吏太田原信三郎殿

戶籍法第八十五條參照

(十五年未滿ノ養子ニ代ハリ其嫡母カ縁組ノ承諾ヲ爲ス場合合親
族會ノ同意書添付)

養子縁組届

東京市京橋區築地壹丁目七番地戶主
士族官吏

養父

長谷川 六三郎 明治七年六月壹日生

養母無業

花 明治貳拾年壹月貳日生

東京市日本橋區北島町貳丁目九番地
戶主銀行員勇次郎庶子平民無業

養子

菊田 花三郎 明治四拾年六月七日生

戶籍法第八十五條參照

(十五年未滿ノ養子ノ縁組届ヲ養父母ノ本籍地ニ届出ノ例)

養子縁組届

東京市日本橋區蠣殼町壹丁目五番地戶主
料理店業

養父

大野 定男 安政貳年貳月貳日生

養母無業

文久元年正月朔日生

東京市神田區花房町六番地戶主人力車夫

養子

山本 吉枝 明治四拾年壹月貳日生

本籍地同上

山本 喜太郎 貳女

右母無業

同上

本籍地同上

大野 定男

右届出人

養父 養母

養子

山本 喜太郎 明治拾年壹月壹日生

同上

實母

東京市小石川區小石川

明治貳拾年八月八日生

證人

野村 清太郎 慶應元年九月七日生

證人

埼玉縣北足立郡南千住
町百五拾番地農業

證人

安政元年六月拾日生

東京市日本橋區戶籍吏大山

健殿 山本 喜太郎

右養子縁組届出候也

明治四拾貳年六月拾五日

本籍地同上銀行員

届出人

菊田 勇次郎 長谷川 六三郎

右母

峰岡 きんた

養父 養母 養子花三郎拾五年未滿ニ付

承諾者父

菊田 花三郎 明治九年六月六日生

同上ニ付承諾者嫡母

戸主菊三郎妻平民無業

菊田 まつ子 明治拾六年八月拾日生

北海道室蘭郡室蘭町字常盤町六番地無業

證人

阿部 才一 明治貳年貳月貳日生

東京市小石川區春日町五番地官吏

證人

山下 六二 安政六年八月六日生

東京市京橋區戶籍吏川合喜三殿

同意者養子ノ戸主

菊田 勇次郎

養子花三郎ニ代ハリ其嫡母まつ子が

縁組ノ承諾ヲ爲スコトニ同意ス

親族會員

山本 鐵太郎 大野 友三郎 長谷川 義一

戶籍法第八十五條參照

(養子拾五年未滿ニシテ父母其家ニ在サル場合)
養子縁組届

山形縣飽海郡酒田町六番地戸主
士族會社員
養父 永井靜太郎
明治元年六月拾日生

養母無業
明治拾五年八月七日生

新潟縣中頸城郡高田町大字岡島五番戸
戸主無業山田榮妹士族無業
養子 山田チエ子
明治四拾年六月九日生

東京市下谷區山伏町五番地官吏
右父亡 山田吉次郎
同上小學校教員 右母亡 四女 ぼるゑ

右養子縁組届出候也
明治四拾貳年六月拾五日

届出人 永井靜太郎
養父 永井靜太郎
養母 山田チエ子
養子チエ子拾五年未滿ニシテ父母其家ニ在サルニ依リ
承諾者後見人戸主 山田 榮妹
明治拾五年六月拾日生

同上ニ付親族會員

新潟縣中頸城郡高田町大字表川原登番戸
戸主士族銀行員
承諾者 菅井孝太郎
元治元年七月九日生

同上ニ付親族會員
新潟縣中頸城郡直江津町字川端五番地
戸主平民族人宿業
承諾者 大山吉太郎
安政五年五月五日生

同上ニ付親族會員
山形市八田町貳拾九番地戸主無業
山本貞治妻平民無業
承諾者 山本 花枝
明治拾六年八月八日生

東京市麻布區赤坂町五番地官吏
証人 梅原重三郎
明治元年壹月七日生

東京市麻布區櫻田町八拾八番地無業
証人 川合正三郎
安政元年九月九日生

山形縣飽海郡酒田町戸籍吏吉川正策殿
同意者 養子ノ戸主 山田 榮妹

戶籍法第八十五條參照

(婚姻届ト同時ニ届出ルモノ)
婿養子縁組届

東京市淺草區淺草區富町四拾六番地戸主
平民材木商 養父 相川金兵衛
安政貳年四月拾日生

養母無職業
安政四年貳月四日生

東京市京橋區新富町貳丁目壹番地戸主
下駄商鐵次郎弟平民無職業
婿養子 澁澤仁三郎
明治五年壹月四月生

本籍地同上無職業
右父亡 澁澤信之介
貳男

本籍地同上無職業
右母 三つ

右婿養子縁組致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日

届出人養父 相川金兵衛
同 養母 澁澤仁三郎
同 養子 澁澤仁三郎
東京市京橋區鈴木町四番地大工職 太田芳三郎
証人 明治四年五月貳日生

東京市神田區和泉町四番地左官職 吉川吉之助
証人 明治貳年貳月拾日生

東京市淺草區戸籍吏淺田深次郎殿
右婿養子縁組ニ同意ヲ表シ候也
仁三郎戸主 澁澤鐵次郎
仁三郎母 澁澤年貳月四日生
嘉永元年貳月拾日生

戶籍法第八十五條參照

(夫妻ニテ養子縁組ニ依リ他家ニ入ル場合)
養子縁組届

東京市麴町區麴町六丁目貳番地戸主平民
土木請負業 養父 松浦梅太郎
明治拾年貳月九日生

養母無業
明治拾壹年五月拾日生

東京市神田區三崎町貳丁目五番地戸主
運送業紫太郎弟平民級治職
養子 前田吉太郎
明治拾五年拾月壹日生

本籍地同上無職業
右父 前田卯三郎
貳男

本籍地同上無職業
右母亡 三つ

右吉太郎妻無職業
養子 ふじ

神奈川縣橫濱市長者町壹丁目貳番地
時計商 時計商 明治拾六年貳月拾日生

右父亡 花田壽三郎
本籍地同上無職業 右母 三つ

右養子縁組致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日

戶籍法第八十五條參照
 (養家ヨリ更ニ養子トシテ他家ニ入ル場合届出ノ例)
 養子縁組届
 東京市京橋區新富町壹丁目貳番地戸主
 平民待合業 養母 井部 まさ
 明治元年四月五日生
 東京市京橋區築地壹丁目六番地戸主
 茶商好太郎妹平民無職業 養子 北川ゆり子
 明治貳拾貳年壹月八日生

東京市麹町區戸籍吏伊藤榮次郎殿
 右養子縁組ニ同意ヲ表シ候也
 養父梅太郎父 松浦貞次郎
 安政元年拾月七日生
 養子吉太郎戸主 前田繁太郎
 明治拾年貳月八日生
 同 父 前田卯三郎
 安政元年八月九日生

東京市本所區本所林町六番地大工職
 守屋安太郎
 明治拾年九月叁日生

東京市神田區大和町六番地菓子商
 辻田治三郎
 明治元年四月拾日生

同 養子 前田吉太郎
 同 養子 前田ふじ
 同 養子 前田ふじ

届出人養父 松浦梅太郎
 同 養母 松浦さと
 同 養子 前田吉太郎
 同 養子 前田ふじ

東京市神田區末廣町八番地薪炭商
 右實父 梅川忠一郎 養女
 本籍地同上無職業
 右實母
 東京市京橋區築地壹丁目六番地無職業
 右養父 北川次郎吉
 本籍地同上無職業
 右養母 子 小
 右養子縁組致候ニ付此段及御届候也
 明治四拾貳年五月八日

届出人養母 井部まさ
 北川ゆり子
 東京市京橋區佃島町八番地鍛冶職
 同養子 佃島政次郎
 明治貳年拾月四日生
 東京市京橋區永島町貳番地大工職
 長田八三郎
 明治五年五月八日生

同 實父 北川好太郎
 明治拾年貳月八日生
 同 養母 北川初太郎
 明治五年拾月四日生
 同 養父 安政元年八月九日生
 同 養母 安政元年八月九日生
 同 實父 北川忠一郎
 明治元年四月八日生
 同 實母 嘉永元年四月八日生

戶籍法第八十五條及第八十九條參照
 (遺言ニ依ル縁組ノ届出ノ例)
 養子縁組届
 東京市京橋區松川町八番地戸主平民無職業
 明治四拾貳年五月八日死亡
 養母亡 服部ちか
 明治五年貳月拾日生
 東京市京橋區木挽町貳丁目叁番地廢家戸主
 平民官吏 養子 幸田芳次郎
 明治拾年四月叁日生
 東京市神田區表神保町貳番地實商
 右父 幸田政次郎
 本籍地同上無職業 貳男
 右母

右ちかノ遺言ニ依リ養子縁組致候依テ別紙遺言ノ原本相添此段及御届候也
 明治四拾貳年五月叁拾日

東京市京橋區南小田原町貳丁目五番地
 戸主平民實物商 届出人遺言執行者 加藤金三郎
 明治貳年貳月八日生
 届出人養子 幸田芳次郎
 東京市芝區芝新錢座町六番地無職業
 証人 竹田常三郎
 明治四年貳月八日生
 東京市牛込區山吹町六番地白米商
 証人 近藤七之介
 明治元年叁月八日生

東京市京橋區戸籍吏川口六一郎殿

戶籍法第九十二條參照
 (確定判決ニ因リ縁組取消又ハ無効ノ登記取消ノ場合)
 養子縁組登記取消申請
 東京市小石川區戸崎町六拾八番地戸主
 士族大工職 養父 谷川庄五郎
 明治五年六月八日生
 養母無職業 養子無職業 幸八郎
 明治八年貳月四日生
 明治拾年五月七日生

右明治四拾貳年壹月八日養子縁組ノ處明治四拾貳年六月拾日縁組取消(無効)ノ裁判確定ニ付身分登記取消相成度別紙裁判原本添付此段及申請候也
 明治四拾貳年六月拾五日

申請人 起訴者 谷川庄五郎
 東京市小石川區戸籍吏村田長太郎殿
 注意 裁判原本ノ外確定證明書ヲ添付ノコト

離縁届
 東京市芝區愛宕下町壹丁目四番地戸主
 平民洋品商 養父 前田作次郎
 明治元年八月拾日生
 養母無職業 前田あさ
 明治貳年四月四日生
 養子無職業 前田三次郎
 明治拾貳年貳月四日生

東京市京橋區長島町六番地金物商
右父 今川虎之輔 貳男
本籍地同上無職業
右母 長女
東京市京橋區長島町六番地平民金物商
養子カ復籍ス〜 今川虎之輔
キ家ノ戸主父

明治參拾五年四月六日縁組
右離縁ノ裁判明治四拾貳年六月貳日確定候間別紙裁判謄本添付此
段及御届候也
明治四拾貳年六月拾日
届出人 起訴者 前田三次郎
東京市芝區戸籍吏佐々木春雄殿
注意 裁判謄本ノ外確定證明書ノ添付ヲ要ス

戸籍法第九十五條參照
(夫妻共ニ離縁ニ依リ養家ナ去ル場合)
離縁 届
東京市本所區本所林町壹丁目六番地
戸主平民荒物商
養父 福田吉三郎
安政元年四月拾日生
養母無職業 福田まつ
安政四年貳月五日生
養子無職業 福田信之助
明治拾年八月七日生
東京市赤坂區仲ノ町壹丁目八番地吳服商
右父亡 友田安次郎
本籍地同上無職業 貳男
右母 はな

右信之助妻
養子無職業 福田たけ
明治拾貳年壹月四日生
東京市神田區神田宮永町九番地下駄商
右父 時田三次郎
本籍地同上無職業
右母 長女
東京市赤坂區仲ノ町壹丁目八番地平民
肥料販賣商
養子カ復籍ス〜 友田彌一郎
キ家ノ戸主兄

明治參拾壹年拾月八日縁組
右協議離縁此段及御届候也
明治四拾貳年六月壹日

届出人養父 福田吉三郎
同 養母 福田まつ
同 養子 福田信之助
同 養子 福田たけ
東京市京橋區鈴木町五番地雜貨商
證人 相川三四郎
明治四年五月六日生
東京市四谷區傳馬町壹丁目貳番地穀物商
證人 木村芳雄
明治九年壹月九日生
東京市本所區戸籍吏梅田三郎殿

戸籍法第九十五條參照
(成年ノ養子カ離縁ニ依リ實家復籍ノ例)
離縁 届
東京市神田區宮士見町壹丁目貳番地戸主
平民金物商
養父 芳野長太郎
安政元年八月拾日生
養母無職業 芳野しのぶ
安政四年貳月拾日生
養子無職業 時次郎
明治拾年八月四日生
東京市麻布區霞町壹丁目八番地金物商
右父亡 吉川信雄
本籍地同上無職業 貳男
右母 さく
東京市麻布區霞町壹丁目八番地平民金物商
養子カ復籍ス〜 吉川要太郎
キ家ノ戸主兄

明治參拾五年貳月四日縁組
右協議離縁致シ候間此段及御届候也
明治四拾貳年六月五日

届出人養父 芳野長太郎
養母 芳野しのぶ
養子 芳野時次郎
東京市麩町區永田町六番地官吏
證人 山田八郎
明治貳年五月四日生
東京市四谷區四谷坂町四番地無職業
證人 川上音吉
明治八年拾月五日生
東京市麩町區戸籍吏杉田松次郎殿

戸籍法第九十五條、第九十六條參照
(十五年未滿ノ養子離縁届出ノ例)
離縁 届
東京市神田區小川町貳番地戸主平民洋酒商
養父 中村仁三郎
明治拾年貳月四日生
養子無職業 中村又次郎
明治四拾年五月八日生
東京市京橋區木挽町貳丁目五番地茶商
右父 加藤信次郎
本籍地同上無職業 四男
右母亡 つ
東京市京橋區木挽町貳丁目五番地平民
養子又次郎復籍ス〜 加藤信次郎
キ家ノ戸主父

明治四拾壹年四月拾日縁組
右協議ノ上養子離縁致候間此段及御届候也
明治四拾貳年六月六日

届出人養父 中村仁三郎
養子又次郎拾五年未滿ニ付
同承諾者父 加藤信次郎
明治元年壹月八日生
東京市京橋區明石町六番地會社員
證人 有泉近太郎
明治四年八月四日生
東京市京橋區木挽町四番地白米商
證人 指田吉五郎
明治拾年六月貳日生
東京市神田區戸籍吏大原小十郎殿

戶籍法第九十五條第九十七條參照
(養父母死亡後月主ノ同意ヲ得テ離縁届出ノ例)

東京市神田區美土代町貳丁目八番地戶主
平民新炭商鐵治郎父無職業
養父亡 金子安之助
養母亡無職業 金子吉太郎
養子無職業 金子吉太郎
東京市京橋區木挽町貳丁目四番地實商
右父 稻田久太郎
本籍地同上 貳男
東京市京橋區木挽町貳丁目四番地戶主
平民實商 養子吉太郎復籍ス 稻田東次郎
へキ家ノ戶主凡

明治參拾年四月拾日縁組
右養父母死亡ニ付月主金子鐵治郎ノ同意ヲ得テ離縁致シ候間此段
及御届候也
明治四拾貳年六月八日
東京市神田區戶籍吏大原八十郎殿
同意者戶主 金子吉太郎
安政元年貳月四日生

戶籍法第百二條參照
(妻未成年者ニシテ父母ナキ場合届出ノ例)

東京市神田區小川町壹番地戶主金物商
延次郎弟平民無職業 指田要之助
夫 明治貳拾年四月拾日生
本籍地同上無職業 指田圓次郎
右父 貳男
本籍地同上無職業 指田圓次郎
右母

戶籍法第百二條及第百四條參照
(縁組届ト同時ニ届出ルモ)

増養子婚姻届

東京市淺草區淺草福富町四拾六番地戶主
材木商金兵衛長女平民無職業 相川よし江
妻 明治貳拾年貳月拾日生
本籍地同上 相川金兵衛
右父 長女
本籍地同上無職業 明治貳拾年貳月拾日生
右母 さいよ
東京市京橋區新富町貳丁目壹番地戶主
下駄商鐵次郎弟平民無職業 澁澤仁三郎
夫 明治五年壹月四日生
本籍地同上無職業 澁澤信之介
右父亡 貳男
本籍地同上無職業 さいよ
右母 づつ
右増養子婚姻致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日
東京市京橋區鈴木町四番地大工職
証人 相川よし江
届出人妻 澁澤仁三郎
届出人夫 澁澤仁三郎
太田芳三郎
明治四年五月貳日生

東京市京橋區木挽町四番地戶主白米商
三次郎妹平民無職業 鈴木はる江
妻 明治貳拾參年貳月四日生
本籍地同上白米商 鈴木友太郎
右父亡 妻女
本籍地同上 さいよ
右母亡

右婚姻致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月貳拾日

届出人夫 指田要之助
届出人妻 鈴木はる江
東京市四谷區四谷坂町貳番地實商 吉田音三郎
証人 明治四年五月壹日生
東京市四谷區伊賀町五番地無職業 近田遠三郎
証人 明治貳年四月五日生

東京市神田區戶籍吏吉川牛三郎殿
右婚姻ニ同意ヲ表シ候也
夫妻之助戶主 指田延次郎
夫妻之助父 指田圓次郎
夫ノ母 安政元年四月五日生
大要之助父 安政元年四月五日生
大要之助母 安政五年六月六日生

妻はる江戶主及後見人 鈴木三太郎
妻はる江未成年ニシテ父母其 明治貳年貳月拾日生
家在ラサルニ依リ親族會員 池田源三郎
東京市京橋區永島町拾四番地 池田徳太郎
上 東京市京橋區竹川町貳番地 池田徳太郎
同 東京市神田區旭町拾四番地 近藤民次郎

東京市神田區神田和泉町四番地左官職
証人 吉川吉之助
明治貳年貳月拾日生

淺草區戶籍吏淺田深太郎殿
右増養子婚姻ニ同意ヲ表シ候也
妻よし江戶主及父 相川金兵衛
妻よし江母 安政貳年四月拾日生
夫仁三郎戶主 相川よし江
安政四年貳月四日生
明治參年貳月四日生

戶籍法第百二條參照
(養家ヨリ更ニ婚姻ニ依リ他家ニ入ル場合)

婚姻 届
東京市神田區錦町壹丁目八番地戶主
金物商梅三郎弟平民無職業 安部竹次郎
夫 明治貳拾年貳月拾日生
本籍地同上 安部信次郎
右父金物商 安部信次郎
本籍地同上 貳男
本籍地同上 さいよ
右母無職業 さいよ
東京市豐町區麴町貳丁目四番地戶主
雜貨商政一郎養子平民無職業 相川よし江
妻 明治貳拾年拾月八日生

神奈川縣橫濱市櫻木町壹丁目貳番地
右實父官吏 松田芳次郎 貳女
本籍地同上
右實母無職業 村田三郎
東京市麴町區麴町貳丁目四番地
右養父無職業相川政一郎
本籍地同上
右養母無職業 村田三郎
右婚姻致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日

届出人夫 安部竹次郎
届出人妻 相川きよ子
東京市京橋區永島町六番地無職業
進藤才一郎
明治元年貳月拾日生
東京市芝區愛宕町壹丁目貳番地酒商
酒田金之助
明治拾年五月拾日生

東京市神田區戸籍吏中村牛三郎殿
右當事者間ノ婚姻ニ同意ヲ表シ候也
同意者夫竹次郎戶主
同 上夫竹次郎父
同 上夫竹次郎母
同 上妻きよ子養家戶主及養父相川政一郎
同 上妻きよ子養母相川芳次郎
同 上妻きよ子實家戶主 安政五年八月八日生

安部梅三郎 明治五年三月貳日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生
安部信次郎 明治元年六月八日生

戸籍法第百二條參照
(婚姻ニ因リ嫡出子タル身分取得スル庶子アル場合届出ノ例)
婚姻 届
東京市四谷區伊賀町拾壹番地戶主
平民無職 夫
和田好三郎
明治貳拾年五月拾日生

本籍地同上無職業 和田銀次郎 貳男
右父亡
本籍地同上無職業 村田三郎
東京市京橋區銀座二丁目四番地戶主
運送業即三郎貳女平民無職業 妻 石田たま
明治貳拾壹年貳月五日生

本籍地同上
右父 石田卯三郎
東京市下谷區下谷御徒町壹丁目六番地無職業
右母 吉川はま
右父母ノ婚姻ニ因リ嫡出子タル身分ヲ取得シテ長男トナルヘキ
庶子男 雅之助
明治四拾年貳月拾日生

右婚姻致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月八日

届出人夫 和田好三郎
届出人妻 石田たま

東京市神田區旭町貳拾番地下敷商
證人 西田三之助
明治元年參月拾日生

東京市芝區佐久間町四番地時計商
證人 勝門時之助
明治貳年四月五日生

東京市四谷區戸籍吏佐野吉太郎殿
右婚姻ニ同意ヲ表シ候也
夫好三郎母 和田かづ
明治元年貳月拾日生
妻たま戶主及父 石田卯之助
明治元年八月貳日生

戸籍法第百二條及第百四條參照
(本例ハ入夫婚姻ヲ爲スモ妻戶主權ヲ留保スルノ例)
入夫婚姻届
東京市麴町區飯田町貳丁目壹番地戶主
平民實商 妻 村田りつ
明治貳拾年貳月拾日生

東京市赤坂區一ツ木町四番地無職業
本籍地同上無職業 村田三四郎 妻女
東京市京橋區給木町四番地農家戶主
平民肥料販賣業 入夫 島田孝次郎
明治拾五年四月拾日生

東京市小石川區柳町四番地牛乳商
本籍地同上無職業 島田治三郎 四男
右父 島田治三郎
右母 島田治三郎

一妻村田りつハ戶主權ヲ留保ス(夫戶主ト爲ル場合ハ此事項ヲ記載セス家督相續届ヲ爲スヲ以テ足ル)
右入夫婚姻致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日

東京市日本橋區村松町八番地菓子商
届出人妻 村田りつ
届出人夫 島田孝次郎
證人 有泉米吉
明治四年五月六日生
東京市神田區千代田町五番地無職業
角田丸次郎
明治拾年壹月貳日生

東京市麴町區戸籍吏太田芳三郎殿
戸籍法第百六條參照
(確定判決ニ因ル婚姻(無効取消)登記取消申請
婚姻登記取消申請
東京市四谷區傳馬町拾壹丁目五番地戶主
平民乾物商 夫 安藤信一郎
明治八年拾月九日生
妻無職業 明治拾年壹月四日生

右明治四拾貳年參月貳日婚姻成立ノ處右明治四拾貳年五月拾五日婚姻取消(無効)ノ裁判確定致候ニ付該身分登記取消相成度別紙列附本添付此段及申請候也
明治四拾貳年五月貳拾日
申請人起訴者 安藤やす
東京市四谷區戸籍吏近田正雄殿
但 裁判勝本ノ外確定證明書ノ添付ヲ要ス

戸籍法 書式

二五七

戶籍法第百九條參照

婚姻登記取消申請

東京市赤坂區赤坂一ツ木町八番地戶主
平民肥料販賣商

夫 竹本要太郎
明治拾年參月八日生

妻無職業
明治拾五年貳月八日生

右明治四拾壹年拾貳月貳拾日婚姻成立ノ處妻はまハ其當時精神喪失中ニテ婚姻ノ意思ナカリシモノニシテ右婚姻ハ無効ナルニ依リ該身分登記取消相成度別紙證明書相添此段及申請候也
明治四拾貳年五月八日

夫 竹本要太郎
妻 竹本はま

東京市赤坂區戶籍吏坂田平三郎殿

證明書

東京市赤坂區赤坂一ツ木町八番地戶主平民肥料販賣商要太郎妻無職業

竹本はま
明治拾五年貳月八日生

右明治四拾壹年拾貳月五日ヨリ明治四拾貳年貳月四日迄精神喪失ノ状態ニ有之加療中ノモノタリシコトヲ證明仕候也
明治四拾貳年五月壹日

東京市豊町區永田町六番地
醫師 立川逸齋

戶籍法第百九條參照

(協議離婚届出ノ例)

離婚届

東京市京橋區銀座貳丁目六番地戶主
洋品販賣商芳次郎長男平民無職業

夫 富川金之介
明治貳拾年貳月拾日生

本籍地同上無職業
右父 富川芳次郎

妻無職業
明治貳拾壹年五月拾日生

本籍地同上無職業
右母 前田友之助

長女

東京市神田區松下町八番地無職業

右父 前田友之助

本籍地同上
右母 前田友之助

長女

東京市神田區松下町八番地戶主平民賣商
右とめカ復籍スヘキ家ノ戶主兄
前田友之助

右協議離婚致候間此段及御届候也
明年四拾貳年六月五日

届出人夫

妻

同 証人

証人

東京市京橋區戶籍吏川喜田久三郎殿
右離婚ニ同意ヲ表シ候也

夫 富川金之介
妻 富川芳次郎
妻とめ 富川はま
妻とめ 前田友之助
妻とめ 前田友之助
妻とめ 前田友之助

戶籍法第百九條參照

入夫離婚届

東京市豊町區豊町貳丁目四番地戶主
金物商孫次郎妻平民女裝結業

妻 勝田はま
明治元年八月拾日生

神奈川縣横濱市長者町九番地無職業

右父 勝田雅介
三女

本籍地同上無職業
右母 勝田はま

夫 金物商

勝田孫次郎
明治五年四月八日生

東京市京橋區給木町四番地無職業

右父 藤澤與三郎
貳男

本籍地同上無職業
右母 勝田はま

右孫次郎ハ廢家ノ上婚姻シタルニ因リ復籍スヘキ家ナシ
右明治參拾五年八月六日入夫婚姻致候處今般協議離婚致候間此段及御届候也
明治四拾貳年六月八日

届出人妻 勝田はま

同 夫 勝田孫次郎

東京市京橋區永島町六番地足袋商

証人 井上勝之進
明治四年八月拾日生

東京市神田區千代田町貳番地無職業

証人 池田太一郎
明治八年貳月八日生

東京市豊町區戶籍吏吉田喜十郎殿
注意 此場合ハ夫孫次郎ハ廢家ニ因リ一家創立届ヲ其創立地戶籍吏ニ届出ツルヲ要ス

戶籍法第百九條第百一十條參照

(裁判ニ依リ離婚届出ノ例)

離婚届

東京市麻布區岸町八番地戶主平民賣物商

夫 瀧川勝次郎
明治元年八月拾日生

本籍地同上無職業
右父 竹田梅太郎

長男

本籍地同上無職業
右母 瀧川かつ

妻無職業

東京市本所區綠町四丁目九番地金物商

右父 戸田忠次郎

本籍地同上無職業
右母 戸田勝之助

妻無職業

東京市本所區綠町四丁目九番地平民賣物商
妻かつ復籍スヘキ家ノ戶主兄
戸田勝之助

明治參拾年五月拾日婚姻
有離婚ノ裁判明治四拾貳年六月貳日確定候ニ付別紙裁判ノ謄本添付此段及御届候也
明治四拾貳年六月八日

届出人 起訴者 瀧川かつ

東京市麻布區戶籍吏堀尾政次郎殿

注意 裁判確定證明書モ添付スルヲ要ス

戶籍法第十四條參照

後見人就職屆

東京市京橋區南小田原町參丁目登番地
戶主平民無職業

被後見人

松山吉之助
明治參拾五年五月七日生

東京市神田區旭町貳拾番地戶主平民官吏
住所東京市京橋區南小田原町參丁目登番地

後見人

竹田國次郎
明治元年貳月拾日生

右吉之助未成年ノ處親權者母なつ死亡ニ因リ明治四拾貳年四月拾日
後見開始同年五月貳拾日親族會ニ選任セラレ同日就職候間別紙
選任ニ關スル證明書添付此段及御届候也

明治四拾貳年五月貳拾日

届出人

竹田國次郎

東京市京橋區戶籍吏角田丸三郎股

證明書

東京市京橋區南小田原町參丁目登番地
戶主平民無職業

被後見人

松山吉之助
明治參拾五年五月七日生

右吉之助親權者母なつ死亡ニ因リ後見開始候ニ付當親族會ハ東京
市神田區旭町貳番地戶主平民官吏竹田國次郎ナ同人ノ後見人ニ選
定致候此段及證明候也

明治四拾貳年五月貳拾日

親族會員

吉岡宗十郎
細田芳之助
大田介藏

戶籍法第十五條參照

後見人更迭屆

東京市神田區旭町六番地戶主平民無業

被後見人

吉田吉次
明治四拾年五月五日生

前任後見人 山本守雄
東京市神田區旭町六番地戶主平民官吏
現住所同上

後任後見人

高須信
明治貳拾年五月拾日生

右山本守雄明治四拾年拾月五日就職ノ處辭任ニ依リ明治四拾貳年
五月參拾日任務終了同年六月五日親族會ノ選任ニ依リ同日更迭就
職候間此段届出候也

明治四拾貳年六月拾日

右

高須信

東京市神田區戶籍吏山川渡股

證明書

東京市神田區旭町六番地戶主平民

被後見人

吉田吉次
後任後見人 高須信

右高須信ハ當親族會ニ於テ選任セシコトヲ證明ス
明治四拾貳年六月五日

親族會員

芳川増男
山本貞次
吉田花

戶籍法第十七條參照

(後見人死亡ニ依リ後見監督人ヨリ届出ノ例)

後見人任務終了屆

東京市京橋區南飯田町登番地戶主平民無業

被後見人

松山吉三郎
明治四拾年五月拾日生

東京市京橋區銀座貳丁目五番地戶主平民

運送業

後見人 竹田國次郎
明治元年八月八日生

右竹田國次郎明治四拾年貳月拾日就職ノ處死亡ニ依リ明治四拾貳
年六月參日任務終了候間此段届出候也

明治四拾貳年六月拾日

届出人

東京市神田區花房町七番地戶主平民左官職

後見監督人

宮田幸太郎
安政元年正月元日生

東京市京橋區戶籍吏吉山勇股

戶籍法第十七條參照

(被後見人成年ニ達シタルトキ届出ノ例)

後見人任務終了屆

東京市京橋區南小田原町參丁目登番地
戶主平民無業

被後見人

杉田松次郎
明治貳拾年六月參日生

東京市京橋區山城町七番地戶主平民無業
橋本花吉父無業

後見人

橋本道三郎
明治元年六月拾日生

右後見人橋本道三郎明治參拾五年九月拾五日就職ノ處被後見人杉
田松次郎明治四拾貳年五月參拾日成年ニ達シタルニ依リ同日任
務終了候間此段届出候也

明治四拾貳年六月拾五日

右

橋本道三郎

東京市京橋區戶籍吏角田三郎股

戶籍法第十九條參照

(女戶主ガ夫ノ同意ヲ得テ届出ノ例)

隱居屆

東京市神田區三崎町貳丁目八番地戶主

隱居者

伊藤たま
明治元年八月拾日生

平民宿屋業

隱居者

右たま長男無職業
家督相續人 伊藤文太郎
明治貳拾年四月八日生

右ハ家政上ノ都合ニ依リ隱居致候間此段及御届候也

明治四拾貳年五月拾日

隱居者

伊藤たま

家督相續人

伊藤文太郎

隱居者

伊藤たま

家督相續人

伊藤文太郎

右妻たまノ隱居ニ同意ス

夫

伊藤小三郎
明治元年貳月拾日生

家督相續單純承認者

伊藤文太郎

戶籍法第百十九條參照

(家督相續人指定ノ後裁判所ノ許可ヲ得テ届出ノ例)

東京市神田區大和町貳拾六番地戶主平民
英子製造業 隱居者 小西長太郎
明治拾年貳月拾日生
右長太郎弟無職業 指定家督相續人 小西信之介
明治拾年八月八日生
右長太郎病氣ノ爲メ家政ヲ執ルニ堪ヘサルニ依リ裁判所ノ許可ヲ
得テ隱居致シ候間別紙裁判ノ謄本添付此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日 隱居者 家督相續人 小西長太郎
東京市神田區戶籍吏大原三四郎殿 小西信之介
右家督相續單純承認仕候也 小西信之介

戶籍法第百十九條參照

(滿六十年以上ニテ成年ノ相續人アル場合ノ届出ノ例)

東京市京橋區木挽町貳丁目八番地戶主
平民西洋小間物商 隱居者 早川富三郎
文政元年貳月四日生
右富三郎長男無職業 家督相續人 早川延次郎
明治拾年五月五日生
右富三郎老衰家政ヲ執ルコト能ハサルニ依リ隱居致候此段及御届
候也 明治四拾貳年五月拾日 隱居者 家督相續人 早川富三郎
東京市京橋區戶籍吏田川作次郎殿 早川延次郎
右家督相續單純承認仕候 早川延次郎

戶籍法第百二十三條參照

失踪 届

東京市神田區美土代町五番地戶主平民大工職
失踪者 太田源三郎
安政五年五月六日生
一失踪期間滿了ノ時明治參拾九年八月參日
(七年ノ期間滿了) (三年ノ期間滿了)
右源三郎ニ對スル失踪ノ裁判明治四拾貳年四月貳拾日確定候ニ付
別紙裁判謄本添付此段及御届候也
明治四拾貳年四月參拾日 右源三郎長男平民左官職
失踪宣告請求者 太田友三郎
明治拾年六月貳日生
東京市神田區戶籍吏富田利三郎殿

戶籍法第百二十四條參照

失踪登記取消申請

東京市神田區美土代町五番地戶主平民
大工職 失踪者 太田源三郎
安政五年五月六日生
右源三郎ニ對シ長男友三郎ヨリ明治四拾貳年四月參拾日失踪届出
有之候處失踪宣告取消ノ裁判明治四拾貳年六月拾日確定候ニ付前
届出ニ基キ爲シタル登記取消相成度別紙裁判ノ謄本添付此段及申
請候也 明治四拾貳年六月拾五日 失踪取消請求者 太田源三郎
東京市神田區戶籍吏富田利三郎殿

戶籍法第百二十五條參照

(同居者ヨリ死亡者本籍地へ届出ノ例)

東京市麴町區上六番町六番地戶主
男 西田久次郎
明治四月五月六日生
一死亡ノ時 明治四拾貳年五月拾日午後二時
一死亡場所 東京市赤坂區區町貳丁目貳番地
右死亡致シ候ニ付別紙醫師ノ診斷書相添此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日 亡戶主久次郎長男平民指物職
届出人同居者 西田喜一郎
明治四拾貳年參月四日生
東京市麴町區戶籍吏花井龜次郎殿 明治四拾貳年參月四日生
(死亡者及届出人ガ寄留地若シクハ所在地ナルトキハ各本
籍地ノ外其寄留地若シクハ所在地ヲ記載スルヲ以テ足ル)

戶籍法第百二十五條參照

(死亡者ノ戶主ガ其本籍地へ届出ノ例)

東京市四谷區伊賀町八番地戶主平民
治三郎孫 男 西野吉太郎
明治四拾壹年五月拾日生
一死亡ノ時 明治四拾貳年五月八日午前八時
一死亡場所 東京市小石川區柳町六番地
右死亡致シ候間別紙醫師診斷書添付此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日 届出人戶主左官職 西田治三郎
東京市四谷區戶籍吏加藤正一般 安政元年六月拾日生

戶籍法第百三十三條參照

(隱居又ハ前戶主死亡ニ因ル場合)

岐阜縣郡上郡山田村大字山田五番地
戶主平民農 家督相續人 池野茂三郎
明治五年拾月拾日生
明治四拾貳年四月貳拾日前戶主父常次郎(隱居)ニ因リ戶主ト爲ル
右家督相續及御届候也 明治四拾貳年五月拾日 届出人 池野茂三郎
岐阜縣郡上郡山田村戶籍吏山田輝一郎殿

戶籍法第百三十三條參照

(入夫婚姻ニ因ル場合)

長野縣北佐久郡小諸町八拾五番地戶主
平民無業 家督相續人 春田秋太郎
明治拾年五月拾日生
元福島縣田村郡三春村八拾五番地戶主平民
無職業金田五三郎弟 家督相續人前戶主まつ入夫 春田秋太郎
前戶主まつ入夫婚姻ニ因リ明治四拾貳年五月拾日戶主ト爲ル
右家督相續及御届候也 明治四拾貳年五月拾日 届出人 春田秋太郎
長野縣北佐久郡小諸町戶籍吏石川民次郎殿

戶籍法第三十三條參照

(親族會ノ選定ニ因ル場合)

家督相續届

元東京市麴町區麴町八丁目六番地戶主平民無業
中川準作叔父

選定家督相續人 前戶主春太郎男 秋田三太郎
明治拾年五月拾日生

右父亡 中川要一 貳男

右母亡 中川要一 貳男

前戶主春太郎僅明治四拾貳年壹月拾日死亡ノ處同人ニハ法定ノ
推定及指定ノ家督相續人無之爲メ明治四拾貳年五月拾日親族會
ニ選定セラシメ同日家督相續戶主トナル
右家督相續致シ候ニ付別紙親族會ノ選定證明書相添此段及御届候
也

明治四拾貳年五月拾壹日

届出人 中川三太郎

東京市下谷區戶籍吏西田東太郎殿 同意者戶主 中川準作

證明書 東京市下谷區下谷清水町八番地戶主平民
被相續人亡秋田春太郎男

東京市麴町區麴町八丁目六番地戶主平民
準作叔父

選定家督相續人 中川三太郎
明治拾年五月拾日生

右ハ當親族會ニ於テ選定セシ事ヲ證明ス
亡秋田春太郎親族會員

中川三太郎

中山 吉男
吉田 春男
山本 是男

戶籍法第三十三條參照

(亡戶主ノ父又ハ母ノ選定ニ因ル場合)

家督相續届

東京市麴町區永田町壹丁目五番地戶主平民
前戶主南太郎弟無職業

選定家督相續人 北川信雄
明治拾年八月拾日生

前戶主兄南太郎明治四拾貳年貳月九日死亡ノ處同人ニハ法定ノ
推定及指定ノ家督相續人無之爲メ亡南太郎父作太郎ニ選定セラ
ル明治四拾貳年五月拾日戶主トナル

右家督相續及御届候也

明治四拾貳年五月拾壹日

届出人 北川信雄

東京市麴町區戶籍吏小山正一郎殿

選定書

麴町區永田町壹丁目五番地戶主平民
被相續人亡 北川南太郎

選定家督相續人亡南太郎弟 北川信雄

明治四拾貳年貳月九日北川南太郎死亡ノ處同人ハ法定ノ推定及指
定ノ家督相續人無之ニ依リ同人弟信雄ヲ亡南太郎ノ家督相續人ニ
選定ス

明治四拾貳年五月拾日

亡南太郎父 北川作太郎

北川作太郎

戶籍法第三十三條參照

(併テ登記取消ノ申請)

家督相續回復届

東京市神田區千代田町貳拾番地戶主平民
材木商

家督相續人前戶主長三郎孫 安部安太郎
明治拾年五月四日生

明治四拾貳年貳月拾日祖父長三郎死亡ニ因リ戶主トナル

右長三郎貳男富次郎明治四拾貳年參月貳日家督相續届出候處相續權
回復ノ裁判明治四拾貳年五月貳拾日確定候ニ付別紙裁判附本相添
此段及御届候且シ富次郎ノ届出ニ因リ爲シタル家督相續ノ身
分登記モ取消相成度併テ及申請候也

明治四拾貳年五月參拾日

安部安太郎

東京市神田區戶籍吏川田俊雄殿

戶籍法第三十五條參照

家督相續開始届

東京市京橋區木挽町壹丁目八番地
亡戶主平民亡佐々木治三郎嫡出子

家督相續人 胎 兒

父治三郎死亡ニ因リ明治四拾貳年四月拾日相續開始

右家督相續開始致候ニ因リ別紙醫師ノ診斷書相添此段及御届候
也

明治四拾貳年五月拾日

亡戶主治三郎妻無職業
届出人母 佐々木うめ

明治拾年五月拾日生

東京市京橋區戶籍吏長田喜三郎殿

戶籍法第三十六條參照

家督相續登記取消申請

東京市京橋區木挽町壹丁目八番地
亡戶主佐々木治三郎家督相續人

胎 兒

右明治四拾貳年四月拾日胎兒家督相續開始ノ旨同年五月拾日届出
置キ候處本年五月參拾日胎兒死體ニテ分娩致シ候ニ付家督相續身
分登記取消相成度別紙醫師診斷書相添此段及申請候也

明治四拾貳年五月參拾壹日

申請人母無職業
佐々木うめ

明治拾年五月拾日生

東京市京橋區戶籍吏長田喜三郎殿

戶籍法第三十七條參照

家督相續人廢除届

東京市本所區本所林町貳拾番地戶主平民
洋酒販賣業誠次郎長男無職業

被廢除者 市川忠次郎
明治拾五年貳月拾日生

右ハ疾病ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルニ基テ推定家督相續人廢除
ノ裁判明治四拾貳年五月拾日確定致候ニ付別紙裁判附本相添此段
及御届候也

明治四拾貳年五月拾五日

届出人被相續人 市川誠次郎

安政元年貳月拾日生

東京市本所區戶籍吏林徳太郎殿

注意 裁判確定證明書モ添付ヲ要ス

戶籍法第三十九條參照

家督相續人廢除登記取消申請
東京市本所區本所林町貳拾番地戶主平民
洋酒販賣業誠次郎長男無職業

市川忠次郎
明治拾五年貳月拾日生

右家督相續人廢除ノ儀明治四拾貳年五月拾五日被相續人市川誠次郎ヨリ届出ノ處本年六月壹日廢除取消ノ裁判確定候ニ付前届出ニ基テ廢除ノ身分登記取消相成度候別紙裁判ノ原本相添此段及申請候也
明治四拾貳年六月壹日

申請人 市川忠次郎

東京市本所區戶籍吏林德太郎

注意 裁判確定證明書モ添付スルヲ要ス

戶籍法第四十條參照

家督相續人指定届

東京市麴町區飯田町貳丁目八番地戶主平民古物商

被相續人 田口卯之助
明治元年貳月拾日生

東京市芝區愛宕町貳丁目參番地戶主平民酒商由藏參男無業

指定家督相續人 花川仁三郎
明治貳拾年貳月拾日生

右ハ法定ノ推定家督相續人無之ニ付家督相續人ニ指定致候間此段及御届候也
明治四拾貳年貳月拾日

届出人 田口卯之助
東京市麴町區戶籍吏川上作太郎

戶籍法第四十二條及第四十三條參照

家督相續人指定取消届
東京市芝區愛宕町貳丁目參番地戶主平民
酒商由藏參男無業

指定家督相續人 花川仁三郎
明治貳拾年貳月拾日生

右ハ明治四拾貳年貳月拾日家督相續人ニ指定ノ處今般都合ニ依テ取消候間此段及御届候且少前届出ニ基テ指定ノ身分登記取消相成度併テ及申請候也
明治四拾貳年五月貳拾日

東京市麴町區飯田町貳丁目八番地戶主平民古物商

届出人 田口卯之助
明治元年貳月拾日生

東京市麴町區戶籍吏川上作太郎

戶籍法第四十五條參照

家督相續人指定登記取消申請

東京市芝區愛宕町貳丁目參番地戶主平民酒商由藏參男無業

指定家督相續人 花川仁三郎
明治貳拾年貳月拾日生

右明治四拾貳年貳月拾日家督相續人ニ指定ノ處本年五月四日被相續人ニ嫡出子出生致シ右指定ハ效力ヲ失ヒタルニ因リ前届出ニ基テ指定ノ身分登記取消相成度別紙證明書相添ヘ此段及申請候也
明治四拾貳年五月六日

東京市麴町區飯田町貳丁目八番地戶主平民古物商

申請人 田口卯之助
東京市麴町區戶籍吏川上作太郎

戶籍法第四十六條參照

(婚姻ニ依リテ他家ニ入りタル妻ガ戶主及夫ノ同意ヲ得テ自己ノ親族ヲ其家族ト爲ス場合届出ノ例)

入籍届

東京市小石川區竹早町五拾六番地戶主平民肥料販賣商

入籍スヘキ家ノ戶主 近田遠三郎
安政元年貳月拾日生

東京市東橋區南小田原町貳丁目參番地戶主平民金物商

去ルヘキ家ノ戶主 島田新一郎
安政貳年八月拾日生

右戶主遠三郎妻なつ妹 島田新一郎
入籍者 新一郎 島田ゆき
明治貳拾七年六月拾日生

右父亡 島田助三郎 四女
島田し

右母

右戶主及夫ノ同意ヲ得テ入籍爲致候此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日

届出人 戶主遠三郎姉平民無業
近田なつ

明治拾年八月拾日生

東京市小石川區戶籍吏伊達安太郎

同意者戶主及夫 近田遠三郎

同意者戶主 島田新一郎

同意者ゆき母 島田し

安政貳年八月拾日生

戶籍法 書式

戶籍法第四十六條參照

(成年者ガ父ノ家ニ入籍スル場合届出ノ例)

入籍届

東京市四谷區傳馬町拾壹丁目六番地金物商入籍スヘキ家ノ戶主 長岡政太郎
明治元年八月拾日生

東京市牛込區矢來町八拾五番地廢家戶主平家無業

入籍者 右政太郎庶子女
立川こと
明治貳拾年壹月拾日生

右父 長岡政太郎 庶子女
立川はつ

右入籍致候此段及御届候也
明治四拾貳年五月拾日

所在 東京市四谷區傳馬町拾壹丁目六番地
届出人 入籍者 立川こと
東京市四谷區戶籍吏柴田金三郎
同意者 長岡政太郎

右母

戶籍法第四十八條參照

離籍届

東京市麴町區麴町八丁目六番地戶主平民其弟無職業
離籍セラル可キ者 大川平三郎
明治拾年八月拾日生

右平三郎妻無職業
去ルヘキ家ノ 平三郎共ニ家ヲ
明治拾年八月拾日生

右平三郎ハ戶主ノ同意ヲ得スシテ明治四拾貳年壹月五日婚姻シタルニ因リ離籍致候ニ付此段及御届候也
明治四拾貳年五月貳日

届出人無業戶主 大川其平
明治八年貳月拾日生

東京市麴町區戶籍吏梅田桃三郎

二六七

戶籍法第四十九條參照

(妻ト共ニ一家創立ノ場合)
 離婚ニ因ル一家創立
 東京市芝罘區新橋町八丁目六番地平民無業
 大川平三郎
 一家創立地東京市芝罘區新橋町八丁目六番地平民無業
 創立者 眞平弟
 大川平三郎
 右父亡 大川友吉
 右母亡 大川友吉
 共ニ入ルヘキモノ妻無業
 明治拾五年拾月拾日生
 相原ト郎
 右父 相原ト郎
 右母 相原ト郎
 右戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻シタルニ因リ明治四拾貳年五月貳日
 離婚セラレ候ニ付所寄地ヘ一家創立致候此段及御届候也
 明治四拾貳年五月拾五日
 届出人 大川平三郎
 東京市芝罘區新橋町八丁目六番地平民無業
 戶籍法第五十條參照
 復籍拒絕届
 東京市芝罘區新橋町貳番地戸主平民下敷商
 松田梅三郎(明治元年貳月壹日生)妻無業
 被復籍拒絕者 松田まつ
 明治拾年拾月五日生
 右まつ戸主ノ同意ヲ得スシテ明治四拾貳年壹月四日婚姻シタルニ
 依リ復籍拒絕致候ニ付此段及御届候也
 明治四拾貳年貳月拾日
 東京市芝罘區築地壹丁目五番地戸主平民
 飲食店業 復籍拒絕者 阪田彌太郎
 明治五年八月八日生

戶籍法第五十一條參照

復籍拒絕ニ因ル一家創立届
 東京市芝罘區築地壹丁目五番地平民
 飲食店業 復籍ヲ拒ミタル戸主 阪田彌太郎
 明治八年拾月拾日生
 元東京市芝罘區新橋町貳番地戸主平民松田
 竹次郎弟梅三郎離婚ノ妻平民無業
 一家創立者右彌太郎妹 阪田まつ
 明治貳拾年參月四日生
 右父 阪田彌一
 右母 阪田彌一
 一家創立地東京市芝罘區久間町壹番地
 右ハ明治四拾貳年四月參拾日松田梅三郎ト協議離婚ノ處戸主ノ同
 意ヲ得スシテ婚姻シタル爲メ明治四拾貳年貳月貳日實家戸主阪田
 彌太郎ヨリ復籍拒絕セラレタルニ依リ一家創立致候此段及御届候
 也
 明治四拾貳年五月貳日
 届出人 坂田まつ
 東京市芝罘區戸籍吏風間賢一郎殿
 戶籍法第五十二條參照
 (實家戸主ハ死亡ニ依リ絶家トナリタル場合)
 絶家ニ因ル一家創立届
 東京市芝罘區新橋町貳丁目六番地戸主平民
 金物商 絶家最終ノ戸主 井上常次郎
 明治元年貳月四日生
 右戸主死亡シ家督相續人ナキ爲メ明治四拾年拾月貳拾五日絶家

戶籍法第五十二條參照

(家督相續ニテ戸主ト爲リタル者ニ非サル者ガ廢家届出ノ例)
 廢家届
 東京市小石川區竹早町五番地戸主平民
 金物商 廢家者 田草川 信一郎
 明治拾年八月五日生
 他家ニ入ル者 長男無業 信一
 廢家者ニ從ヒ 明治四拾年貳月壹日生
 東京市芝罘區富士見町貳番地平民雜貨商
 廢家者ノ入ル 友田半次郎
 明治貳年七月八日生
 右廢家致シ候間別紙家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタルモノニ非ラ
 サル證明書相添ヘ此段及御届候也
 明治四拾年五月參日
 届出人 田草川 信一郎
 東京市小石川區戸籍吏西田善一郎殿
 證明書
 東京市小石川區竹早町五番地戸主平民
 田草川 信一郎
 明治拾年八月五日生
 右ハ明治四拾年八月拾日分家ニ因リ戸主ト爲リタルモノニシテ家
 督相續戸主ト爲リタル者ニ無之候ニ付此段證明候也
 明治四拾年五月參日
 東京市小石川區戸籍吏崎町壹番地戸主平民
 伊東 要三
 明治五年貳月壹日生

戶籍法第五十一條參照

復籍拒絕ニ因ル一家創立届
 東京市芝罘區築地壹丁目五番地平民
 飲食店業 復籍ヲ拒ミタル戸主 阪田彌太郎
 明治八年拾月拾日生
 元東京市芝罘區新橋町貳番地戸主平民松田
 竹次郎弟梅三郎離婚ノ妻平民無業
 一家創立者右彌太郎妹 阪田まつ
 明治貳拾年參月四日生
 右父 阪田彌一
 右母 阪田彌一
 一家創立地東京市芝罘區久間町壹番地
 右ハ明治四拾貳年四月參拾日松田梅三郎ト協議離婚ノ處戸主ノ同
 意ヲ得スシテ婚姻シタル爲メ明治四拾貳年貳月貳日實家戸主阪田
 彌太郎ヨリ復籍拒絕セラレタルニ依リ一家創立致候此段及御届候
 也
 明治四拾貳年五月貳日
 届出人 坂田まつ
 東京市芝罘區戸籍吏風間賢一郎殿
 戶籍法第五十二條參照
 (實家戸主ハ死亡ニ依リ絶家トナリタル場合)
 絶家ニ因ル一家創立届
 東京市芝罘區新橋町貳丁目六番地戸主平民
 金物商 絶家最終ノ戸主 井上常次郎
 明治元年貳月四日生
 右戸主死亡シ家督相續人ナキ爲メ明治四拾年拾月貳拾五日絶家

戶籍法第五十一條參照

廢家ニ因ル一家創立届
 東京市芝罘區木挽町貳丁目四番地戸主平民
 無職業 廢家最終ノ戸主 吉田まさ
 明治拾年貳月拾日生
 右婚姻(縁組)ニ因リ他家ニ入ル爲メ明治拾年貳月拾日生
 東京市芝罘區新橋町八番地戸主平民前田
 仁三郎離婚ノ妻(縁組ノ妻)平民無業
 一家創立者 吉田まさ
 右父 吉田久一
 右母 吉田まさ
 一家創立地東京市芝罘區新橋町八番地
 右明治四拾貳年六月四日離婚(縁組)ノ處廢家ニ依リ復籍スヘキ家
 ナキニ付前記ノ地ヘ一家創立致候間此段及御届候也
 明治四拾貳年六月四日
 届出人 吉田まさ
 東京市芝罘區戸籍吏川喜田久三郎殿

戶籍法第五十一條參照

復籍拒絕ニ因ル一家創立届
 東京市芝罘區築地壹丁目五番地平民
 飲食店業 復籍ヲ拒ミタル戸主 阪田彌太郎
 明治八年拾月拾日生
 元東京市芝罘區新橋町貳番地戸主平民松田
 竹次郎弟梅三郎離婚ノ妻平民無業
 一家創立者右彌太郎妹 阪田まつ
 明治貳拾年參月四日生
 右父 阪田彌一
 右母 阪田彌一
 一家創立地東京市芝罘區久間町壹番地
 右ハ明治四拾貳年四月參拾日松田梅三郎ト協議離婚ノ處戸主ノ同
 意ヲ得スシテ婚姻シタル爲メ明治四拾貳年貳月貳日實家戸主阪田
 彌太郎ヨリ復籍拒絕セラレタルニ依リ一家創立致候此段及御届候
 也
 明治四拾貳年五月貳日
 届出人 坂田まつ
 東京市芝罘區戸籍吏風間賢一郎殿
 戶籍法第五十二條參照
 (實家戸主ハ死亡ニ依リ絶家トナリタル場合)
 絶家ニ因ル一家創立届
 東京市芝罘區新橋町貳丁目六番地戸主平民
 金物商 絶家最終ノ戸主 井上常次郎
 明治元年貳月四日生
 右戸主死亡シ家督相續人ナキ爲メ明治四拾年拾月貳拾五日絶家

戶籍法第五十二條參照

(家督相繼戶主ト爲リタルモノガ裁判所ノ許可ヲ得テ届出ノ例)

廢家 届

東州市四谷區坂町九番地戶主平民無業

廢家者

須田 花子

明治貳拾年五月拾日生

東州市赤坂區田町壹丁目貳番地平民無業

入ルヘキ家ノ戶主

四川 時之助

明治拾五年拾月壹日生

右時之助ト婚姻ノ爲メ裁判所ノ許可ヲ得テ廢家致シ候間別紙裁判
贈本相添へ此段及御届候也

明治四拾貳年五月四日

届出人

須田 花子 御

東州市四谷區戶籍吏小川三四郎殿

戶籍法第五十四條參照

(十五年以上直系卑屬ノ同意ヲ要スル場合)

分家 届

本籍地東州市麴町區麴町貳丁目參番地平民會社員

本家戶主

横田 榮次郎

本籍地同上戶主榮次郎叔父

分家地

東州市赤坂區一ツ木町五番地平民金物商

分家戶主

横田 金三郎

本籍地神奈川縣橫濱市長者町五番地

右亡父會社員

横田 時雄

本籍地宮城縣仙台市東四番丁貳番地

右母亡無業

四男

西川 ばま

分家ノ家族ト爲ルヘキ者

右金三郎妻無業

明治貳年六月四日生

本籍地東州市芝區櫻田町八番地

右父吳服商

菊田 彌太郎

本籍地同上

右母無業

分家ノ家族トナル可キ者

右金三郎長男無業

右父

横田 金三郎

右母

英一 郎

分家ノ家族ト爲ルヘキ者

右金三郎長女無業

右父

横田 金三郎

右母

明治參拾年貳月壹日生

右分家致シ候間此段及御届候也

明治四拾貳年五月五日

所在地東州市赤坂區一ツ木町五番地

届出人分家戶主

横田 金三郎 御

東州市赤坂區戶籍吏近田喜一郎殿

同意者長男

横田 英一 郎 御

同意者戶主

横田 榮次郎 御

右戶主未成年者ニ付

親權者母無業

横田 ばまの御

明治拾年五月拾日生

戶籍法第五十五條參照

廢家再興 届

東州市牛込區辨天町拾五番地平民無業

廢家最終ノ戶主

安部 芳太郎

右戶主妻于縁組ニ因リ他家ニ入ル爲メ明治參拾五年八月拾五日

廢家

東州市麴町區上六番町八番地戶主平民

友田卯三郎離縁ノ妻于金物商

安部 芳太郎

廢家再興者

明治貳年八月拾日生

東州市牛込區辨天町拾五番地大工職

右父亡

安部 吉三郎

同上無業

貳男

右母

再興者ニ從ヒ共ニ入ルヘキ者

再興者

右芳太郎妻無業

同上無業

明治五年貳月四日生

東州市神田區千代田町五番地官吏

右父

里見 松次郎

同上無業

參女

右母

再興地東州市麴町區永田町貳番地

再興地

右明治四拾貳年五月拾日養子離縁致シ候處前記ノ通り廢家ノ上縁

組シタルヲ以テ復籍スヘキ家ナキニ依リ買家安部氏ヲ再興致シ候

此段及御届候也

明治四拾貳年五月拾五日

届出人

安部 芳太郎 御

東州市麴町區戶籍吏小村外次郎殿

戶籍法第五十五條參照

絶家再興 届

東州市麴町區飯田町參丁目壹番地平民

絶家最終ノ戶主

西川 太一郎

右戶主死亡シ家督相繼人ナキニ因リ明治參拾壹年拾月拾日絶家

金物商

再興者家ノ戶主

西川 喜作

再興者

明治參年拾月拾日生

右喜作三男

再興者無業

再興者

西川 彌一郎

本籍地同上

右父無業

明治貳拾貳年參月壹日生

右母無業

再興者ニ從ヒ共ニ入ルヘキ者

再興者

妻無業

再興者

明治貳拾參年壹月貳日生

東州市淺草區吉野町五番地無業

右父亡

田川 喜三郎

同上無業

右母無業

再興地

再興地東州市麴町區麴町五丁目八番地

右戶主ノ同意ヲ得テ絶家再興致シ候ニ付此段及御届候也

明治四拾貳年五月拾五日

届出人

西川 彌一郎 御

東州市麴町區戶籍吏矢部平三郎殿

右絶家再興ニ同意ヲ表シ候也

戶主

西川 喜作 御

戶籍法第六十條及第六十一條參照
(婚姻ニ依ル場合)

國籍喪失屆

東京市麴町區永田町壹丁目八番地戶主平民
吉之助或女無職業

國籍喪失者

井上かつよ

右明治四拾貳年六月四日獨逸國アレメン洲アレメン市フルケン街フクハルバードト婚姻シ同日同國籍ヲ取得シタルニ依リ日本ノ國籍ヲ喪失致候ニ付此段及御屆候也

明治四拾貳年六月八日

但獨逸國籍取得證明書添付
屆出人 かつよ兄戶主 井上吉之助

東京市麴町區戶籍吏松田金三郎殿

戶籍法第六十條及第六十一條參照
(認知ニ依ル場合)

國籍喪失屆

東京市京橋區明石町六拾壹番地戶主平民
無職業まつ參女無職業

國籍喪失者

竹内たけ

右明治四拾貳年六月壹日獨逸アレメン市フルケン街フリーハリマンノ認知ニ依リ同日同國籍ヲ取得シタルニ依リ日本ノ國籍ヲ喪失致候ニ付獨逸國國籍取得ニ關スル證明書添付此段及御屆候也

明治四拾貳年六月九日

竹内まつ
明治元年貳月拾日生

東京市京橋區戶籍吏川喜田久三郎殿

戶籍法第五十九條參照

歸化ニ因ル國籍取得屆

住所東京市京橋區明石町六拾壹番地

歸化ニ因ル國籍取得者

オ、ベルガン

獨逸國人銀行員

西曆千八百五十八年八月七日生

右父獨逸國人無職業

オ、ベルガン

右母同上

西曆千七百五十五年壹月壹日生

右夫ト共ニ日本ノ國籍取得者

オ、ベルガン

無職業

西曆千八百九年七月六日生

右父獨逸國人銀行員

オ、ベルガン

右母同上

西曆千六百八十八年六月七日生

無職業

西曆千六百十年七月十日生

右明治四拾貳年六月五日內務大臣ノ許可ヲ得テ歸化致シ住所地ニ

本籍ヲ相定メ候間別紙許可書ノ謄本相添此段及御屆候也

明治四拾貳年六月八日

屆出人 戶主平民

オ、ベルガン

東京市京橋區戶籍吏川喜田久三郎殿

戶籍法第六十三條參照

國籍回復屆

東京市神田區三崎町壹丁目貳番地戶主

平民無職業

吉川しづ子

國籍回復者

明治五年八月拾日生

右父

吉川仙太郎

右母

貳女

右獨逸國人アンリールヘルナルトト婚姻シ(又ハ獨逸國へ歸化シ)
明治參拾五年八月拾日國籍喪失

右しづ子長女無職業

アングリール

國籍取得者

西曆千八百參年四月四日生

右父

アンリールヘルナルト

右母

吉川しづ子

右しづ子獨逸國アレメン市ヘン街アンリールヘルナルト妻トシテ國籍ヲ有セシ處離婚ニ依リ明治四拾貳年六月五日日本ノ國籍ヲ回復シ右アングリールト同時ニ日本ノ國籍ヲ取得致候ニ付別紙許可書ノ謄本添付此段及御屆候也

明治四拾貳年六月拾日

屆出人

吉川しづ子

東京市神田區戶籍吏平田幸太郎殿

戶籍法第六十四條參照

氏復舊屆

東京市京橋區銀座四丁目八番地戶主平民

時計商

舊稱

大宮 民三郎

改稱

佐久間 民三郎

右佐久間ハ自家ノ本氏タルコトヲ系圖ニ依リ列明シタルニ因リ明治四拾貳年五月拾日京橋區長ノ許可ヲ得テ姓復舊致候間別紙許可書ノ謄本添付此段及御屆候也

明治四拾貳年五月拾日

屆出人

佐久間 民三郎

東京市京橋區戶籍吏川喜田久三郎殿

明治八年五月拾日生

戶籍法第六十四條參照

名改稱屆

東京市神田區雉子町八拾六番地戶主平民

吳服商

舊稱

服部 久太郎

改稱

服部 芳雄

右同町同番地ニ同名名ノ者有之候ニ付明治四拾貳年五月拾八日神田區長ノ許可ヲ得テ改名致候間別紙許可書ノ謄本相添此段及御屆候也

明治四拾貳年五月貳拾日

屆出人

服部 芳雄

東京市神田區戶籍吏大原四十吉殿

明治六年七月八日生

戶籍法第六十八條參照

身分登記變更申請

東京市神田區錦町貳丁目八番地戶主平民

民次郎參男

時田龜之助

一原登記 明治四拾年貳月貳日ノ出生登記

一變更事項 參男龜之助ノ出生年月日明治四拾年壹月貳拾日生

トアルヲ明治四拾年壹月貳日生ト變更

右身分登記變更許可裁判明治四拾貳年五月貳日確定候間登記變更相成度別紙裁判謄本添付此段及申請候也

明治四拾貳年五月四日

申請人 戶主父吳服商

時田 民次郎

東京市神田區戶籍吏中村代太郎殿

明治貳年八月拾日生

戶籍法第六十八條參照

身分登記抹消申請

東京市芝區愛宕町壹丁目六番地戶主平民
仙太郎參女 佐々木はな

一原登記 明治四拾年壹月六日ノ出生登記
一抹消事項 參女はな出生身分登記全部抹消ス
右ハ錯誤ノ届出ナルニ依リ明治四拾貳年五月貳日身分登記抹消許
可ノ裁判確定候間登記抹消相成度別紙裁判ノ謄本添付此段及申請
候也

明治四拾貳年五月五日

申請人小間物商 佐々木 仙太郎

明治八年貳月六日生

東京市芝區戶籍吏風戸要次郎殿

戶籍法第九十八條參照

就籍届

無職業 東京市神田區錦町參丁目五番地戶主平民
就籍者 長田友次郎

安政元年貳月拾五日生

右父亡 長田 友右衛門 長男

右母亡 長田 友右衛門 長男

東京市小石川區指ヶ谷町八番地戶主平民

相川三太郎 妻無職業 安政貳年五月拾貳日生

右父亡 相川 友四郎 長女

右母亡 相川 友四郎 長女

長男無職業 明治拾年五月拾八日生

東京市神田區戶籍吏前田誠次郎殿

東京市深川區深川東大工町五番地戶主
士族皆川秀雄叔母 婦無職業 長男時

生明治拾壹年貳月拾日

右父 皆川 要一 長女

右母亡 皆川 要一 長女

孫無職業 明治拾壹年壹月貳日生

右父 長田 時次郎 長男

右母 長田 時次郎 長男

舊本籍地 東京市四谷區伊賀町四番地

有明治拾壹年貳月拾日迄前記ノ地ニ本籍ヲ有シタルモ其後轉籍ノ
際届出ノ誤漏ニ依リ無籍者ト相成候處明治四拾貳年五月拾五日生
籍許可ノ裁判確定候間別紙裁判ノ謄本添付此段及御届候也

明治四拾貳年六月壹日

届出人 福島信太郎

東京市神田區戶籍吏川井義雄殿

戶籍法第九十九條參照

除籍届

本籍地 東京市神田區豐町六丁目四番地戶主平民
無職業 吉田芳太郎

復籍地 東京市神田區旭町參拾番地戶主平民

無職業 吉田芳太郎

有ハ明治貳拾參年貳月參日日本籍地へ轉籍當時ノ誤謬ニ依リ是迄復
除籍相成度別紙裁判ノ謄本添付此段及御届候也

明治四拾貳年五月壹日

届出人 吉田芳太郎

東京市神田區戶籍吏前田誠次郎殿

戶籍法第九十五條參照

轉籍届

原籍地 山口縣山口郡岩國町大字岩國五番地
轉籍地 東京市麹町區麹町貳丁目五番地戶主
平民無職業

父無職業 福島信太郎

母無職業 安政元年五月拾日生

妻無職業 安政貳年貳月拾四日生

長女無職業 明治拾五年參月拾日生

右轉籍致候依テ別紙戶籍謄本相添へ此段及御届候也

明治四拾貳年五月拾日

届出人 福島信太郎

東京市麹町區戶籍吏小川與一殿

(注意) 同一宛名ノ届書貳通提出ノコト

戶籍法第九十六條參照

本籍地變更届

舊本籍地 東京市本郷區弓町貳拾八番地

新本籍地 東京市本郷區天神町拾貳番地

戶主平民煙草販賣商

長田文一郎

明治五年參月拾日生

右本籍地變更致シ候間此段及御届候也

明治四拾貳年五月拾五日

東京市本郷區戶籍吏本田芳三郎殿

市制町村制

第三編

市町村制

緒言

凡そ國家が國運を進め民利を増し以て完全の政治をなす方法に二つある。一は國家が各種の機關を設け直接に自ら監督指導して國家の諸多の事務を行はしめるもの。他の一は一定の國體に獨立の人格を認め、一定の範圍内の事務は勝手に適宜の行動をなさしめ以て團體の發達繁榮を計り、其發達繁榮を間接に國家の發達繁榮とするものである。前者は官治制と稱するもので、其設けた機關を官廳と云ひ、現今吾國では内閣以下各省其他に付き縣知事・郡長は皆官廳である。後者は自治制と稱するもので、其認められた團體を自治團體と云ひ、官廳則ち市町村は皆此種に屬する。府縣郡の長たる知事・郡長は一方に官廳となり、又一方には自治團體の長である。二資格を有するのであるが、官廳の事務を重しとするから、之を官廳と云ふのである。惟ふに國家は廣く國務は多いのであるから、萬事萬端總べて中央政府が自ら行動するは容易

の業でない、のみならず市と町村と稱する小さい處には、自ら特別の人情風俗もあれば、特種の利害の關係もあるから、國家の一定の規律に従はせるより、寧ろ此等は其小區域間で勝手に適當の活動を爲さしめた方が成績が擧がるのである。故に我國では官治制に加ふるに市町村の自治制を以てし、以て國家を治むるのである。市又は町村も國家の一分子たるのみならず、却つて其根本の要素を形成するものであるから、全く放任することは出来ぬのは勿論である。これ則ち市制若くは町村制なる一定の規矩を示し、各自に行動の標準を與へ、國家の監督の下に事務を處理せしむることとした所以である。而して従行はれた市町村制は明治二十一年四月に公布されたもので、二十餘年の歳月を閲みし、人智の發達、文物の進歩に伴はれぬ様になつたから、明治四十四年四月七日に現行市町村制が發布された。吾人は以下逐次之れが説明を試みよう。

市制

第一章 總則

本章に於ては市制全體に通じて必要である一般の規則を掲げたので、次章以下の規定は皆本章の規定が基礎となるのである。即ち第一項に於て市とは如何なるものであるか、其區域は如何、第二項に於ては市の住民とは何であるか並に其權利義務は如何、第二項に於ては市條例及び市規則とは何であるかを定めたのである。

第一款 市及び其區域

第一條 本條は市とは何れだけの土地の範圍を云ふのであるかを定めたのである即ち從來定まつている區域に由ることとされ、別に市制に依つては變更されぬこととしたのである。

從來とは以前から今日に至るまでを云ひ、區域とは限られた範圍を云ひ、依るとは従ふことである。

抑も市は町村と同様、國の區域の最小部分で、又尤も下級の行政區劃であつて、人口は大概二萬五千以上の地を指す。而して町村と異なり郡の管轄は受けず、直接府又は縣に屬するのであるが、従つてかゝる區域は山とか河とか自然の形勢又は商

第一條 市ハ從來ノ區域ニ依ル

第二條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市ニ理屬スル事務ヲ處ス

業等特別の模様からして天然に定まり、人為的に作られるものでないから、本條に於ても矢張り從來の通りに其區域を存して置くこととされたのである。但し必要があれば法律で改めることの出来るのは言ふまでもない。

第二條 本條は市の法律上の性質並に權限を定めたるもので、第一市の性質は法人とされてある。市なるものは元來一定の土地に人が住んで居るものを一團として指すので、かゝる團體自身は固より生活の能力を有するのではないが、法律の上では之を一纏めにして人と見なされるのである。法人とは此の法律で認められた人と云ふ意味で、自然人なる詞と相對して用ひられる。既に市は法律上の人と見做されてある以上は、自然の人間と同様財産も有すれば、權利の主體ともなり、又其諸種の義務をも負ふことの出来るのは當然である。

尚ほ市は國家が國民に於けると同じく、其住民に對しては權力を振ひ、租税を取り立て、命令を下し、諸種の事件を處分する所謂公法上の人格をも有するので、此の點は通常の個人とは異なる。

市の權限は市公然の事務並に以前より法律命令、又は慣例に依り市の事務とされ

たもの及び今後法律又は勅令に依り市の爲すべき事務に屬するものを處理する。換言すれば法令又は慣例を以て認められた以外には何等權限がないのである。而かも此等は前述の通り國家に影響するから何れも官の監督を受けねばならぬ。而して本條に官と云ふのは、内務大臣・府縣知事を指すので、其他は市の監督者ではない。

市の公然の事務とは、市の住民又は境土一般に關する共同事務を云ひ、末尾の市に屬する事務とは、國家が市の住民の利益を圖る爲に、或は以前よりの習慣に由り必ず市が爲すべき者と定つて居る事務並に今後必要に應じ勅令又は法律を以て市で爲すべき者とされる事務を總べて含む。而して處理とは取扱ひ捌きを付るとである。

第三條 本條第一項は從來存立して居る市を廢し又は新たに一市を置き又は一市を分ち、或は市を併合する場合の手續を定め、第二項は右の際に市の有して居つた財産の處分方法を定めたのである。

抑も市は第一條の説明にも述べた通り山河等の天然の形勢からして自然に其區域が定められて居るものであるから、從來の儘とし容易に変更すべきものでない、けれども鐵道が開けるとか、運河が出来るとか其他地勢の變化又は商業等經濟状態の

第三條 市ノ廢置分合ヲ爲サムトスルトキハ關係アル市町村會及府縣參事會ノ意見ヲ徵シテ内務大臣之ヲ定ム
前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ

徴シ府縣參事會ノ
議決ヲ經内務大臣
ノ許可ヲ得テ府縣
知事之ヲ定ム

第四條 市ノ境界
變更ヲ爲サントス
ルトキハ府縣知事
ハ關係アル市町村
會ノ意見ヲ徴シ府
縣參事會ノ議決ヲ
經内務大臣ノ許可

變化の生じた場合には勿論、市に依りては貧乏で完全に事務を行ひ、市の本分を盡すことの出来ぬ等のものもあるが、此場合に之を其儘にして置くは市の爲にも不利であり、國益にもならぬから、要するに種々の事情から市の廢置分合の必要を生ずるのである。併しこれは事至つて重大で、國の行政區劃にも變更を及ぼすから、先づ關係ある市町村會及び府縣參事會の意見を聽いた上、最高監督者たる内務大臣が其廢置又は分合を定めることとされた。これは至當の規定である。

右の場合に若し市に所謂財産があれば其處分法の宜しきを得ると否とは一般行政に大影響を及ぼすから先づ關係市町村會の意見を聽き、其上に府縣參事會が適當の方法を議決し、然る後に知事が内務大臣の許可を得て處分すべきものとされて、頗る尊重の取扱ひを規定されてある。

第四條 本條は市の從來の境界を變更する場合の規定で、第一項に於ては其手續を定めてある、即ち此場合は前條より幾分事柄が輕いから、府縣知事に其權限を與へてあるが、併し兎にも角にも國家の行政の一區劃の増減をするのであるから其宜しきを得ると否とは影響する處が大であるから、先づ關係市町村會に其利害得失に

ナ得テ之ヲ定ム所
屬未定地ヲ市ノ區
域ニ編入セムトス
ルトキ亦同シ
前項ノ場合ニ於テ
財産アルトキ其ノ
處分ニ關シテハ前
項ノ例ニ依ル

第五條 市ノ境界
ニ關スル爭論ハ府
縣會之ヲ裁事參定
ス其ノ裁定ニ不服
アル市町村ハ行政

對する意見を述べしめ、府縣參事會にも之を許り、其議決を経た上で更に内務大臣の許可を得なければならぬこととされてある。蓋し是れ一方には關係市町村の意見に従ひ、成るべく自治團體の便宜發達を謀り、一方には國家の監督を加へ、一國公益にも反することのない様にするを期したのである。所屬未定限即ち市にも町村にも何れにも未だ屬して居らぬ土地を市の區域に編入するときにも、前同様の手續を要することは第一項後段に規定されてある。一つの土地を新たに市に編入するのは市の區域の増加で、即ち境界の變更に外ならぬからである。

第二項は其變更される土地又は編入される土地に屬して居る財産を處分する規定であるが、是れも前同様の規定からして一方には關係市町村會の意見を聞き併せて府縣參事會の議決を経て、他方には内務大臣の許可を得た上で、府縣知事が最良の方法を採ることとされたのである。

第五條 本條は市の境界の明白でない場合の處置を定めたので、第一項は即ち其境界に關し關係市町村の間に爭論があるときは府縣參事會が之を裁判して決定し、若し其裁判に對し不服ある市町村があれば更に行政裁判所に訴へ出づることが出來

裁判所ニ出訴スルコトヲ得
市ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ争論ナキトキハ府縣知事ハ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係市町村ニ交付スヘシ
第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

るとされたのである。蓋し市の境界に關する争論は一個人間の所有地の境の争ひ其他の私法上のものとは異なり、公の性質を有し、所謂公法上のものであるから、其裁判も通常の裁判所では取扱ふことが出来ぬから、初めは府縣參事會で之れを爲し、終りに行政裁判所で之れをすることとされたのである。

第二項は市の境界が判明して居らぬが、別に先の場合の如く争論のあるのでない場合の規定である。即ち此時は府縣の知事からして府縣參事會に其決定を求め、而して其得た決定に不服がある市町村は行政裁判所に訴へ出ることを許したのである。

第三項は第一項、第二項の府縣參事會の爲す裁判（第一項は争ひがあるから裁判し決定すると云ふ所より裁定と云ふが、第二項には争ひがなく只だ境界を定めればよいのであるから決定と云ふのである）、口頭でなく書面を作り、之れに其裁判又は決定の理由を明かに書いて關係市町村へ渡さねばならぬことを定めてある。斯く明確にして置かねば後に至つて争ひが生ずる虞れがあるからである。

第四項は第一項の裁定及び第二項の決定に對し、府縣知事に於て意見を異にすれば、行政裁判所に訴へ出づることが出来ることを定めたのである。かくしてこそ初めて能く公益を伸張することが出来る。

第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス其ノ財産及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理スル區ノ廢置分合又ハ境界變更其ノ他區ノ境界ニ關シテハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ關係アル市會ノ意見ヲモ徵スヘシ

第六條 本條は勅令に依り指定される、市内の區の性質・權能及び區の廢置・分合又は境界の變更等の手續を示されたのである。

抑も東京、京都及び大阪の外、人口二十萬以上の市に於ては、特に勅令に依り區を置くことを許されてあるが、かゝる區は本條第一項に於て法人とされ、獨立の人格を認められて、其財産及び學校其他の營造物を所有し、之に關する事務其他法令に依りて爲すべきものとされた、特別の事務を處理する權能を與へられてある。蓋し大なる市の内にある區は通常の市と同様の位置にあるものであるから、此規定を設けたのである。

第二項に於ては、區を廢置・分合するとか、境界を變更するとか、其他區の境界に關することは、第四條及び第五條の規定同様に取扱ふのであるが、第七條に従ふ場合には尙ほ關係市會の意見を聴かねばならぬ。

茲に注意すべきは、第二項には前二條の規定を準用することである。而して準用と云ふ詞は適用と云ふ詞に對するもので、適用とは「其儘に當て嵌める」こと

第七條 市ハ其ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

市役所ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ市ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

前條ノ市カ其ノ區ノ名稱ヲ變更シ又ハ區役所ノ位置ヲ定メ若ハ之ヲ變更セムトスルトキハ

であるが、準用とは準じ用ひることである。例へば第四條の準用の例で云へば、市とあるのは總て區になぞらへらるゝのであるから、區の境を變ずることに於て府縣知事は關係ある區會並に町村會の意見を聞き、參事會の議決を経、更に内務大臣の許可を受けた上で之を定めねばならぬこととなる。故に第二項の末段に於て更に市會の意見をも聴くべきものと附加されることを要することになるのである。

營造物とは、市一般の者が使用すべき學校・病院・水道等の類を云ふ。

第七條 本條第一項は市が其名稱を變更する場合の規定がある。名稱は人の名前と同様總ての關係に於て重要なるものであるから、容易に改めることは出来ぬとし、必ず内務大臣に願ひ出で、其許可を受けねばならぬこととされたのである。

第二項は市役所の位置に關するもので、これは單に市の一部分に關することであるから、府縣知事の許可を受けねばよいこととされた。

第三項は第六條に定められてある市が、其内の區の名稱を變じ、又は區役所の位置を定め、又は之を變更せんとする場合の規定したので、これも事柄が區にのみ關するのであるから、知事の許可だけで如何様にもすることが出来ることとされた。

前條ノ例ニ依ル

第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第二款 市の住民及び其權利義務

本款に於ては如何なる者を市の住民と云ふか、市の住民となれば如何なる權利を有し、義務を負ふかを規定したのである。

第八條 本條は第一項に於て市内に住居を有する者を住民とすることを規定し、第二項に於ては市の住民は本法即ち市制の定める處に従ひ市の財産及び營造物を共有する權利を有し、市の負擔を分任する義務を負ふことを規定されてある。

住所とは民法第二十一條に於て説明した通り、各人が平生生活の主要の場所として居る所、例へば商人で云へば本店のある處、官吏で云へば實際住んで居る家のある處を云ふので、寄留地でも差支へないから、必ずしも本籍のある場所とは一致せぬのである。是れを住所主義と云ふ。蓋し現實に其市内に住所があれば市の事は總て直接に自己の利害に影響するから、之を市住民として一定の權利を與へ、義務を負はしむるのは適當の處置である。古に於ては本籍地主義、則ち市内に本籍の在る者を市の住民としたこともあつたが、本籍は實際の住民と一致せず、單に名ばかりのことが多いから、近時の法律では實益を慮り住民を標準とし、本籍の如何は問

第九條 帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年滿二十五年以上ノ男子ニシテ以テ市ノ住民ト爲リ其ノ市ノ負擔ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムトキハ其ノ市公民トス但シ貧困ノ爲メ公費ノ救助ヲ受ケ

はぬこととした。

右の如く市内に住所を有し市の住民となれば市制に於て認めてある通りに市有の財産及び營造物を共同に使用する權利を生ずる。例へば財産に就いて云へば市有の土地を使用するとか、市有の金穀を借り受けるとか、營造物に就て云へば、學校に子女を入學させるとか、病院に家族を入院させる等である。而して市に於て此等の財産營造物を監理し、其他の事業を爲すには費用を要するのは當然であるから、負擔は住民が分任すべき義務のあるのは免れぬ。

第九條 本條は市住民の中で、一定の資格ある者を以て市の公民とすることを定めたのである。則ち、

一、帝國臣民で獨立の生計を營ひ滿二十五歳以上の男子たること。
 外國人は假令住民となつても公民とはなることは出来ぬ。公民となれば行政上に種々の特權を與へらるゝこととなるから、外國人にはこれを許さぬのは各國の例である。又日本人民であつても人の救助を受け、厄介になつて居る者、又は女子は政治に參與すべきものでないから公民とはなり得ぬ。

タル後二年ヲ経テ禁治産者、禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得
 家督相続ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲メシタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス
 市公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セララルコトナシ
 市稅ヲ賦課セサル市ニ於テハ市公民ノ要件中市ノ負擔分任ニ關スル規定

二、二年以上市の住民となり、市の費用の負擔を分任したる者。住居の年月の短いものには市のことに就て利害の關係も淺く且つ市の事情も分らぬから公民權を與へる必要がない。

三、地租を納め又は直接國稅二圓以上を納める者。

地租とは土地に對する租稅、直接國稅とは所得稅營業稅の如き本人が直接に負擔するものを云ふ。而して幾分の地租を納め得ぬ者、又は年額二圓の直接稅を納め得ぬ如き者は、一般に地位も資格も學識もないから、公民として市のことに關係させる必要はない。

以上三個の要件が備はれば市の公民となること出来るが、茲に右の資格があつても左の事情があれば尙ほ公民となれぬ。

一、貧困の爲め市の公費の救助を受け其後、未だ二年を経過せぬ者。
 貧窮の極獨立の生活を營むことが出来ぬので、遂に市の救ひを受けた如き者は、公民資格に缺けるのであるから、公民權を失ふのは當然である。けれども其後二年を完全に經れば、再び公民權を與へられる。

ナ適用セス

二、禁治産者・準禁治産者 此は何れも民法第七條第十一條に於て説明した通り或は精神に異常があり。或は判断の力に缺けて居る所があつて自分の一身ををさへ治めることの出来ぬ者であるから、市の事務に關與することの出来ぬのは當然である。其他六年の懲役、又は禁錮以上の刑に處せられた者の如きは其人物が悪るい點に於て到底市のことに關係させることが出来ぬのであるから、此等は何れも公民権を失はせるのである。

前述の如く第一項に於ては市の救助を受けた後、二年を経ねば公民権を與へられぬことを定めたのであるが、人の資産の狀態は、其者の失錯以外の變化を蒙るものであるから、急に赤貧に陥つたと云ふて必ずしも咎むべき場合のみではないから、第二項に於ては事情により、二年の制限を特に免除することの出来ることを規定してある。

第三項に於ては家督相続のあつた場合を規定したので、即ち先代の者が死亡し、又は隠居して相続人が其跡目を相続すれば一般の關係に於ては先代其債を受け継ぐので、見方に依つては同一人格とも見られるから、財産に關する租税に就ても被相続人、即ち先代の爲した納税は又相続人の納めたものと見做されることにされてある。

第四項は前に述べた公民たる要件中、年限に關するもの、規定で、即ち市町村が廢置又は分合され、又は境界變更された爲め、前に一市の住民となつて居た者が更に他の市の住民となつても、前後の年間は通じて算へらるべきもので、其廢置等の時から途切れて新に算へ直すべきではないとされたのである。

中斷とは經過して來た年限が途中で切れることで、例へば已に一年を経過したのに、合併等のあつた爲に其一年が打斷られて無効となるの類を云ふが本條にはかかる中斷はない。

第四項に於ては財政が裕かたで別に市税を賦課する必要のない市に關する場合の規定で、かかる場合には市の負擔を分任することのある筈がないから、此點に關する規定は之を用ひぬのである。即ち他の要件が備はれば公民となることが出来る。

第十條 本條は市公民の權利と義務とを規定したもので、第一項は即ち市公民は市が行ふ選舉に參與し(關係して仲間となること)市の名譽職に選舉される權利を

第十條 市公民ハ
市ノ選舉ニ參與シ
市ノ名譽職ニ選舉

セラレル權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ市ハ一年以上四年以下其ノ市公民權ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以內其ノ者ノ負擔スヘキ市稅ノ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ増課スルコトヲ得

一、疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者
 二、業務ノ爲常ニ市内ニ居ルコトヲ得サル者
 三、年齢六十年以上ノ者
 四、官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコト

有し、又反面には選舉された以上は其名譽職を擔任せねばならぬ義務があることを定めたのである。

名譽職とは無給で市の爲に事務を行はねばならぬ者を云ふ。

抑も自治體は法律に従ひ名譽職を以て市の共同事務を處理する者であるから、故なく此の義務を行ふことを拒む者、即ち(一)選舉の結果、或名譽職に當選したのに當選を辭退するとか(二)一旦選任だけは之れを承諾するも其後其職を辭するとか、(三)選任就職は皆承諾するも怠つて其職務を實際に行はぬとか三ツの中一つをした者は即ち自治體經營の故障をする者であるから、市は制裁として一年以上四年以下の間に於て適當の期間、其者の公民權を停止し、場合に依つては停止期間以内の範圍に於て其者の負擔すべき市稅十分の一以上四分の一以下の増徴を行ふことが出来ることを第二項に於て定めてある。けれども如何なる場合にも之を辭することが出来ぬとするのは酷に失するから、本項に於ては實際名譽職を勤めることの出来ぬ者と認むべき箇條の六種を列擧し、之れに該る者には辭職を許すこととされてある。

一、病氣に罹り公務を執ることの出来ぬ者。

ト得ザル者
 五、四年以上名譽職市吏員、名譽職參事會員、市會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者
 六、其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認めル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

二、自己の業務の爲め常に市内に居ることの出来ぬ者、例へば出稼人とは海外貿易商人等

三、年齢六十以上の者、此年齢は精神身體共に衰へ一家に於ても隱居を許されるのであるから、公務も辭じ得ることとしたのである。

四、官吏・公吏である爲め忙はしく爲に市の公務に従ふことの出来ぬ者。

五、四年以上も名譽職・市吏員・名譽參事會員・市會議員、又は區會議員の職を勤め其後尙ほ其奉職の年限と同一の期間を過ぎぬ者。已に充分市の爲に盡したのであるから之れ以上に強ゆるのは殘酷に失するからである。

六、以上の外市會の議員に依り辭職の中出は正當の理由があるを認められた者。

第三項は第二項の公權停止、又は市稅増加の處分を受けた者に尙ほ救濟の途を與へて居る。即ち右處分を不服と思へば、先づ府縣參事會に訴願し處分か正しいか否かを裁決して貰ひ、其裁決に向ほ不服であれば、更に行政裁判所に訴へ出ることを許されてある。

第四項は第二の處分は本人から訴願等を爲し争つて居つて未だ確定せぬ間は執行

することは出来ぬ旨を規定したのである、一旦處分しても參事會、又は行政裁判所
で如何様に變更するかも知れぬからである。

第五項は前第三項の參事會の爲した裁決に對し意見があれば、府縣知事又は市長
から行政裁判所に訴へ出ることを許されてある。蓋し處分の當否は公益上看過すべ
からぬ事であるからである。

第十一條 市公民
第九條第一項ニ掲
ケタル要件ノ一ヲ
闕キ又ハ同項但書
ニ當ルニ至リタル
トキハ其ノ公民權
ヲ失フ
市公民租稅滯納處
分中ハ其ノ公民權
ヲ停止ス家資分散
若ハ破産ノ宣告ヲ
受ケ其ノ確定シタ
ルトキヨリ復權ノ
決定確定スルニ至
ル迄又ハ禁錮以上
ノ刑ノ宣告ヲ受ケ
タルトキヨリ其ノ

第十一條 本條は一旦得た公民權を失ふ場合の規定である。抑も市の公民となる
には第九條第一項の要件がなくてはならぬから、其一を缺く様になつた場合、又は
其但書、即ち救助を受けた後二年を過ぎぬとか、若しくは禁治産者、又は準禁治産者、
或は六年以上の處刑を受けたとかの場合が生ずれば先に公民權を有して居つても之
を失はしむべきは當然であるから、第一項は之を定めて居る。

第二項は失權までには至らず單に一時の停止の場合を規定してある。

一、租税を納むることは市公民の一事件である。故に之を納めずして滯納者とし
て處分された者には之を停止すべきは當然である。

二、家資分散若しくは破産の宣告を受けて其宣告の確定したときより復權の決定の

執行ヲ終リ若ハ其
ノ執行ヲ受クルコ
トナキニ至ル迄亦
同シ

陸海軍ノ現役ニ服
スル者ハ市ノ公務
ニ參與スルコトヲ
得ス其ノ他ノ兵役
ニ在ル者ニシテ戰
時又ハ事變ニ際シ
召集セラレタルト
キ亦同シ

確定するまでの間

家資分散とは非商人が財産を總て競賣されても尙ほ借財を拂ひ盡すことの出来
ぬ場合に裁判所から受くる宣告(所謂身代限の處分)、破産とは商人が支拂をす
ることの出来なくなつた爲め、裁判所の下す宣告 破産者とする旨の)であつて、
此等は何れも一定の能力を奪はれるのであるが、借財を返済すれば舊來通りの
完全の能力者になれる。故に市公民の權利に關しても能力を奪はれて居る間は
之を停止されるのは止むを得ぬのである。

三、禁錮以上の宣告を受けた時から、入獄して其執行を終り、若しくは執行猶豫を
受け、或は上訴して無罪となり、最早や執行を受けることのない様になるまでは
停止されるのである。

刑は宣告に依つて直に確定する者でない、訟訴・上告の途も開かれて其間は未
確定の状態にあるのであるが、公民權は宣告から直に停止されるは、少きもか
ゝる嫌疑者には貴重なる權を行はしめることが出来ぬからである。

第三項は陸海軍の現役に服して居る者は市の公務に參與することを得べしめぬ旨

を決定し、末段に於ては現役兵でなくとも、戦時又は一揆、又は暴徒等の事變の爲に招集された者も同様であることを規定されてゐるのは、此等の者は本務の爲に餘暇がないと認められたのである。

〔公權を失ふ〕 公權を失ふとは市の公務に參與することを得ぬのは勿論、官吏、學校教員等の職にあることも出来なくなることである。

第三款 市條例及び市規則

市は前に述べた通り國家の法律命令を遵奉して自己の區域内の事務を自から行ふのである。けれども(一)各市は夫々人情風俗、地勢等の特長を有して居る、國の法令で一概に共通の規則を設けることの出来ぬ場合があつて、市に對し適宜の規則を設けることを許さねばならぬ必要があるとがある。又(二)國の法令では全く規定を設けず市の固有の事務として、市に一任することを必要とする場合もある。此二つの場合には市は自から任意の規則を制定することが出来る。之を市の自主權と云ひ、此規則を市條例、又は市規則と云ふ。而して市條例とは主として市の組織又は市と住民との關係、即ち住民の權利義務を規定したものを云ひ、尙市の設置した營造物、例

へば水道・病院・學校・公園等の組織及び使用の方法を規定することもあるが、市規則は全く市の營造物の組織・使用方法等を規定するものである。

第十二條 本條は市が市條例及び市規則を設けることの出来ることを規定したのである。第一項は市條例に規定すべき事項を市住民の權利義務及び市の事務を定め、第二項は市規則に規定すべき事項を市の營造物に關し、市條例で定めて居らぬ以外の點に關する事柄とされてゐる。換言すれば市の營造物に就ては市條例で其規則を設けられることもあるが、其設けられた以外の部分は、總て市規則で定めらるべきものとされたのである。

市住民の權利とは市の諸般の事務を處理し、市會議員を選挙し、名譽職となり、市の營造物を使用し、市の財産を共用する等のことを云ひ、市住民の義務とは市の費用を負担することを云ふ。

第三項は市條例及び市規則を人民に知らせる方法を定めたので、即ち一定の公告式、例へば新聞に掲げるとか、揭示場に貼附するとかの其地方地方で定まつた方法に従ひ、廣く告示せねばならぬこととし、之をせねば效力を生ぜぬものとされたので

第十二條 市ハ市
住民ノ權利義務又
ハ市ノ事務ニ關シ
市條例ヲ設ケルコ
トヲ得
市ハ市ノ營造物ニ
關シ市條例ヲ以テ
規定スルモノノ外
市規則ヲ設ケルコ
トヲ得
市條例及市規則ハ
一定ノ公告式ニ依
リ之ヲ告示スヘシ

第二章 市 會

第一節 組織及び選舉

市は土地と人民とから成立する一の團體であつて、法律は之を人格者とするけれども、固より自然人の如き意思もなければ手足もない。故に自治體の意思を作る機關と之を實行する機關とを作らねば、市の事務は處理出来ぬのである。即ち本法は市會市參事會なるものを設け、市の意思を議決創成せしめ、市長を置いて其實行を爲す機關とした。

第十三條 本條は市の意見機關たる市會を作る議員は選舉の方法に依つて定められ、而して之を選舉する者並に選舉される者は一定の資格を有する者に限り、一般の住民に許さぬこととした。被選舉者に一定の資格を定めたのは説明の要がなく。又選舉人に資格を定めたのは、無資・無産の徒は市のこれに就て利害の關係薄く、且多くは無學の徒であるから、市の事務に參與させるのは有害無益と認められたからである。

第十三條 市會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス議員ノ定數左ノ如シ
一、人口五萬未満ノ市、人口五萬以上ノ市、人口十萬以上ノ市、人口十五萬以上ノ市、人口二十萬以上ノ市、人口三十萬以上ノ市、人口四十萬以上ノ市、人口五十萬以上ノ市、人口六十萬以上ノ市、人口七十萬以上ノ市、人口八十萬以上ノ市、人口九十萬以上ノ市、人口百萬以上ノ市

三、人口十五萬以上ノ市、人口二十萬以上ノ市、人口三十萬以上ノ市、人口四十萬以上ノ市、人口五十萬以上ノ市、人口六十萬以上ノ市、人口七十萬以上ノ市、人口八十萬以上ノ市、人口九十萬以上ノ市、人口百萬以上ノ市
四、人口二十萬以上ノ市、人口三十萬以上ノ市、人口四十萬以上ノ市、人口五十萬以上ノ市、人口六十萬以上ノ市、人口七十萬以上ノ市、人口八十萬以上ノ市、人口九十萬以上ノ市、人口百萬以上ノ市
五、人口三十萬以上ノ市、人口四十萬以上ノ市、人口五十萬以上ノ市、人口六十萬以上ノ市、人口七十萬以上ノ市、人口八十萬以上ノ市、人口九十萬以上ノ市、人口百萬以上ノ市

市會を組織すべき議員の定數は人口を標準とし、第一號以下第五號に分ちて規定されて居る。尙ほ人口三十萬を超へる市では十萬を増す毎に三人、人口五十萬を超へる市では人口二十萬を加へる毎に三人を増すものとされてある。

定數は略ぼ右の如く定まつて居るのであるが、土地の狀況其他の事情に依り市條例を以て必要の限度に増減し得ることは第三項に規定されてある。

右の如くして定まつた議員の定數は、一定の年限が来て、總選舉を行ふ場合でなければ、増減することは出来ぬ。但し何等かの事情にあり著しく人口に増減を生じた場合には、内務大臣に願ひ出で、其許可があれば適當の増減をすることが出来ることは第四項に規定されてある。

第十四條 本條は何人が選舉權を有するかを規定したもので、第一項は市公民は總て之を有するを原則とし、只前に述べた第十條・第十一條に定めてある如き、公務停止中の者並に第十一條第三項の現役の陸海軍人及び戰時又は事變に際して招集された軍人、即ち市の公務に參與することの出来ぬ軍人だけは選舉權を有せぬとの消極的の例外を設けられてある。

當ル者ハ此ノ限ニ在ラス
帝國臣民ニシテ直接市税ヲ納ムル者其ノ額市公民ノ最多ク納税スル者三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ第九條第一項ノ要件ニ當ラスト雖選舉權ヲ有ス但シ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及第十一條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス
法人ニ關シテモ亦前項ノ例ニ依ル直接市税ヲ賦課セサル市ニ於テハ其ノ市内ニ於テ納ムル直接國稅額ニ依リ前二項ノ規定ヲ適用ス
前二項ノ直接市税

第二項は積極的の例外を定められたのである。即ち第九條第一項の要件を缺いて居る市公民でない者で、而かも選舉權を有する場合を規定したので、其場合は左の通りである。

- 一、帝國臣民であつて且つ其納める直接市税が、市公民の尤も多く納める者三人中の一人よりも多い者。
- 斯くの如き者とは假令市公民たるの資格はなくとも多額の負擔を分任するの結果、市の行政事務に就いては直接且重大なる利害關係を有する者であるから、或は婦人であつても、或は未成年者であつても、選舉權丈けは之を與へ、自分の適當と思ふ者を選出するを得せしめる。(被選舉權は與へられぬ)但し之にも消極的の例外がある、即ち六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者、及第十條第二項・第三項に當る者は如何に多額の税を納めても選舉權を與へられぬ。
- 二、法人、即ち銀行、會社等を法律が認めて人としたものも前項の如く多額の納税をすれば、亦選舉權を與へられる、蓋し法人も法の認めた目的の範圍内に於ては自然人同様に權利を有し義務を負ふものであるから、自然人同様市の行政に就ては利害の關係を有するのであるから之に選舉權を與へて、自己の欲する者を選び、市の事務に參與せしめる機會を作り、以て其利益を保護してあるのは至當の處置である。固より法人は選舉人の際に代表者たる自然人が出て之を爲すのである。

及直接國稅ノ納額ハ選舉人名簿調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ

第四項は富裕で直接市税を賦課せぬ市に關するもので、此場合には直接國稅納入額を標準とし、其多き者に對し、前二項の通り取扱ふて選舉權を與ふることとされである。

第五項は前三項の直接市税、直接國稅と云ふは何時の額を標準とすべきかを定めたのである。即ち納税者は年々同額の納税をする者でないから、選舉資格のある者を集めた人名簿を作る期日の屬して居る會計年度の前年度の賦課額に依ることとされたのである。例へば明治四十四年三月三十日に選舉人名簿を調製するものとせば、其前年度即ち明治四十三年度の會計年度は同年四月より同四十四年三月迄であるから明治四十二年度の賦課額に依るべきである。故に選舉期日に納税するも、四十二年度に納税がなければ資格がない。

第十五條 選舉人ハ分チ三級トスル

選舉人中直接市税ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人全員ノ納ムル總額ノ三分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ一級トシ但シ一級選舉人ノ數議員定數ノ三分ノ一ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員定數ノ三分ノ一ト同數ヲ以テ一級トスル一級選舉人ヲ除クノ外直接市税ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人全員ノ納ムル直接市税ノ總額中一級選舉人ノ納ムル額ヲ除キ其

〔直接市税〕 直接市税とは家屋税・所得税・營業税等の附加税又は特別税を云ふ。

〔消極的例外〕 消極的例外とは市公民にして選舉權なき者を云ふ。

〔積極的例外〕 積極的例外とは市公民にあらずして選舉權を有する者を云ふ。

第十五條 本條は選舉人の等級と之を區別すべき方法を規定し、尙ほ被選舉人と各等級との關係を定めたのである。

第一項は選舉人を三級とする者を定めた。即ち三級制を採用して居る。蓋し市は人口も多く、貧富の懸隔も大であるから、細別して公平の結果を得る様にしたのである。

第二項は前項の等級は市税負擔の多少に依つて定むべきことを示したのである。即ち選舉人中直接市税の納額の多い者を上から取つて、選舉人全員の納める總額の三分の一に達する迄を一級とする。但し一級選舉人の數が其市で選舉すべき議員總數の三分の一より少ないときは、納税額の多い者を上から取つて議員定數の三分の一の數に達する迄を一級とする。例へば選舉人全員の納むる税は總計で三千圓であるとするれば、其三分の一、即ち千圓に滿つる迄を多額の納税者から順次に取つて一級

納額ノ半ニ當ルヘキ者ヲ二級トシ其ノ選舉人ヲ三級トス但シ二級選舉人ノ場合ニハ前項但書ノ規定ヲ準用スル

各級ノ間納税額兩級ニ跨ル者アルトキハ七級ニ入ルヘシ兩級ノ間ニ同額ノ納税者二人以上アルトキハ其ノ市内ニ住所ヲ有スル年數ノ多キ者ヲ以テ上級ニ入ル住所ヲ有スル年數同シキトキハ年長者ヲ以テシ年長者ニ依リ雜キトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

選舉人とするのである。故に一級選舉人の數は一定せず、或は多いこともあれば、又少いこともある。而して其市から選ぶ數の議員數の三分の一より少ないときは選舉人の數を増して同數とする。

第三項と二級及び三級選舉人を定める方法を規定したのである。即ち前項の如くして定められた一級選舉人を除き、其餘の中で直接市税の納額の多い者を合せて選舉人全體の納める直接市税總額中一級選舉人の納める額（即ち通常は三分の一、前項但書の時は多少多くなる）を除き、其殘額を二分したものに當るだけの數を二級選舉人とし、其他の選舉人を總て三級とするのである。但し二級選舉人には前項但書を準用し、其數が議員定數の三分の一より少ない時には之と同數まで二級選舉人を増加する。

第四項は各級の間、即ち一級と二級又は二級と三級との間に於て、納税の額が兩方に跨る者がある様の場合、例へば前條で云へば、千圓が各級の納税額となり、而して假りに十人で九百八十圓に達し、第十一一人目の者は四十圓を納めるとすれば、此十一一人目の者で千二十圓となるから、此者は二十圓だけは上級に納め他の二十圓

配當方法ハ第十六條ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ被選舉人ハ各級ニ通シテ選舉セラレルコトヲ得直接市税ヲ賦課セサル市ニ於テハ第二項乃至第四項ノ納税額ハ選舉人ノ市内ニ於テ納ムル直接國税額ニ依ルヘシ第二項乃至第四項及前項ノ直接市税及直接國税ノ總額ニ關シテハ前條第五項ノ規定ヲ適用ス

は下級に納める結果となるが、此場合には其者を上級に組み入れることとする、若し兩級の間と同額の納税者、先例で云へば、第十一目目の四十圓の納税者に當る如き者が二人以上あれば、市内に住んで居る年数の多い者を上級に入れるが、若し同年數であれば、年長者を上級とし、年齢も同じであれば、市長が籤を抽いて上下の定めをつける。

第五項は各級の選舉する議員の數を定めたのである。即ち一級乃至三級共に等しく、議員定數の三分一宛を選舉することとされてある。但し市が廣く全體を一所で選舉することが出來ず、幾個かの選舉區に分けた場合に、丁度議員の數を三等分することの出來ぬ様な都合になれば、第十六條の市條例で何等は何人を選べと定めるのである。

抑も以上の選舉法に従へば、一級は二級より、又二級は三級より選舉人の數が少ないから、此等が同數の議員を選舉することになれば、人數の少ない一級若しくは二級は其多い二級若しくは三級の者より多い選舉權を行ふこととなる。即ち多額の納税者即ち富者、言ひ換ふれば市の行政に多くの利害關係を有する者は、選舉に就き大

なる權利があり、従つて自己の信任する者を當選させる希望が多いのであるから、資産家が細民に壓せられる弊がなく、能く公平に市の發達を計ることを得るのである。

第六項は被選舉人は各級に通じて選舉されることが出來る旨を定められ。決して同級内の者に限られぬのである。例へば一級の選舉人が三級にある者を選んでも差支がないのだ。要するに人物と資産とは必ずしも相伴ふものでないから、かくして自己の欲する者を自由に選舉することを得せしめたのである。

第七項は富裕で直接市税を賦課徴收せぬ市に關するので、此場合には前第二項以下第四項迄の納税額は選舉人が其市内で納める直接國税例へば所得税、營業税等の額に依つて定められることを規定されてある。

第八項は何時の納税額を標準とするかを定めたのである。即ち第十四條第五項の通り選舉人名簿調製期日の屬する會計年度の前年度の賦課額に依ることとされたのだ。

第十六條 市ハ市

第十六條 本條は選舉區を分ちて選舉分會を設ける場合の規定で、選舉の便宜の

條例ヲ以テ選舉區ヲ設ケルコトヲ得ニ級又ハ三級選舉ノ爲ノミニ付亦同シ
 選舉區ノ數及其ノ區域並各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ前項ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ
 第六條ノ市ニ於テハ區ヲ以テ選舉區トス其ノ各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
 選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム市内ニ住所ナキ者ハ直接市稅若ハ直接國稅ノ賦課ヲ受ケタル物件又ハ營業所ノ所在ニ依リ物件又ハ營業所ニシテ選舉區ニ在ル場合ニハ之

爲に市條例を以て選舉區なるものを設けることを許したのである。蓋し第八區域の廣大なるものもあれば、人口の多い所もあるから、全體を一選舉區として選舉を行ふのは不便甚だしい場合がある。故に適當なる區に分つのは賢者の爲す方法である。而して選舉人の各等級に通じて選舉區を設けるのが通例であるが、便宜上單に二級又は三級選舉の爲にのみ設けることも差支はない。蓋し二級以下は人數も多く、市内各所に散在もして居るから茲に此事を掲げたのである。(市條例は第十二條參照)
 第二項は選舉區の數、區域並に各區より選出すべき議員の數は第一項の市條例中に之を規定すべきことを定めてある。要するに便宜を主として適當の處置を許したのである。

第三項は第六條の勅令を以て指定された市に於ては、區を以て選舉區とし、各選舉區より選出する議員數は市條例で適當に定むべきこととしてある。之れ斯かる市は廣大であるから、斯くは定められたのである。

第四項は選舉人は自己の住所に依りて自己の屬すべき選舉區が定まることを規定し、(一)若し其市内に住所がないならば、直接市稅若しくは直接國稅の賦課を受ける

ニ對スル課稅ノ最多キ所ニ依リ其ノ之ニ依リ難キ場合ニハ本人ノ申出ニ依リ其ノ申出ナキトキハ市長其ノ選舉區ヲ定ムヘシ
 選舉區ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ選舉人ノ等級ナ分ツヘシ但シ一級選舉人ノ數其ノ選出スヘキ議員配當數ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員配當數ト同數ヲ以テ一級トス二級選舉人ニ付亦同シ
 被選舉人ハ各選舉區ニ通シテ選舉セラレルコトヲ得

第十七條 特別ノ事情アルトキハ市ハ府縣知事ノ許可

目的物又は營業所の在る區に依つて定まり、(二)若し其目的物又は營業所が數選舉區に在る場合には、其中で最も多くの税を課するもの、在る所の區に依つて定まり、(三)若し賦税の多少の別を立て難いときは本人の希望を申出でしめて所屬區を定め、(四)本人の申出もないときには、市が任意に之を定めることとしてある。

第六項は各選舉區は前條の規定に従ひ、其區内の者の納税額を標準とし選舉人の等級を一級乃至三級の三段に分ち尙は一級選舉人の數が其區より選出すべき議員數配當數より少ないときは、納税の多い者から順次に取つて其區に配當された議員數と同數に達するまでを一級とし、二級の場合には同様にすべきものとされてある。(第十五條第二項第三項と同旨である。)

第六項は右に如く區を分ちた場合にも、被選舉人は各選舉區に通じて選舉されることを定めたのである。即ち他區の者でも適材であると思へば選ぶことが出来るので、斯くせねば選舉の眞の目的は達せられぬからである。

第十七條 本條は特別の事情ある場合、例へば市の區域が非常に廣く、又は人口が甚だ多くあつて一個所では選舉を容易に行へぬ如きとき若しくは棄權者を多く出す

ヲ得區別ヲ定メテ
選舉分會ヲ設ケル
コトヲ得二級又ハ
三級選舉ノ爲ノミ
ニ付亦同シ

第十八條 選舉權
ヲ有スル市公民ハ
被選舉權ヲ有ス
左ニ掲ケル者ハ被
選舉權ヲ有セス其
ノ之ヲ罷メタル後
一月ヲ經過セサル
者亦同シ

- 一、所屬府縣ノ官
吏及有給吏員
- 二、其ノ市ノ有給
吏員
- 三、檢事警察官吏
及有官吏
- 四、神官神職僧侶
其ノ他諸宗教師
- 五、小學校教員

如きときは市は監督官たる府縣知事の許可を得、一定の區別を定めて各區別毎に選舉の分會を設け以て選舉の便を計るを得ることの規定である。而して此分會なるものは、通常各級に通じて設けられるのであるが、場合に依つては比較的數も多く住所も多く散在して居る者の爲に二級又は三級選舉の爲にのみ之を設けることも出来るのである。

第十八條 本條は被選舉權を有する者及び其例外の規定である。即ち第一項は選舉權を有する市の公民は皆被選舉權を有するとの原則を掲げてある、府縣會規則等には輕舉人と被選舉人とは資格を異にされてあるが、市町村制には之を同一にしたのである。

第二項は次に記す第一から第五までの者を列舉し、假令市公民であつても被選舉權を有しない例外の場合を規定されたのである。

- 一、市の屬して居る府縣の官吏又は其有給吏員 此等は市の行政事務を監督する者であるから、同時に議員となり、被監督者の地位に立つことは理に於て許されぬからである。

市ニ對シ請負ヲ爲
ス者及其ノ支配人
又ハ主トシテ同一
ノ行爲ヲ爲ス法人
ノ無限責任社員、
重役及支配人ハ其
ノ市ニ於テ被選舉
權ヲ有セス

父子兄弟タル縁故
アル者ハ同時ニ市
會議員ノ職ニ在ル
コトヲ得ス其ノ同
時ニ選舉セラレタ
ルトキハ同級ニ在
リテハ得票ノ數ニ
依リ其ノ多キ者一
人ヲ當選者トシ同
級ナルトキ又ハ等
級若ハ選舉區ヲ異
ニシテ選舉セラレ
タルトキハ年長者
ヲ當選者トス其ノ
時ヲ異ニシテ選舉
セラレタルトキハ
後ニ選舉セラレタ
ル者議員タルコト
ヲ得ス

二、市の有給吏員 選舉の結果に依つて定まる議員は、名譽職として市の事務に參與するのであるから、これと全く異なる性質を有する有給吏員は實際には事務が多忙で同時に他の職を兼ねることは事實が許さぬからである。

三、檢事、警察官、及び收稅官吏 檢事は司法事務を司り、警察官は社會の秩序を維持することを爲し、收稅官は租稅を取立てるのであつて、何れも其職務が重要で専心一意之に當らねばならぬものであるから、到底他の職を兼ねる餘裕なく且つ種々の弊害が生じ易いから職員とはなれぬ。

四、神官僧侶、其他諸宗教師 此等の者は人の精神上のことを支配する者であるから、議員など所謂俗事を兼ねるときは本務と混同し、完全の効果を收めることが出来ぬから議員になれぬこととしたのである。

五、小學校教員 子弟の教育に専心力を盡すべきものであるから、之に議員を兼ねしめれば弊を生ずるのみで少しも益がないから議員にはせぬのである。以上列記の者は其の職に在る間のみならず之を罷めた後でも一ヶ月間は被選舉權がない、何となればこの位の間は尙ほ前職の關係から、種々事情が纏綿して居